

令和2年 第4回定例会

青木村議会会議録

令和2年12月9日 開会

令和2年12月15日 閉会

青木村議会

令和2年第4回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月9日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	10
○議案第1号の上程、説明	13
○議案第2号の上程、説明	14
○議案第3号の上程、説明	15
○議案第4号の上程、説明	15
○議案第5号の上程、説明	16
○議案第6号の上程、説明	24
○議案第7号の上程、説明	25
○議案第8号の上程、説明	26
○発議第1号の上程、説明	27
○発議第2号の上程、説明	29
○陳情第1号の上程、説明	31
○陳情第2号の上程、説明	32
○陳情第3号の上程、説明	34
○令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算の説明	36
○散会の宣告	36

第 2 号 (12月11日)

○議事日程	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	3 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 9
○事務局職員出席者	4 0
○開議の宣告	4 1
○議事日程の報告	4 1
○一般質問	4 1
山本 悟 君	4 1
小林 和 雄 君	4 8
沓掛 計 三 君	5 5
居 鶴 貞 美 君	6 2
松 澤 正 登 君	7 1
坂 井 弘 君	8 5
宮 入 隆 通 君	1 1 9
○散会の宣告	1 2 9

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 2
○事務局職員出席者	1 3 2
○開議の宣告	1 3 3
○議事日程の報告	1 3 3
○委員長審査報告	1 3 3
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 3 8

○議案第4号の質疑、討論、採決	139
○議案第5号の質疑、討論、採決	141
○議案第6号の質疑、討論、採決	150
○議案第7号の質疑、討論、採決	151
○議案第8号の質疑、討論、採決	151
○発議第1号の質疑、討論、採決	152
○発議第2号の質疑、討論、採決	153
○陳情第1号の質疑、討論、採決	153
○陳情第2号の質疑、討論、採決	154
○陳情第3号の質疑、討論、採決	155
○日程の追加	155
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○閉会の宣告	157
○署名議員	159

令和 2 年 1 2 月 9 日（水曜日）

（第 1 号）

令和2年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年12月9日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 村道路線の廃止について
- 日程第 7 議案第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 7号 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第11 議案第 8号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 発議第 1号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第13 発議第 2号 地方財政へのさらなる支援を求める意見書について
- 日程第14 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について
- 日程第15 陳情第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書について
- 日程第16 陳情第 3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書について
- 日程第17 一般質問

出席議員（10名）

1番 宮 入 隆 通 君

2番 坂 井 弘 君

3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進 室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	多田治由君
商工観光移住 課長兼住長 商工観光移住 係長	中沢道彦君	保育園長	若林喜信君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	稲垣和美君	総務企画課 総務係長	小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記
------	------	------	------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第4回青木村議会定例会を開催いたします。

今定例会開催に当たりお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、9月定例議会同様に換気のため、ドアの常時開放、マスク着用、皆さんの席の間隔を空けて、職員も最少人数の出席として行います。

11日の一般質問につきまして、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。感染防止に当たり質疑、答弁とも要点を得た簡潔明瞭な内容となりますように御協力をお願いいたします。

また、本日は、報道関係のカメラが入りますので、御承知おきください。

日程に入る前に、皆様に御報告申し上げます。11月25日付で堀内総務建設産業委員長より、委員長の辞職願が提出されました。これを受けて、12月1日に総務建設産業委員会が開催され、委員長に松澤正登議員、副委員長に堀内富治議員が選任されましたので御報告いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君） それでは、日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、宮入隆通議員、6番、沓掛計三議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮下壽章君） 日程第2、会期決定について議題にいたします。

お諮りします。

去る12月3日、議会運営委員会において、本定例会の会期は、本日9日から16日までの8日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月16日までの8日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日9日開会、議案説明のみで散会といたします。10日木曜日は議案審査のため休会、11日金曜日は一般質問、12日と13日は休日のため休会、14日月曜日は議案審査のため休会、15日火曜日は審議・採決、16日水曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、令和2年第4回青木村12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんには御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より、議員の皆様方には村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

今年は台風もなく、久しぶりに自然災害のない年となりました。しかしながら、今、猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の拡大は、人類にとって今世紀最大の危機とも言うべきことと思っております。

最近になりまして、全国的な急激な増加を見せまして、第3波が拡大し、感染者数は大阪府では連日3桁を数え、県内でも2桁で推移し、北信地域ではレベル4の「特別警戒」を発令、上田圏域は感染レベル3に引き上げられております。村でも8月に感染者が確認されましたが、適切な処置を取っていただき、その後、村民の皆さんには感染防止に努めていただいております。

これから、年末年始あるいはインフルエンザ流行期を迎えますが、引き続き、村民の皆さんとともに感染防止対策に努めてまいりたいと思います。コロナ禍の中、村民の皆さんが落ち着いた行動を取られていることは、さすがに義民の子孫と誇らしく思っているところでご

ざいます。

さて、11月25日付、内閣府発表の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルスの影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られる」としております。

さて、予算編成の時期となりました。

国の令和3年度予算を取り巻きます環境と概算要求の具体的な方針についてでございますが、国の令和3年度予算編成においては、新経済・財政再生計画に基づき、これまでの歳出改革の取組を継続し、経済再生と財政健全化をしっかりと進め、次の世代に未来をつないでいくことが重要であるとしております。

日本の財政は、少子高齢化に伴います財政悪化という構造的な課題に直面している。経済面についても人口減少・少子高齢化の進行、生産性と成長力の伸び悩みなど、数多くの課題への対応が求められている。新たな課題として現れた新型コロナウイルス感染症への対応など、緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとする。年金、医療等に関わる経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う前年度からの増加の扱い等については、予算編成過程で検討すると述べられております。

次に、県の令和3年度当初予算編成方針でございますが、本県の財政状況は、今年度については財政調整のため、基金を当初予算において124億円、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月補正予算において約15億円取り崩していることに加え、同感染症拡大の影響により、県税収入が法人2税を中心に、当初見込みを100億円余り下回り、財源不足がさらに拡大することが見込まれる。

来年度については、感染症の影響の長期化に伴う県税収入のさらなる落ち込みが見込まれていること、高齢化等による社会保障関係費の増加などにより硬直的な構造が続くこと、地方財政対策の動向が予断を許さないことなどから、厳しい財政運営を強いられることが懸念される。一定の仮定の下では、140億円を超える収支差が生じる試算となっており、歳入歳出両面にわたり財源確保に取り組み、収支差の圧縮に努めるとしております。

これから来年度の村の予算編成に入るわけでございますが、コロナ禍の影響を受け、大変厳しい中での作業になると思います。令和3年度第5次長期振興計画後期基本計画の最終年度であります5年目に入り、日本一住みたい村づくり計画の実現に全力で取り組む必要がございます。

特に来年度は、コロナ禍と昨年の台風19号の影響で、各種の税金、使用料など猶予申請もこれから増え、大幅な税収の落ち込みは避けられないと予想されます。最優先は新型コロナ

ウイルス感染症対策と、この痛みを受けた、また受けるであろう村民の皆さんへの公平・平等な対策を行うことでもあります。このような中、創意と工夫で最大の効果が得られるよう、住民の皆さんの参画をいただきながら、職員の英知を結集して、元気で豊かな村づくり、日本一住みたい村づくりに取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中、村民の皆さんが将来に夢を持って、先々を見通した施策を、スピード感を持って、年々増える社会保障への対応を図りながら、議会、そして住民の皆さんの声をよく反映し、将来を見据え、単に金額だけではなく、内容が充実した予算編成をしてまいります。

次に、さきの9月定例会閉会后、本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

9月23日、高齢者祝賀事業による訪問を行いました。米寿27名、白寿4名、100歳4名、102歳3名、104歳1名、107歳2名の方々が御長寿のお祝いの日を迎えられました。これからも元気にお過ごしいただきたいと思っております。

10月1日、村営バスが、平日昼間の時間帯のみ事前予約によります、希望の場所で乗降できるフルデマンド方式での運行となりました。また、11月25日にはデマンド1号として、7人乗りの新車を1台導入いたしまして、出発式が行われました。早速利用者の増、運転効率の向上などの効果が出ております。

11月17日、地域おこし協力隊の高橋隊員の企画によります青木村産のコシヒカリを活用した戀渡米の販売を道の駅あおきで開始しました。新米1キログラムが入り、観光の宣伝を兼ねた花柄のかわいいパッケージも好評でございまして、販売数は既に100袋を超えております。

11月21日、今年もまたふるさと公園あおきにイルミネーションが点灯されました。コロナ禍の中、村民の皆さんの心を癒したいとの商工会青年部の御厚意で、今年は早めの点灯を行い、来年1月末まで楽しんでいただく予定でございます。

11月18日から25日まで、全12地区での要望を現地で確認させていただきました。今年は、台風は来なかったのですが、河川・水路関係の要望が多く、道路関係、防犯灯等と合わせまして、計243か所の御要望をいただきました。

11月26日、青木村商工会60周年記念式典が挙行されました。昭和35年、各事業間の連携によります地域経済の発展を目指して創立され、自来60年の長きにわたりまして村の発展に大きく寄与されました。現在の会員は150名でございまして、6つの部会に分かれ、コロナ禍の中でも積極的に活動されていることに敬意を表するところでございます。

教育関係では、9月19日、小学校の運動会が行われました。競技種目を精選し、保護者や来賓も限定するなど、新型コロナ対策を行った中で行われました。それぞれの学年で工夫したダンスや義民太鼓、短距離走が元気よく実施され、運動会ができた喜びを感じることができました。

9月25日、26日に中学校のこまゆみ祭が行われました。コロナ禍で大変な学校運営の中でございましたが、中学3年生を中心に、見事な意見発表や合唱コンクール、義民太鼓、当郷の壁塗り踊りなどが行われました。コロナ禍に負けず、懸命に努力している中学生の姿に感動を覚えました。

10月3日、保育園の運動会が行われました。感染防止に努めながら、内容を精選して行われました。特に年長さんが頑張っており、保育園の中心として活躍している様子がよく分かりました。

10月21日、22日には、小学校6年生が山梨へ修学旅行に行ってきました。本来は東京方面へ行くはずでしたが、東京は無理と判断いたしまして、子供たちが自分たちで周辺の県を調べ、目的地を山梨に決めての修学旅行でした。昇仙峡やミレーの美術館、山梨県立リニアモーターセンター、富士急ハイランド等を見学し、充実した修学旅行になりました。

10月30日から11月1日に、青木村総合文化祭が行われました。作品展示や公民館のサークル発表は、希望を取っての開催といたしました。土曜日は、新進気鋭の角野隼斗さんのピアノコンサートが行われました。ショパンコンクール亜細亜大会で、金賞を受賞するほどの方に演奏を依頼することができました。日曜日は義民太鼓や壁塗り踊り、手話ダンスや消防団のラップ演奏など、11の団体の発表がありました。

その他、今年の村の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

1月28日、地域防災力向上行動計画策定委員会が開催されました。昨年の台風19号災害の教訓を基といたしまして、災害対策の検証と地域防災の在り方を検証し、行動計画を策定するものでございます。

3月、「青木村健康寿命延伸計画 好きだよ！青木村～元気に・豊かに・健やかに～」を策定しました。病気予防、早期発見など、村民の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図っていきます。

3月23日、NPO法人信州ええっこ村が、信州おもてなし大賞、激励賞を受賞をいたしました。農村体験を通した国内外の青少年の健全育成に寄与する活動、他の規範となるホスピタリティーが評価されたものでございます。

4月18日、五島慶太未来創造館が開館いたしました。多くの皆さんとの交流の拠点となることが期待されております。

7月23日、東山道青木宿、戀渡屋が道の駅あおき内にオープンしました。ソフトクリームやアオキノコちゃん焼きなど人気の軽食を御提供しております。

8月1日、青木村花火大会が開催されました。多くのイベントが中止される中、「地域の元気と勇気を！」の願いを込めて打ち上げられました。

次に、今議会をお願いしております補正予算の概要を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,350万6,000円を追加いたしまして、総額を37億3,410万4,000円とするものでございます。

歳入の主なもの、まず国庫補助金についてでございますが、介護保険事業費補助金等で157万6,000円、教育費補助金は学校再開に伴います感染症対策支援等に107万2,000円、県の補助金といたしまして、児童福祉費補助金は保育園・児童センターの感染症拡大防止事業補助金として100万円、寄附金といたしまして、一般寄附金は青木運輸倉庫株式会社代表取締役、五味香様より、インフルエンザ予防接種助成費用といたしまして150万円の御寄附をいただきました。

村債といたしまして、まず緊急防災・減災事業債は、広域避難所として利用が見込まれます老人福祉センターへの空調設備設置工事費用の財源の借入といたしまして1,400万円、繰入金といたしまして、財政調整基金は、当初一般財源の不足分に充てておりましたけれども、12月、人件費補正によります減額がありましたので、610万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてでございますが、職員の人件費につきましては、人事異動に伴う補正と国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に併せまして計上いたしました。共済費、退職手当分の町村総合事務組合負担金は、今年度導入されました会計年度任用職員の分の負担金の決定により、921万1,000円の減でございます。消防施設費は、老人福祉センター空調設備設置工事費用と設計業務委託料として1,484万6,000円の増でございます。村営バスの運行管理費でございますが、地域路線バス維持対策負担金に186万8,000円の増、それぞれ計上いたしましたところでございます。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

次に、私ごとでございますが、来年4月に予定されております村長選挙について触れさせ

ていただきたいと思います。

8年前、そして4年前、「元気で豊かな村づくり」「青木村がもっと輝き、日本一住みたい村へ」を選挙公約といたしまして村長選に立候補し、その結果、多くの皆さんに御支持をいただき当選をさせていただきました。我が人生、最も感激をいたしました出来事でございます。

この7年7か月、当面の課題解決と中・長期的な展望の中で、村の財政が厳しい折、国・県、民間の力を借りての村づくりに全力投球をしてまいりました。果たして、村民の皆さんや議員の皆様方から合格点をいただけるか心配なところでございます。

長年の懸案でございました国道143号青木峠新トンネルは、バイパスといたしまして、令和2年度、県において事業着手となりました。企業誘致もようやく実を結びまして、東京証券取引所一部上場企業の工場を建設するための造成工事が始まりました。国のモデル事業といたしまして、五島慶太未来創造館も開館することができました。また、五島慶太未来創造館の建設、タチアカネそばの生産・販路の拡大、義民太鼓のアイランド文化交流事業など、民間活力の活用にも意を用いてきたところでございます。

交流人口の確保、財政力の強化、若者の定住の促進、民間からの応援など、村の課題を解決いたしまして活性化につながる基盤づくりができつつあると思っております。そして日常生活の利便性、子育てのしやすさや老後の医療・介護体制の充実さなどを評価いただきまして、住みたい田舎日本一の村にもなりました。これはひとえに、私の1人の力ではなく、議員の皆様、村民の皆さん、そして役場職員の皆さんの御支援・御協力があって成し遂げられたものでございます。

しかしながら、今年春先から新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、ただいまは第3波の中、全世界は今世紀最大の危機に直面していると思っております。世界中の英知を集めて、なお安全かつ十分な治療薬やワクチンの開発・製造には、まだしばらく時間を要するようでございます。村の行政にとりましても、村民の皆さんの命と生活を守ることが何よりも優先すべき喫緊の重要課題でございます。

新型コロナウイルス感染症が終息しても、経済、医療、行政など、人々の暮らしに与えた打撃をあまりにも大きく、以前のような生活に戻るには、恐らく長い時間が必要になると思っております。歴史的に見ましても、スペイン風邪など感染症の蔓延は、社会の変化を加速させてきました。

私たちが、これらの環境の激変に耐えられる役場組織の構築、職員の意識改革に努め、今

回のコロナをきっかけに、新しい村づくりの課題を洗い出し、目標を再構築して、未経験の困難に打ち勝っていかなければならないと思います。

そして、青木村の5年、10年後、そしてさらにその先の未来を見据えたとき、しっかりした中・長期的な展望の中で、発展軸のレールを敷かなければならないと考えます。構造的に少子化高齢化の進む中ではありますが、青木村には自然環境や歴史、文化、そして人材など様々な豊かな資源があり、大きな可能性を秘めております。これらをどのように生かしていくかが大きな課題でございます。

当然でございますが、私は4年を一区切りといたしまして、この職を務めさせていただいております。次にすべき仕事は、村の将来展望の中で、新型コロナウイルス感染症対策を最優先といたしまして、福祉・介護・医療の充実、若者を育む施策に特に力を入れていきたいと考えております。それに必要な財源確保のため、操業開始予定であります大規模工場の建設や新たな企業の誘致、新トンネルの早期着工・完成を目指した経済活動の活性化を図っていく必要があると考えまして、次期村長選に立候補をさせていただき決意を固めたところでございます。

幸いに健康にも恵まれまして、気力も満ちておりますことから、ぜひ村民の皆さんから次期村長としての負託をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

初めに、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、片田総務企画課長、説明をお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、お願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年11月27日 地方自治法第179号の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

1枚おめくりいただいて、最終ページに改正概要をおつけいたしましたので、御覧いただければと存じます。

一般職の給与に関する条例の一部改正概要でございます。

令和2年人事院勧告の国及び県人事院勧告に基づき、国、県が実施する給与制度の見直しを踏まえ、当村においても民間の給与水準との均衡を維持しつつ実施するものでございます。具体的には、期末勤勉手当の改定で年間支給月数を4.45月分から4.40月分へ0.05月分引き下げ、引下げ分については期末手当に反映させるものでございます。

再任用職員にあっては、年間支給月数を1.45月から1.40月分へ引き下げるものでございます。また、令和3年度からの支給分については平準化し、6月・12月支給とともに一般職員にあっては1.275月とし、再任用職員にあっては0.70月とするものです。

下の表にまとめて表記をさせていただきますので、御参照いただければと存じます。

以上、報告第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。御審議いただき、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 2項目め、青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、片田総務企画課長、説明願います。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年11月27日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに改正概要をおつけしましたので、ご覧いただければと存じます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用することとなっておりますが、令和2年12月支給分については、改正後の給与条例に定められている支給割合100分の125ではなく、改正前の支給割合100分の130により支給額を計算するため、また令和3年度の支給割合を、こちらについては一般職同様に年間2.55月分とするため改正を行うものでございます。

以上、青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に

ついて御説明いたしました。御審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 3項目め、青木村営バス設置条例の一部を改正する条例について、片田総務企画課長、説明願います。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） よろしく願います。

青木村営バス設置条例の一部を改正する条例。

令和2年9月30日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに概要を付けさせていただいておりますので御覧いただければと存じます。

改正の概要でございますが、令和2年10月1日より運行を開始しております村営バスデマンドバスについて、必要な事項について条例を改正するものでございます。

第3条では、運行の区域を規定するもので、既存の路線にデマンド方式によります運行線を追加し、デマンド方式は始点終点を定めておりませんので、村内一円と定めるとともに、経由地については、乗り合いの場合には、他者の目的地を経由する場合があることを定めてございます。

第4条では、デマンド専用として、購入する車両を追加するため、台数を5台以内と改正するものでございます。

第5条では、運行回数を9往復と規定していますが、デマンド運行方式線では、予約の件数によりまして運行回数が異なりますことから、デマンド運行方式線を除く定期路線を9往復とするものでございます。

第8条第2項では、村営バスの料金を規定してございます。デマンド方式によります料金の体系を追加し、整理を行ったものです。それに伴い、第3項と第4項が不要となるため削除し、第5項から第8項を繰り上げる内容となっております。

以上、青木村営バス設置条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。御審議いただきお認めくださいますようよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第4、議案第1号 青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページに概要がございますので、御覧ください。

まず初めに、条例制定の経緯を記してございます。こちら、全国の町村議会議長会が多様な人材を確保するための環境整備の一環として、令和元年11月13日に開催しました第63回町村議会議長全国大会において、選挙公営の拡大を要望されました。また、全国町村会が令和元年11月27日に開催した全国町村長大会において、選挙公営について要望をされたところでございます。

第201回通常国会におきまして、公職選挙法の一部を改正する法律案が議員提案として提出され、可決・成立・公布となりました。町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円となりました。町村議会議員選挙及び町村長選挙において、選挙公営が拡大されることになりました。

町村議会議員の選挙における立候補に係る環境の改善が図られることにより、候補者の費用負担が軽減され、町村議会議員の成り手不足を解消するための一助になると考えられております。

2番目に、条例制定の概要でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に併せたものでございます。今回の公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙において供託金が導入されるとともに、各町村にて条例を定めることによって、選挙公営を公費で実施することとなりました。

本条例の主な内容は以下のとおりとなっております。

まず（1）、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

- ①選挙運動用自動車の使用
- ②選挙運動用ビラの作成
- ③選挙運動用ポスターの作成

以上の3点が公営対象となりました。

(2)として、町村議会議員選挙におけるビラ配布、こちら上限1,600枚の解禁

(3)としまして、町村議会議員選挙における供託金制度15万円の導入が主な内容となっております。

以上、青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案)について御説明申し上げました。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第5、議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

説明に入らせていただきますが、条文の朗読については割愛し、3ページにおつけしてございます資料に基づきまして説明させていただきますので、御了承ください。

改正の理由、根拠でございますが、個人所得税の見直しに伴い、軽減判定所得基準を見直す地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、平成30年度の税制改正における個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方式を見直し、国民健康保険税の減税に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げ、次のとおり見直すこととしますということで、下に各税率の軽減判定に伴います際の式が示してございます。

具体的には、税制改正による給与所得控除等の見直しにおいて、給与所得控除額を一律10万円引き下げることとなりましたので、結果として軽減判定に使用します所得金額が増加することとなり、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるという状況があります。その

影響をなくすために、資料にお示したように、判定に使用します基準額の引き上げを行う
ものでございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第6、議案第3号 村道路線の廃止についてを議題とし、提案者
の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、議案第3号 村道路線の廃止についてをお
願いします。

道路法第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり村道路線を廃止するものとする。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

廃止路線、番号3048番、路線名、当郷国道北4号線、起点、大字当郷字岡石299番地、終
点、大字当郷字岡石284番地。

裏面の図面、配置図を御覧ください。

この路線は、岡石工業用地の中央を南北に走る道路ですが、工業用地の整備により廃止と
させていただくものでございます。総延長は260.5メートル、道路幅員は4.75メートルから
5.8メートルとなっております。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしく願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第7、議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につい
てを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第4号の固定資産評価審査委員の選任についてでございますが、
これは人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に改めて提案させていただきます
ので、よろしく願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第8、議案第5号 令和2年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、総務企画課長より説明をいただき、歳出については、教育長、各担当課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

令和2年度青木村一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,410万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的、緊急防災・減災事業債、限度額、補正後が1億5,690万円とするものでございます。

新たに広域避難所に指定しました老人センターの広間に空調設備を設置する工事のため、1,400万円の借入増となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入については、一括して御説明申し上げます。

初めに、款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生費負担金は12万3,000円を追加し、610万1,000円とするもので、節2上下水道費負担金は水道会計からの負担金で、一般会計で支出しております職員の人件費分が見込みより増となったものでございます。

同じく、目4土木費負担金は、8万5,000円を減額し、1,051万4,000円とするもので、こちらは下水道関係の人件費負担金が見込みより減でございます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料は2万円を減額し、244万8,000円とするもので、節3総務管理費手数料は情報センターの広告宣伝手数料が見込みより減でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は157万6,000円を追加し、4億4,939万1,000円とするもので、節1社会福祉費補助金、014から035まで、それぞれ見込みより増となりました。

目5教育費国庫補助金は、107万2,000円を追加し、1,511万1,000円とするもので、節1教育費補助金の019学校臨時休業対策費補助金7万2,000円は、新型コロナウイルスによります臨時休校に伴い、キャンセルできませんでした給食食材分に対する補助金でございます。020学校保健特別対策事業費補助金は、学校再開に伴う感染症対策支援事業で、小・中学校それぞれ50万円ずつ、計100万円が交付となりました。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目1民生費補助金は、102万円を追加し、1,456万6,000円とするもので、節1社会福祉費補助金2万円は、民生児童委員交付金が見込みより増、節2児童福祉費補助金は、新型コロナ感染症拡大防止事業補助金の児童福祉施設分としまして、児童センター、それから保育園にそれぞれ50万円、計100万円が補助されるものでございます。

続きまして、款17項1寄附金、目1一般寄附金ですが、150万円を追加し、1,350万2,000円とするもので、青木運輸倉庫株式会社様より感染症対策に役立ててほしいと、御寄附をいただいたものでございます。

続いて、款18繰入金、項1目1基金繰入金は、610万円を減額し、4億5,045万1,000円とするもので、財政調整基金610万円の減は、一般財源の支出が減となったことによります減額でございます。

款20諸収入、項4目1雑入は、42万円を追加し、2,976万9,000円とするもので、節3雑入の次世代自動車振興センター補助金は、村で導入しました電気自動車に対する補助金でございます。

款21項1村債、目2緊急防災・減災事業債は、1,400万円を追加し、1億5,690万円とするもので、指定避難所の空調設備設置工事ということで、老人センター広場にエアコンを設置するための費用を借り入れるものでございます。

次にページ、11、12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係でございますけれども、款1項1目1議会費は、12万円を減額し、4,012万3,000円とするもので、節1報酬の議員報酬は、減額条例に伴います減となります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、817万1,000円を減額し、1億9,059万5,000円とするもので、節2給料から節4共済費までは特別職については減額条例、その他は人事異動並びに人事院勧告によるものですので、以降、説明のほうは省略をさせていただきます。

節7報償費並びに節10需用費につきましては、先ごろ、上原一二氏が旭日双光章の栄に浴されました。このことによる叙勲祝賀式を開催する予定でございまして、そちらに係る費用として計上させていただいております。なお、感染拡大防止の観点から、現時点では式典のみで祝宴は執り行わない方向で計画をしているところでございます。

続きまして、13ページ、14ページにまいりまして、目5財産管理費ですが、14万9,000円を追加し、2億9,243万1,000円とするもので、節11役務費の自動車保険料は、このたび新たに購入しました公用車等に係る保険料を追加で計上させていただきました。

目6企画費は、14万1,000円を追加し、4,358万円とするもので、節12委託料は、ただいま作成中でございます地域防災力向上行動計画のダイジェスト版の印刷、委託料を新たにお願ひするものでございます。

目7諸費は、1万5,000円を追加し、892万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金の自転車用ヘルメット購入補助金は、自転車を運転する村民が安全対策のためにヘルメットを購入した場合、3,000円を上限に2分の1を補助する費用として計上いたしました。

目8情報通信サービス事業費ですが、2万円を減額し、3,411万7,000円とするもので、節10需用費の修繕料20万円は、情報センターの建物等の修繕に係る費用が見込みより増となったものでございます。

以下については記載のとおりでございます。

続いて、目10地方創生プロジェクト事業費ですが、補正額の増減はございませんが、充当財源が増えましたことにより、一般財源が249万2,000円減となっております。

次のページまいりまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は186万2,000円を追加し、2,404万9,000円とするもので、節11役務費の通信運搬費7万5,000円は、運行形態変更に伴い導入いたしました携帯電話の電話料と待合室に設置しました控室というか待機場所ですね、運転手の待機場所に設置しました情報電話使用料、こちらを計上をいたしました。

節18負担金補助及び交付金186万8,000円は、千曲バスへの運賃低減事業によります負担金ですが、コロナの影響によります学校の休校ですとか、利用者の減によりまして負担額が増となったものでございます。

続いて、最下段にまいりまして、項5の選挙費でございます。

目7村長・村議会議員選挙費は、48万3,000円を新たにお問い合わせするものでございまして、来年4月に予定されております村長・村議会議員選挙に係る準備費用として、ここで補正をお願いするものでございます。

飛びますが、29、30ページをお願いいたします。

中段ですが、款8項1消防費、目3消防施設費ですが、1,484万6,000円を追加し、3,605万3,000円とするもので、節12委託料並びに節14工事請負費は、避難所に指定しました老人センター大広間への空調設備の設置に関わる設計委託料と工事費をそれぞれ計上をさせていただいております。

続いて、35ページ以降でございますけれども、特別職と一般職の給与明細書をおつけしてございます。こちらは、人事異動や今回の人勤に関わる数値を反映させたものとなっておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上、議案第5号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明をいたしました。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、税務会計課関係について説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費についてですが、4万円を減額し、1,878万円とするものでございます。節3の職員手当、4,000円の減、節4の共済費3万6,000円の減でございまして、人事院勧告と実績に伴いまして補正するものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费についてでございますが、241万5,000円を追加し、2,673万

1,000円とするものでございます。

目1 税務総務費、節1 給料から節4 共済費については、人事異動及び人事院勧告等により補正するものでございます。

節18負担金補助及び交付金、地方税電子化協議会負担金につきましては、1万3,000円を追加するもので、見込みより増となったものでございます。

節22償還金利子及び割引料の002償還金の住民税還付金他につきましては、120万円を追加するものでございまして、法人住民税の確定申告によります予定納付額の精算に係る還付金等の見込みより増になったものでございます。

目2 賦課徴収費、節11役務費は2万8,000円を追加するもので、004の手数料で軽自動車税環境性能徴収取扱費が見込みより増となったものでございます。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款2 総務費、項4 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費13万9,000円を増額いたしまして、3,582万6,000円とするもので、節3、節4、こちらは人勧等によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費43万円を増額し、7,185万5,000円とするもので、節1 報酬でございしますが、民生児童委員の報酬につきましては、村の福祉委員分と県からの民生児童委員分を合わせてお支払いしておりますが、今回は県分の報酬単価の改定によるものでございます。節2 給料から節4 までは人勧等に伴うものでございます。

目3 老人福祉費176万4,000円を追加し、2億4,524万4,000円とするもので、財源内訳の特定財源は歳入で御説明いたしましたとおり、9万2,000円を後期高齢者医療電算委託料の制度改正対応に50万7,000円を介護保険事業費補助金のほうへ繰出金に充てるものでございます。

節12委託料は、高齢者生活福祉センター運営委託料で、9月議会でお約束いたしました個室使用料の見直しにより、減収となった分をレポートに対し、今年度に限り補填するものでございます。

節27繰出金は、介護保険のほうで御説明申し上げます。

目4地域包括支援センター費5万7,000円を減額し、2,704万8,000円とするもので、節2から19ページの節4までは人勸等に伴うものでございます。

目16特別定額給付事業費97万9,000円を追加し、4億4,020万3,000円とするもので、節1報酬から節12委託料までは事業実施に伴う事務費の清算でございます。

節18負担金補助及び交付金は10万円の増で、給付実績で1人増えて4,352人となりました。

節22償還金利子及び割引料は国から事務費として500万円を交付されておりますが、精算により不要となった分をお返しするものでございます。

少し飛びまして、21ページですが、項2児童福祉費、目7ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費は支出科目の振替でございまして、需用費を減とし、同額を職員手当のほうに充てるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費290万6,000円を追加し、6,214万9,000円とするもので、節1報酬は、検診等の雇人料が見込みより減となったものでございます。節2から節4までにつきましては、人勸のほかに職員の1名増によるものでございます。

目2予防費は、財源振替でございます。歳入で御説明を申し上げました寄附金でございますが、インフルエンザ等の感染予防にありがたく使わせていただきます。

以上、住民福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

建設農林課関係での節2給料から節4共済費では、人勸等によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

25ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、33万7,000円を追加し、4,848万4,000円とするものでございます。

節1報酬3万7,000円につきましては、市民農園畑おこし作業に伴います臨時雇人料等でございます。

節18負担金補助及び交付金、6次産業フロンティア支援金30万円につきましては、農薬や肥料に頼らない小麦を活用した加工品開発に伴う要望がありましたので、計上させていただきました。

項2林業費、目2林業振興費につきましては、当初、森林づくり推進事業に伴います認証材の机等を計画しておりましたが、今年、春の雪害による倒木等の被害があり、松くい虫対策を実施している中で放置しておりますと、守るべき松林の被害の拡大も危惧されるために、当事業の活用で松くい虫防除事業を拡充するものでございます。

節17備品購入費93万5,000円を節12委託料へ振り替えるものです。

29ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費68万7,000円を追加し、3,291万円とするものでございます。

節16公有財産購入費70万円につきましては、中村地区、湯本地区内道路新設の用地費が増となったものでございます。宅地面積分の増が主なものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。いずれも人件費のみでございます。

25ページ、款6項1商工費、目1商工総務費419万減で1,881万1,000円とするものでございます。これは主に所属職員の人事異動に伴う減でございます。

続きまして27ページ、目4昆虫資料館費42万4,000円の減で942万5,000円、また、目5移住定住促進費135万1,000円減額で、1,856万7,000円でございます。これにつきましては、主に会計年度任用職員の採用期間の変更や採用形態の変更に伴うものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、保育園関係について御説明いたします。

19ページ、20ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、264万6,000円を増額し、1億3,063万2,000円とするもので、節1報酬915万1,000円の増は、パートタイムの会計年度職員に係るもので実績による増です。

節2給料665万6,000円の減は、フルタイムの会計年度任用職員に係るものが主なものです。パートタイムでの勤務を選択された保育士が多かったことにより、報酬の増、一方で給料の減となっています。

節3職員手当等113万8,000円の減は、実績に伴うものです。

次のページをお願いいたします。

節4共済費5,000円の減も実績によるものです。

節8旅費34万8,000円は、パートタイム職員の通勤手当ですが、これもフルタイム職員の通勤手当減、パートタイム職員の通勤手当の増によるものです。

節10需用費31万4,000円の増は、未満児室手洗い、それからトイレの修繕に係るもの20万9,000円、リズム室引き戸修繕7万1,500円、それから誘導灯の修理3万3,000円が主なものです。

節12委託料13万8,000円の増は、未満児担当保育士の増により、検便検体数の増です。

節17備品購入費31万4,000円の増は、来年度未満児受入れの準備に伴う未満児用の机2台、未満児用の椅子10脚を見込んでいます。

節22償還金利息及び割引料18万円の増は、令和元年度実績に伴う県費の返還金です。

以上、保育園関係の補正予算について御説明いたしました。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

21ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、50万6,000円を増額して、1,517万1,000円といたしました。節1報酬の増と節4共済費の増は、人件費が見込みより増になったものでございます。

次に、29ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費ですが、111万6,000円を増額して、3,960万7,000円といたしました。節2給料の減と節3職員手当等の減は、給料の減額や人事異動に基づくものでございます。

節4共済費の増は、見込みより増になったものでございます。

31ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費でございますが、61万6,000円を減額して、合計8,108万

5,000円といたしました。

節3職員手当と節4共済費の減は、人事異動によるものであります。

節14工事請負費についてですが、減額部分はGIGAスクール構想によるネットワーク整備事業の減で、アクセスポイントを集約化したことによる減額でございます。増額部分は、児童の身長に見合うように、1階の洋式のトイレを1か所改修するものでございます。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費ですが、108万円を減額して、合計6,843万7,000円といたしました。節2給料、節3職員手当等の減は、1名の嘱託職員が県費職員に任用替えになったための減額でございます。

節14工事請負費の減は、ネットワーク整備工事が見込みより減になったためでございます。

節17備品購入費の増は、来年度から中学校の教科書が新しくなるため、教師用指導書と教師用デジタル教科書を購入する費用でございます。

次に、項4社会教育費として、目3文化会館費、それから目6美術館費、続いて、目7図書館費の増減につきましては、人件費が見込みより増、または見込みより減になったものでございます。

次のページの目10五島慶太未来創造館費でございますが、87万円を増額いたしました。主な理由は、1名の職員をパートタイムからフルタイムに任用替えしたものでございます。

項5保健体育費、目2体育施設費の減も人件費が見込みより減になったものでございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第9、議案第6号 令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

議案第6号 令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,299万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金93万3,000円を追加し、1,953万円とするもので、節1事務費等繰入金は、一般会計からの繰出金を繰り入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。

3 歳出。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費93万3,000円を追加し、342万円とするもので、節12委託料は、電算システムの改修に係るもので、介護報酬改定等の対応でございます。

以上、青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 議案第7号 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、議案第7号 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算。第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、第1項営業費用12万3,000円を追加し、1億8,122万円といたします。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いします。

補正予算内訳書でございます。

収益的支出。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費12万3,000円を追加し、1,557万2,000円とするものでございます。人勧等による人件費の増減でございますが、給料につきましては、企業会計以降によります打切り締切りに伴いまして、会計年度任用職員分の増加分となっております。

給与費明細書以降につきましては、一般会計に準じておりますので、省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第11、議案第8号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第8号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、第1項営業費用、8万5,000円を減額し、2億986万7,000円とするものでございます。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

3 ページをお願いします。

補正予算内訳書、収益的支出。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目3 総係費8万5,000円を減額し、1,607万7,000円とするものでございます。人勧等による人件費の減額でございます。

給与費明細書以降につきましては、一般会計に準じておりますので省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第12、発議第1号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを議題とし提案書の説明を求めます。

松澤正登議員。

○3番（松澤正登君） それでは、御説明させていただきます。

発議第1号、令和2年12月9日。青木村議会議長、宮下壽章殿。

提出者、青木村議会議員、松澤正登。

賛成者、青木村議会議員、堀内富治、沓掛計三、宮入隆通。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面をお願いいたします。

初めに、朗読をさせていただきます。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

現在、世界は異常な気象変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。

わが国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、防風、豪雪など、自然災害の頻発化、激甚化の危機にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、住民の生命・財産を守る「防災・減災・国土強靱化」は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化、進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

しかしながら、国土強靱化等に関しては、対策を要する箇所が未だ多く残されていることに加え、老朽化の進むインフラの計画的な予防保全や、災害リスクの増大に対応した道路網の整備等が必要であり、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へのつなげるためにも「防災・減災・国土強靱化」のより一層、十分な予算の安定かつ継続的な確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。

2、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の確保を図ること。

3、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということで、議決後につきましては、下にあります提出先に意見書を送りたいということでございます。伴いまして青木村村議会ということで提出をする予定でございます。

補足でございますけれども、平成30年7月、豪雨、また平成30年台風第21号、北海道東部地震が発生するなど、災害が頻発、激甚化しました。災害により多くの尊い人命が失われ

ました。重要なインフラの機能に支障を来すなど、我が国の経済や人々の生活に多大な影響が発生しました。政府は重要インフラの総点検の結果を踏まえ、平成30年12月14日に防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、緊急対策が取られ、従来の取組に加えて災害時に人命、経済、暮らしを守り支える重要なインフラ機能が維持できるように、7兆円の予算で3年間集中して緊急を要する対策を進めてまいりましたが、期限が令和3年3月末で終了になります。

しかし、毎年のように大災害が発生しており、国土強靱化には追いつかない状況にあります。菅総理は、12月1日の閣僚懇談会で防災・減災・国土強靱化対策で令和3年から5年間の計画で15兆円の事業規模を関係閣僚に取りまとめを指示をしたようであり、新たな5か年計画は、河川の堤防の整備、機能を損なわない前のインフラの更新、情報通信技術を活用した維持管理などの整備の充実を考えているようであり、

我が村におきましても、気象観測の整備、新青木トンネルの整備による輸送路の確保など、また各地区から要望が上がっております河川整備などの期待をしているところでありますし、及んでおります。

議員の皆さんには御趣旨を御理解いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

◎発議第2号の上程、説明

議長（宮下壽章君） 日程第13、発議第2号 地方財政のさらなる支援を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松澤正登議員。

○3番（松澤正登君） それでは、御説明を申し上げます。

発議第2号、令和2年6月9日、青木村村議会議長、宮下壽章殿。

提出者、青木村村議会議員、松澤正登。

賛成者、青木村村議会議員、堀内富治、沓掛計三、宮入隆通。

地方財政へのさらなる支援を求める意見書（案）ということで、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

裏面を見ていただきたいと思います。

初めに、朗読をさせていただきます。

地方財政へのさらなる支援を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染症の拡大は、我が国に甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国による機動的かつ大規模な経済対策など、国と地方が一体となって徹底した感染予防対策に取り組んでいる中で、一定の収まりを見せていたが、再び感染者は増加し、第3波ともいえる全国的な感染拡大は歯止めがかからない状況であり、国民生活への不安が続いている。

地方自治体においては、これまで緊急な公共施設の閉鎖や休校に伴う対策、各福祉施設への感染防止策、さらには地元中小事業者の経営存続支援などを独自に行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を貴重な財源として活用してきた。

しかし、専門家の提言では、新型コロナウイルス感染症の終息までにはさらに長期にわたる対応が必要であることが予想されている。また、住民の暮らし方の変化や収入の減少等もあり、経済活動の縮小による倒産や廃業も起きており、今後新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大や長期化に向けて、総合的な対策が必要不可欠となっている。

国において、本年度の第2次補正予算として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加等の対応がとられ、地域の実情に即した活用が図られているところであるが、終息は見通せない状況にある。

よって、国においては、地方自治体が機動的に新型コロナウイルス感染症対策について、必要かつ十分な方策を行うため、引き続き、さらなる財政支援について継続的に措置されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議決後につきましては、内閣総理大臣以下、関係大臣宛てに意見書を提出する予定でございます。

少し、補足をさせて説明をさせていただきます。

日本における新型コロナウイルス感染症は今、第3波とも言われる真ただ中にいます。日本国内で新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、小・中学校においては臨時休校の処置が取られ、また緊急事態宣言、都道府県をまたぐ移動の自粛や医療機関への過度の負担など、社会的、経済的に大変大きな影響を及ぼしてきました。

先頃、毎年開催されております商工懇談会が行われました。私も総務建設委員として参加したわけですが、各業界とも経営経済活動は大変厳しいというお話でした。報道では、

世界、国内の至るところ、経済活動が大きな打撃を受けているということは承知していますが、より身近な話として受け止めたところであります。

このような非常に厳しい状況にあって、今年度地方創生臨時交付金による各種支援は、商工、観光、農業、福祉の医療、高齢者、子育て世代、教育等々、様々な分野で村内の実情を反映した計画の下、非常に有効な展開がされてきました。新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中、来年も引き続き支援を求める声が非常に多く寄せられているところであります。

このような状況から、国に対し、機動的で必要かつ十分な対策が行われるよう、さらなる財政支援を継続的に措置されることを強く要望するものであります。

議員の皆さんには御趣旨を御理解いただき、御賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

説明終わります。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第14、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを議題とし、片田議会事務局長より説明をお願いいたします。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第1号につきまして朗読をもって説明に代えさせていただきます。

2020年11月5日、青木村議会議長、宮下壽章殿。

地域医療と公立・公的病院を守る長野県連合会ということで、以下の皆様の連名で提出がされております。

裏面をお願いいたします。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書。

陳情趣旨

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対策の経験から明ら

かになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MARS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

記

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、陳情1号について御説明いたしました。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第15、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書についてを議題とし、片田事務局長より説明をお願いいたします。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第2号について朗読をもって説明とさせてい

たきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書。

2020年11月18日、青木村議会議長、宮下壽章様。

陳情者、上田市大手2-7-13、長野県教職員組合上小支部、代表者、沓掛正喜。

陳情事項。

2021年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

陳情理由。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められます。この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するため、国庫負担率を3分の1から2分の1へ戻すべきであり、対象費目の拡大も必要だと考えます。

教育水準の維持・向上を図り、保護者負担を減らし、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を、政府及び関

係行政官庁あてに提出していただくことを陳情いたします。

以上、陳情第2号について御説明いたしました。

◎陳情第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第16、陳情第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書についてを議題とし、片田事務局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第3号について朗読をもって説明とさせていただきます。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書。

2020年11月18日、青木村議会議長、宮下壽章様。

陳情人、上田市大手2-7-13、長野県教職員組合上小支部、代表者、沓掛正喜。

陳情趣旨。

1、どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

陳情理由。

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正で附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げることなどが「特段の配慮をするもの」とされています。長野県では2013年に30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

国が義務標準法を改正することにより計画的に35人学級をすすめていくことで、小学校の

専科教員等を基準に沿って、正規で配置することができるようになります。新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動に対して、本年度も長野県に20人が加配され、合計60人となりました。しかし、県内355校での時間数増に対してはまだまだ不十分な配置状況です。また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員の引き下げが大切であると考えます。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5月22日、文部科学省は「学校の新しい生活様式」と公表しました。ここで示された「身体的距離の確保」を実現することは、現行の学級定員のままでは困難です。また、いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするため、少人数学級は欠かせません。厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があると考えます。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう陳情いたします。

以上、陳情第3号について御説明いたしました。

○議長（宮下壽章君） ただいま説明がありました陳情第1号から第3号の取扱いについては、さきの議会運営委員会でも御審議いただきましたが、所管の委員会に付託したいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、陳情第1号から第3号は委員会付託とすることに決定いたしました。なお、本件は事件の性質から、社会文教委員会に付託することとしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、陳情第1号 安全・安心医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書について、陳情第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書については社会文教委員会に付託いたします。

◎令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算の説明

○議長（宮下壽章君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和2年度青木村社会福祉協議会補正予算について報告をいただきます。小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、御説明を申し上げます。

令和2年度青木村社会福祉協議会補正予算（第1号）。

令和2年度青木村社会福祉協議会予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,840万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日、青木村社会福祉協議会長、清水よし江。

7ページをお願いいたします。

2 歳入

款6 諸収入、項1目1 雑入15万円を追加し、25万円とするもので、長野県共同募金会より支援活動応援助成金でございます。

9ページをお願いいたします。

3 歳出

款2 事業費、項1目1 援護費15万円を追加し、33万円とするもので、節19 扶助費はフードバンク食糧支援事業で歳入の支援活動応援助成金を基に困窮世帯へ支援に充てるための食糧を調達するものでございます。

以上、青木村社会福祉協議会補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後全員協議会を開きますので、議員控室のほうへ御移動ください。

散会 午前11時00分

令和 2 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）

（ 第 2 号 ）

令和2年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月11日(金曜日)午前9時15分開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	多田治由君
商工観光移住 課長兼住 商工観光移 住課長	中沢道彦君	保育園長	若林喜信君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 センター長	宮澤章子君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 長	稲垣和美君
総務企画課 課長補佐兼 企画財政係	小林利行君	総務企画課 課長補佐 兼推進室 係	塩澤和宏君

住民福祉課
課長補佐兼
福祉係長

上原博信君

住民福祉課
課長補佐兼
保健衛生係長

早乙女 敦君

住民福祉課
住民係長

奈良本 いずみ君

総務企画課
総務係長

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開議 午前 9時15分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の一般質問には、村民の皆様にも傍聴をいただいております。

本日は、令和2年第4回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（宮下壽章君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんが、御承知おきいただきたいと思います。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 山 本 悟 君

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、山本悟です。

久しぶりのトップバッターですが、小脳発作から1年余りとなります。言葉はお聞きのとおりですし、小さな字もうまく書けませんが、私なりに、村長、担当者にお聞きしたいと思います。皆様、よろしく願いをいたします。

今日は開会が15分ほど遅くなりましたけれども、その間、控室において、いろいろとコロナのお話がありました。感染者がここ数日、記録的に多くなっていること、また、当村と関係がある居住者、あるいは当村に職場を持っておる方が感染され、しかも学校関係者というようなことでございます。

こんなときに、果たして一般質問なんかしていいのかなと自問自答の気持ちはありますが、国は経済と、あるいは完全防止とを考えた場合に、国や県は両方、村もと思うと思うんですが、私どもにできることは、誹謗や中傷、シトラスリボン運動ではありませんけれども、誹謗中傷は絶対にしないでいきたいなというふうに思っております。そんなことですが、よろしく願いをいたします。

私からは、3問お聞きしますが、一括質疑方式にて伺います。

議長、最初にお聞きしますが、3問、続けて質問したほうがいいのかどうか、要は、1問ずつ、質問とお答えと、終わったら2問、そして3問目としていったほうがいいのかどうか、御指示をいただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） お答えします。

山本悟議員からは、1番、2番、3番と3項目にわたってありますが、それぞれ内容も違っておりますので、1番についてまず質疑をしていただいて、それで答弁をいただいた後、2番、また、その次は3番という、そういうふうにやっていただければいいかなと思っております。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長、今まで1期、2期を振り返って総括されたことと思っておりますが、介護や医療の実施、充実、定住に力を入れ、人口減に歯止めをかけ、また、ハード面では、143青木峠新トンネルバイパス化に目途をつけられました。また、道の駅やふるさと公園の整備、企業誘致の具現化にも道筋をつけたことは大きいと思っております。

ちょっと道はそれですが、有森裕子さんという方を知っているかと思っておりますけれども、私、ちょっとすぐ思い出すことは、自分で自分を褒めてあげたいという言葉を残しておる方です。御存じのとおり、オリンピックの長距離ランナーでありまして、有名な言葉を残して、これは非常に私は感銘を受けた言葉でございます。

ちょっと道がそれでしたが、村長、1期、2期を振り返ってみてですが、正面から、

今、御評価をいただいたようなことは、ここにいらっしゃる全ての議員さんの絶大なる御協力があってここまで来たもので、お礼を申し上げたいと思っております。

村づくりには、方程式があって、その計算式に沿えば必ず答えが出てくるというものではなくて、改めて7年7か月たちまして、村政に近道はないんだというふうに思っております。その課題に愚直に、いろんな可能性を求めて行動する、そして、答えは一つではなくて、あるいは一つの答えを、結論を出すために幾通りもの、今お話にありましたような行動を起こすことも必要であることも、このことで学んだところでございます。

結果、駄目だったこと、思えば無駄だったことも、あるいは答えにならなかったこともあるわけでございます。年齢の課題もありますけれども、健康に留意して、次の村長選には立候補させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 皆様お聞きのとおりでございます。挨拶もそうですが、今、改めて村長のお言葉を聞くと、さすが、男、北村政夫さんだなと思います。ここにいる方は、本当に胸をなで下ろしたことと思います。本人も、皆さん御案内のとおり、非常に責任感の強さと、言い出しっぺであり、最後の最後までやる姿は、感銘以外の何物でもありません。村長、青木村のため、頑張っしてほしいと思います。

それでは、1問目の質問を終わりにして、2問目入りたいと思います。

2問目に入ります。

村内各公共施設における防犯カメラの設置についてという表題でございますが、本問は前にも同じ趣旨の質問をしました。したがって、今日は2回目ということになりますが、現実にあつたことをお話しします。

私ごとで恐縮でございますが、私がオーナーをしている会社の物置から新品のタイヤ、大型のタイヤですが、取られてしまいました。ほかにも事務所とか、あるいは店のほうの鍵が壊されたという事があります。最近では、トラックの左右のミラーが取られることがありました。うちのほうでも数年前に防犯カメラを設置いたしましたけれども、敵といたしますか、あっちもなかなかのものでして、カメラに写っていません。 さんの協力をいただく中で、隣の直売所の防犯カメラ等も見ましたが、犯人特定には至っておりません。これはほんの一例でございます。

そこで、村長並びに担当者にお伺いをいたします。質問ですが、村、把握している公共施

設あるいは公共施設と言えるかとか、防犯カメラは現実は何台ぐらいあるのでしょうか。それは1点目の質問です。それから、2点目の同じ防犯カメラですが、利用、再生の回数頻度はいかがでしょうか。3番目、ほかの機関から再生の要望がありますか。

それから、村内の犯罪防止とか、あるいは研究には、何台が必要というふうに村として考えているのでしょうか。これは例えばの話ですが、当村は国道を控え、主要地方道も抱えております。最低限、各路線2台は必要かなと。村が設置するかどうかは別問題として、村として欲しいなと思います。全てを公にしていない部分で、警察とかは、私どもが知らないうちに設置をしている、村も把握されていると思いますが、それはどうでしょうか。今後の設置する予定。

以上につきまして、2点目のことを村長並びに担当者にお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 山本議員、今、6項目ありますか。6項目の質問ということですね。

○10番（山本 悟君） はい。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、防犯カメラの設置の状況についてということで御質問にお答えしたいと思います。

初めに、村内の公共施設等にどのくらい設置されているんだというような御質問だったかと思えます。

村内におきましては、今お話にもございましたけれども、道の駅の店舗の中はもちろんですけれども、構内を監視する目的で何台か設置されております。また、ふるさと公園あおきにも2台設置されております。それから、くつろぎの湯ですとか、図書館、図書館の周辺施設であります未来創造館、歴史文化資料館、民俗資料館、その辺にも設置がされております。また、小学校、新潟で女兒殺害事件等悲しい事件がございましたけれども、それ以降、国の指導もありまして、小学校の入り口のところに、校門というか、建物から入り口のほうを写したようなカメラも一つ設置をしてあるところでございます。

また、利用頻度等についてでございますけれども、教育委員会関係では、そういった要望があって開示したというような事例は、今のところないということでございます。道の駅あるいは公園については、今お話にもありましたような事件の際に、警察から依頼があって提供した経過がございます。再生の要望があるかということに関しては、そんな状況でございます。

また、くつろぎの湯なんですけれども、靴をよく履き間違えられる方がいらっしゃるよう

でございます。そのような際に、お間違いじゃないですかというようなことのために、間違われたようなときの時間等を確認して、間違えておられませんかというようなこととお話したような経過はあるというふうに聞いております。また、道路や何かにも必要じゃないかというような、今御質問があったかと思うんですけれども、非公開ではありますけれども、警察のほうでは、国道沿いに設置をしているというふうに伺っております。また、目的は異なりますけれども、修那羅峠のところですね。ライブカメラというか、常時パソコン等で見ることもできますけれども、そんなようなカメラも設置されているところがございます。

御質問のとおり、近年、防犯カメラの映像とか、あるいは車についているドライブレコーダーの映像なんかは事件解決に役立っているというようなことが大変多くなっているかと思っております。

公共施設については、全ての施設にカメラがついているわけじゃないんですけれども、夜間には警備保障も入っているような施設が全てでございます。何か侵入者等があれば発報をするというふうな仕組みになっております。これからやっぱり犯罪抑止力ということにもつながると思っておりますので、ここはカメラがあったほうがいいのかというような場所については、予算の関係もありますので、順次設置する方向をまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、担当課長のほうから前向きといいましょうか、積極的な答弁をさせていただきますけれども、一方では、松本市役所で御案内と思っておりますけれども、前市長は設置をするということで設置をしましたけれども、市長が代わりまして、いろいろ議論の末、撤去したというふうに記憶をしております。

そういうことで、地役権とかプライバシーとか、設置する方法あるいは活用する方法、公開する方法、そういった配慮も一方では必要かというふうに思います。

それから、防犯カメラではありませんけれども、カメラを使っての行政管理としては、河川の水位、災害の際の水位とか、それから水道では、いちいち水源地に行かずに、そういうので管理できるようなことも、今一部では始めておりますので、そういったことも広い意味ではさせていただいていることを答弁させていただきます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 犯罪防止のほかに、災害があった場合に、いち早く分かるということとは、私が質問する前に、村長のほうからお答えをいただきましたので、ここで私のほうか

ら、3問目に移らせていただきます。

3問めは、反問権の利活用について、教育長に最後に伺います。

最初に、青木村議会基本条例の一部を朗読させていただきます。第5章2は、次のようにうたっております。第5章、村長と議会の関係、第8条第4項には、議長から本会議、委員会及び全員協議会に出席を求められた村長等は、議長または委員長の許可を得て、当該質問について反問することができる」と書いてございます。

この青木村議会基本条例といいますと、非常に懐かしいんですが、前議員の宮原満さんが一生懸命努力されて、議員提案でつくった。私もお手伝いをさせていただきましたものですが、その辺、改選ごとに内容を改めるといふふうになっておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

県下には19の市と、それから23の町、35の村、合計77の市町村がございまして、そのうちで市のことは分からないようですが、町村58のうち25位が議会基本条例あるいは何らかの形でこれらができるように、をつくってあるようでございます。

30年の第3回定例会で、すみません、これから先は実名が出ますが、決して悪いことではないので、ただ考え方の違いですので、お許しをいただきたいと思ひます。

30年の第3回定例会の中で、認可外保育施設通園児に対する通園補助について、内容については、私がいろいろと申し上げる立場にはありませんので、それは、沓掛教育長あるいは坂井同僚議員さんのお考えにあられるかと思ひますが、私は事実があったかどうかだけをお聞きしたいと思います。

反問権という言葉は、議会基本条例に出てくる言葉ですが、そういう意思があるないに関わらず、教育長、坂井さんの質問に対して、教育長から反問されたことはありますか、ありませんか、お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 坂井議員から、認可外保育施設通園児に対する通園補助についての要望の意見があったことに対して、その施策を進めた場合、支援が必要な子への支援が遅くなることについてどうお考えかお聞きした。議長さんから反問権を使用するかと尋ねられ、そのようなことができるならお聞きしたいとお願ひした経緯はございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） これも議長にお伺ひしたいんですが、坂井同僚議員さん、あるいは当時の区域会報の編集責任者であります金井議員さんにもお聞きしたいんですが、そういう

制度ではないということですので、ここでお聞きしたいんですが、議長ができるかなど、分かりませんが、もし許されるなら、議長のほうから、今、私が沓掛教育長に聞いたように確かめてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 一般質問の席上は、質問者と行政側のほうの答弁者の通行となっていますので、私のほうから、坂井議員あるいは金井議員のところへ質問をと、こういう流れは通常は行われておりません。国会においてもそうですし、ほかの議員が何かを言うということは、まずあり得ません。ですので、この場合は山本議員と教育長の答弁ということで済ませたいと思いますが、御理解いただきたいと思います。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 議長のおっしゃること、よく分かりました。

改めて全員協議会の席等で、坂井、金井両議員に確認したいと思います。よろしく願いをいたします。

いろいろ3問聞きましたが、以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。お聞き苦しい点が多々あったかと思いますが、お許してください。

以上で終わります。

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 林 和 雄 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、8番、小林和雄議員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

一括質問方式で村長に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの山本議員、それから後から質問します松澤議員とダブる内容もあるかもしれませんが、また、よろしくお願いいたします。

議会開会の冒頭の挨拶の中で、3期目を目指して、来年の青木村長選挙に出馬されるということで、よかったなど安心した次第であります。

市町村の村長、市町村長は、年齢が25歳以上に達すれば、なる資格は誰でもありますが、

しかし、首長はどんな人がなってもよいということではないというふうに思います。青木村という地方公共団体である村の最高責任者であるわけです。そこで、青木村を発展させるか停滞させるかが現れるかと思えます。

そこで、どのような人になってもらいたいのかです。村長の資質については、首長は指導力があること、部下や住民に向かうべき方向を指し示し、企画立案を促し、人を適正に配し、人に働きかけ、その者たちを引っ張り、事を成し遂げていく指導力を発揮していくリーダーとしての役割を果たさなければならないと思います。上からいくら方向を示しても、違法や不適正な企画立案であったりすると、職員は動かないし、それを強引に動かそうとすると、組織内にひずみが出てきます。

また、先見性、先進性に富んでいなくてはならないと思います。先見性とは、将来どうなるか、まだはっきり見えないうちに前もって見通すことで、先進性とは、行政に関していうと、ほかの自治体の中でも、地域の取組や行政の取組について進歩の度合いがほかの市町村よりも進んでいることだというふうに思います。ほかにぬきんでた行動を起こしてこそそのリーダー、行政組織のトップリーダーである首長には、時代を先読みした先進性や先見性が必ず必要であると思います。

そのためには、行政におけるいろいろな政策や事業に関して、全国の自治体などの先進地の調査は欠かせないと思います。それを日々の多忙な業務の中で行っているかが問われると思います。先進性や先見性を持つには情報収集が不可欠で、情報を欠かさず収集し、それを取捨選択し、その情報の中から自分の自治体の活性化に適したヒントを抜き出し、それを基に新たな計画を創案する。それには、このような一連の作業を地道に行う性格と企画能力が伴わなければならないと思います。

これらについて、北村村長は的確に対応されてきたと思います。具体的な実施については、宝島社の日本一住みたい村に選出されたり、タチアカネそばの普及、道の駅あおきの大規模リニューアル、国道143号青木峠バイパスの事業着手、北村村長のトップセールスで一部上場の竹内製作所の企業誘致、最近では、五島慶太未来創造館の建設では、村費を使わないで1億7,600万円で建設することができました。

このように多くの北村村長の実績がありますが、どのようなバックボーン的な考え方で青木村政を担ってきたか、また、2期8年の自己評価はどうか、お伺いいたします。

2番目に、北村村長は埼玉県庁での局長級の幹部職員時代、また、埼玉県での各自治体の副市長や副町長の時代の豊富な行政経験を青木村に大いに役立てていると思います。村外の

自治体の議員からも、北村村長は前にどこにいた人ですかと、よく聞かれました。その行動力は知られておりました。以前、私の一般質問の資源循環型施設建設関連のデータを収集するために、上田市の環境部長にいろいろ聞きに伺ったときに、ごみ焼却場の建設がなかなか進まないですねと尋ねたら、北村村長に上田市長になってもらいたいやと、半分本音とも受け取れるようなことを言われました。

また、4年ほど前ですが、千曲市で大規模商業施設を誘致するに当たって、千曲市役所の経済部長ほか企画政策部の職員数名で青木村役場を訪ねて、北村村長に誘致に当たっての方法と、私も千曲市の要望で同席しましたが、農振地域の除外や地図や平面図を基に事業を前進させる方法について村長から話を聞きました。千曲市の職員も大変参考になったようでした。

青木峠新トンネル建設についても、県庁での陳情で、阿部知事の143号沿線市村の上田市、青木村、筑北村、安曇野市、松本市の代表者の前で、初めて知事が今年度から調査を開始しますと当時発言されたときは、陳情に来た皆さんからどよめきが起こりました。

国道143号バイパスの着手については、青木村のほとんどの人が無理だというふうに思っていたと思います。それを粘りと行動力で調査開始にまで進めました。また、上田地域広域連合長の土屋陽一市長も就任直後話をしたら、北村村長の話をよく聞いて進めていくと言っておられました。

また、埼玉県庁時代、忙しいときは、帰宅する前に新聞の朝刊を読んで帰る、よくあったそうであります。夕刊なら分かりますが、朝刊を読んでうちへ帰ると。朝刊はいくら都会でも、早くても午前3時頃だと思いますが、その後に家に帰るのですから、相当ハードな仕事であったというふうに思います。

このように北村村長の行動力と見識の高さ、国・県への対処の仕方は、埼玉県での幹部職員時代に培われた行政経験が、ほかの人にはできない、もちろん個人の資質もありますが、自信のある行動力、また他人から見る信頼度にあると思います。北村村長御自身はどのようなお考えかお尋ねします。

次に、3番目であります。今までの2期8年間はどちらかというとハード事業が多かったように思います。ハード事業は、事業費が集中的に必要だったり、土地の問題等、短期間ではできない事業もありますので、年度の前期に事業を組み、計画的に事業を進める必要があると思いますが、来年からの3期目はどのような政策を中心に進められたいと思われるのかお尋ねします。できれば、お考えの範囲で具体的にお願いしたいと思います。

次に、4番目に、青木村の副村長は置かない条例を平成19年度から条例化されておりますが、今後も副村長を置かないでいくのか、近隣市町村はほとんど置いていますが、現行でいくと、村長が事故あるときは、村の条例により総務企画課長が村長の職務代理者になり、また、議会事務局長も兼務していますので、そうなった場合は、当面は事務量も多くなったり、行政の最高責任者となり大変だと思いますが、置かなくても、今まで積極的に行政を進めてこられたので、このまま副村長を置かないでいくのか、お伺いいたします。

5番目に、最近、市長選挙が行われました飯田市長選、千曲市長選、中野市長選で、現職市長が相次いで破れました。その原因の一つに、新型コロナウイルス禍の障害で、世の中が閉塞感になり、何か新しいものを求める状況になったり、また、例年行われていたイベント等が中止になったり、規模等が縮小されて、住民と触れ合う場所がなくなったとのことで、現職候補が不利に動く状態もあるということをマスコミは報じていました。これは、どこの首長選挙でも多かれ少なかれあると思いますが、北村村長はどのように打開されていくのかお尋ねします。

以上、5点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私に対して、過分なお話をいただきまして、恐縮に思っております。

5点にわたりまして御質問をいただきました。本会議の冒頭の挨拶の中で決意表明をさせていただきました。次の4年間でぜひこういうことをしたいということが見えてきましたので、ぜひ村長をさせていただきたいというふうに思っております。

1期、2期と責任あるこの職を務めさせていただきました。そのあるべき姿というのを、御質問の中でするお話を聞いておりまして、村長のあるべき姿、果たして私はそういうところを十分やってきたかな、合格点だったかなというのは、まだまだというふうに思っております。

私は、ふるさとへの御恩返しということと、父、母も大変介護等で村に大変お世話になりました。農家の長男として多くの義務を果たしてこなかった、そういった思い、償いのような思いを今でも持っております。そういう気持ちがそもそものバックボーンでございます。

長らく青木村を外から見ておりまして、こういうふうにやったほうがいいな、福祉だとか教育だとかハードだとか、そんなような考えを持っておりましたので、こういうことにさせていただいたわけでございます。

特に、交通網の整備につきまして、あるいは企業誘致などは、やはり2期8年弱させていただいて、やっぱり財政力をちゃんとしなければならぬとか、雇用の促進だとか、村の活性化のために、やはり交流人口の拡大をしなければという、そのバックボーンも持っております。

自己評価につきましては、先ほども首長のあるべき姿を述べられましたけれども、その中にありましたけれども、私もそういうところから見ると、もっともっとしなければならなかったことはたくさんあると。もう一方では、できなかったこともあるというふうに思っております。もっとたくさんの村民の皆さんと意見交換をしたかったし、あるいは事業の説明だとか、役場がやっている説明、事業の進捗状況、福祉、介護、医療など、実はたくさんやっているわけでありましてけれども、何か村民の皆さんにそれがよく御理解いただいているかな、やっている内容が、我々職員の努力というのが伝わっているかなという、そういう思いをいつもしております。合格点をいただけるかどうかというのは、いささか不安なところがございます。

2点目でありますけれども、埼玉におりましたときに、ただいま申し上げましたように、村に帰ってきたとき、村づくりについてこうやれば、ああやればいいのになという思いはたくさん持っておりました。持続可能で、さらに活性した村づくりというのは必要でございますし、村民の皆さんへの考え方や目標でありますけれども、私は公平で平等な行政というのを特別な思いで持っております。日本一少ない職員数、それから弱い財政力の中で、1年目だけではなくて、5年目、10年先まで見た村づくりが必要であります。

私はいろいろ本を読むのが好きですし、戦記物が好きなんですけれども、やっぱり指揮官が先頭だというふうに思っております。職員はいろいろ苦勞しています。私ももちろん職員でありましたから、それは実体験として分かるわけございまして、率先してやらなければならないというふうに思っております。職員にも、僅かな在任期間の中で、何十年も働く職員の皆さんに、私の後ろ姿で得るものがあれば見てもらって、育ってもらえればというふうに思っております。

ある一言で言えば、元気で豊かな青木村、日本一住みたくなる青木村ということを目指してまいりました。

埼玉県庁、あるいは庄和町、大井町、ふじみ野市の経験あるいは県庁時代、市町村との関係のある仕事を長くさせていただきまして、今の仕事に大変役立っているというふうに思っております。また、国とのやりとりも、あるいは民間と連携する大きなプロジェクト

もさせていただきましたので、これも大きな私の財産となっております。

村政のベースになっておりますけれども、こういったことにとらわれることなく、新しい時代の要請あるいは埼玉と違う青木村の村民の皆さんの御要望、そういったことを十分把握してやっていかなければというふうに、もう一つでは思っております。

3点目でありますけれども、具体的にということでもありますので、少し時間をいただき、詳細な説明をさせていただきたいと思っておりますが、まず、何といたっても新型コロナウイルス対策でございます。

一つは、新型コロナウイルス感染症克服プロジェクトということで、このコロナ禍の中、医療の充実、経済の再生に取り組みたいというふうに思いますし、いずれワクチンとか治療薬が完成した時点では、アフターコロナの新しい村づくりを、また村民の皆さんと一緒に考え、村民の皆さんとともにつくっていききたいというふうに思います。

2点目といたしましては、143、このバイパスでありますけれども、早期着工、完成を目指しまして、観光、経済あるいは産業、雇用の創出、こういったことを最大限に活用していきたいというふうに思います。

3点目といたしまして、これは今、村でも一つの柱になっておりますけれども、小・中学校2クラス化でございまして、婚活、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、就職、トータルでサポートしていく。特に、働ける場をつくる、それから若い人の移住、こういうことに取り組んでいきたいと思っております。

健康寿命延伸プロジェクトでありますけれども、1期目、2期目、今、ハード事業はというお話がありましたけれども、確かにそういうものは一段落しておりますので、次の4年間では、保健、福祉、医療、介護、こういったことの充実を図って、高齢者が安心して暮らせる環境をつくっていくことを考えております。健康に食べて、体を動かして、交流を大切に、元気に暮らせる村づくりでございます。

それから、新しく5点目を考えてございまして、コロナ禍の中で、あるいはいろいろな新しい、コロナのいろいろ受けました新時代の創生プロジェクトということで、青木村にはたくさん文化というか自然というか、こういったツールはたくさんあるわけでありまして、そして新たに道の駅とか五島慶太未来創造館とか、こういったことをやって、新しい防災とか交流の拠点をつくりつつあるわけでございます。工場誘致、青木峠のバイパス、アフターコロナの時代を見据えた新しい村づくり、そういったビジョンをつくり、そして、村民の皆さんと共有していきたいというふうに思っております。

4点目でありますけれども、御承知のとおり、地方自治法の161条、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例では置かないと、こういうことになっておりまして、その条例は青木村では平成19年4月1日施行でございます。

県内の状況を見ていますと、58の市町村のうち、副町長または副村長のいる自治体は58分の51で、置かない、あるいは不在のところは7となっております。

私がこの職に就かせていただいておりますときには、この条例は既にあったわけでございます。今までも副村長がいたほうがいいなと思ったことはあるわけでありまして、一方では、今の状況のほうが、各課長とか全職員の意思疎通がスピード感があってスムーズにいくなどというふうに思ったりしております。

実は、私は市町で8年間、副市長あるいは助役を経験しております。それでプラスとマイナスといいましょうか、長所、短所を承知しているわけでございますので、今、置くか置かないかということは、次に当選した方々にその考え方を判断していただければというふうに思います。

最後になりますが、5点目であります。私は、今お話のありました3つの市長選を論評する立場ではございません。私は、次の村長選に関しまして私の思うところを愚直に訴えて、多くの方々に御理解をいただく、あるいはたくさんの皆さんに判断いただく、その努力を一生懸命していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） ありがとうございます。

村長の年齢のことで、いろいろ言う方もいないわけではございませんが、村長と同年齢で、アメリカの次期大統領のバイデン大統領と同学年だということでもありますので、ぜひ大統領に負けないように頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（宮下壽章君） 小林和雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時36分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 沓掛計三君

○議長（宮下壽章君） 続きまして、6番、沓掛計三議員の登壇を願います。

沓掛議員。

〔6番 沓掛計三君 登壇〕

○6番（沓掛計三君） 6番、沓掛計三でございます。

一問一答ということで御質問をお願いできればと思います。

前、両議員から質問等、大分重複しますけれども、簡潔に通告どおり質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、北村村長さんは、2期8年間が過ぎようとしています。青木村の懸案や村長の公約を確実に実行してきたと思います。特に国道143号青木峠新トンネル着手、工場誘致、教育施設等の充実、異常気象に対する災害等の対応、住民福祉課関係についても、人員がかなり増えて、住民サービスは十分やってきたのではないかなと思っております。これらの多くの事業を実施したことについては敬意を表するものでございます。

それでは、質問に入ります。

村長は、この2期8年間を終わろうとしていますが、村長として、この間どのような村政運営ができてきたか。これは自己採点とは言いませんけれども、どんな気持ちでやってこられたのか。先ほども質問がありましたけれども、再度お聞き願えればと思いますので、お願ひします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 沓掛議員から過分なお話をいただきまして、恐縮をいたしております。

議会の皆様の全面的な御協力を今までいただきましたこと、深くお礼と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私、今までいた自治体というのは、議会運営が大変なところ、あるいは時期だったりしまして、そういう状況を首長だとかを見てまいりました。首長、議員がそのために時間を割い

たり、あるいは配慮する、そういうのを見てきました。それは物すごいエネルギーを要することです。

そういう点、青木村におきましては、この議会におきまして、国道143号のトンネルの促進の議員連盟、あるいはふるさと公園あおき、あるいは道の駅建設に伴う特別委員会の設置など、本当に一定の緊張感の中での関係ではありますけれども、全員の議員さんに御協力をいただきましたことは、本当に一般業務あるいはプロジェクトの推進に全力投球ができたというふうに思っております。こういった中での村政運営ができた、本当にありがたく思っております。

御質問のどのような考え方で村政運営をしてきたかについてでございますが、村づくりの基本理念といたしまして、村の将来に視野を置き、医療、福祉、教育、子育て、農業、商業、工業等の発展と、そしてその充実を図りまして、希望に満ちた美しい村づくりを目指した村政運営をしてきたつもりでございます。

大変な厳しい財政力、あるいは数少ない職員数、本当にそういうふうなことで、自分の力不足でできなかったことも幾つもあるわけでございますけれども、力いっぱいだけはさせていただいてまいりました。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） そんな中、村長さん、十分やってきたような気が私はしておりますので、本当に御苦労さまでした。

次に、国の財政もコロナウイルス対策や災害復旧など、財政が非常に厳しい財政状況になっておると思います。この国の厳しい財政に対して、交付税や交付金等を今後もらえる影響、また、自主財源である村民税等、大分企業等も困っているようですので、ここら辺の財源の見通しについては、今後どのようなふうになっていくのか、お聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一番私どもの財源、地方交付税に寄与するところが大きいわけですが、交付税の財源は、御案内のとおり、国保の所得税の33.1、酒税の50%、法人税の33.1、消費税の19%、それから地方法人税の100%となっているわけですが、御案内のとおりコロナ禍の中で、国あるいは民間、これらは大変な状況でありますので、この原資となる国の税収は減る。したがって、来年度の交付税というのは、大変厳しいと。今、公表されていますのが4,000億円が限度というふうに言われております。これらを踏まえると、交付税

は、青木村というのは当然減るわけでございますし、不足分は臨時財政対策債で補填ということは国から言われますが、これは御案内のとおり、借金は借金でございます。なるべく少なくしたいな、無尽蔵に借りるということは避けて、後々の皆さんには迷惑をかけないようにやりたいというふうには思っていますが、そのところは大変難しい財政運営を強いられるというふうに思っております。

コロナ禍の中の村の財政の圧迫でありますけれども、今の状況は多分もう1年ぐらいは続くんじゃないかと私は見通しをしております。

それから、もう一つは、去年の台風19号の関係が、財政的にはまだ尾を引いておりまして、これは何回も答弁申し上げますけれども、昨年度から今年度への繰越しが1億円、現金で減っております。これは昨年度の台風の復旧工事等々であります。

それから、今後、各種の納税猶予なども、もう既に出始めておりますけれども、こういうものが影響が出始めておりますし、今後も続くだろうというふうに思っております。

この村税の影響というのは、1年ではなくて、もともと市町村には影響が遅れてくると言われておりますけれども、今の状況ですと、先ほど申し上げましたように、1年ぐらい、もう少しこの状況が続くと、大変財政運営の厳しいのが数年間に及ぶんじゃないかというふうに思っております。

そういう中で、今進めております企業誘致を急ぎたい、完全にさせたいと。そして、村の財政支援につなげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） ちょっとこれについてですけれども、一番私心配するのは、143号線のトンネルの事業でございます。これ、今、国の財政、県財政も厳しい中で、これが遅れるのか遅れないのか、そこら辺の見通し、村長さんのほうへある程度来ているのかどうか、そこら辺をお聞きできればと思いますけれども。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） コロナになりまして、早速、国あるいは県にいろいろ情報収集したり、お願いをしております。国土強靱化ということで、特にそういう枠の中で、この143のトンネルにつきましては、バイパスという名前ですけれども、事業着手を昨年度していただきました。この国土強靱化が進めば、コロナとは別にといいお話をいただいております。

そういうことで、今議会、議員さんから国土強靱化に対して国のほうに意見書を出していただくというのは、大変私どもにとりましては心強い応援になっているところでございます。

このトンネルの経済効果、事業効果、様々な効果につきましては、知事はじめ県の皆さんも、国の皆さんも、青木村の議員連盟等々で強力にいろんなところに訴えていただいた成果がありまして、それぞれの立場で、このバイパスの効果というのは御理解いただいておりますので、今の状況では、特段遅れるということはないというふうに思っておりますが、今後の状況にもよりますので、今まで以上に、トンネルの計画どおりの事業推進については意を用いてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） この点についても、また特に村長さんのお力をもって、できるものはやっていっていただければと思います。

次に、来年度は改選期であり、通常は暫定予算と言われますけれども、コロナ対策や異常気象等による防災、143号線のトンネル、工場誘致対策、多くの継続事業が実施されるようになってきております。これらを実行していくには、暫定予算ではなく実行予算を組むべきと考えられますが、どのような考え方を持たれているのか、お聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、そもそも論のお話をして、答弁させていただきたいと思っておりますけれども、ただいま申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症によりまして、企業、個人の税収というのは大変な落ち込みが大きいことが予想されるわけでございます。さらに、この影響を受けている方々に対して、コロナ禍の影響を受けている皆さんに、私ども行政としての支援も必要となってまいります。

地方創生臨時交付金2億3,000万を国からいただきまして、約2億8,000万の予算を組ませていただきました。この25の事業を含めて、今、コロナ禍はそのまま続いているわけでありまして、村民の皆さんからは、この継続の要望を強くいただいているところでございます。

こういった加速する社会情勢の変容に合わせて、行政の目標あるいは議会や村民の皆さんの要望、それから緊急性、重要性を見極めた上で、事業の優先度を明確にいたしまして、その展開を図っていかねばならないというふうに思っております。

こういったことを予算編成の方針とするわけですが、そういう中で、村の財政は御案内のとおり状況でありますので、国・県の財源を十分アンテナを高くいたしまして、活用するようなことも併せて考えていかねばならないと思っております。

今御質問にありましたように、来年4月には村長選挙、議長選挙がありまして、原則とす

ると、新規の政策の事業は計上しない、いわゆる骨格予算になるのが通例でございますが、今、実行予算というようにお話をいただきました。やはり、コロナの影響をどういうふうを受けているか。歳入じゃなくて支出のほうですね。これらのコロナ禍に関しましては、特段議会の皆さんと相談した上になりますけれども、これはもう通年予算的なことを組ませていただいて、国では 法案みたいな言い方をしますけれども、このところは骨格予算は組まなければならないところは骨格予算で、それから、コロナのところでは切れ目のない予算につきましては、今、御質問ありましたような実行予算を組むようなことを、また議員の皆さんと相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 分かりました。

次に、今後の村の在り方についてでございます。

少子高齢化や人口減少、これは全国的な問題で、止めることができないのが現状でございます。村には長期計画もありますが、この長期計画の変更も余儀なくされるときが多くなってくると思います。村長として、今後どのような村づくり、どのような村となっていくらよいか、お聞かせできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今後の村づくりについてでございますが、開会日の挨拶の中でも触れさせていただきました。このコロナの影響を受け止めまして、短期的、中期的、長期的な村づくりの対応というのは喫緊の課題でございます。最も大切な大きいことだというふうに思っております。

コロナの中で、村民の皆さんの命と暮らしを守る、これを最優先の課題にさせていただきたい。これは、恐らく今年度、来年度、もう少し先まで必要になってくるかなというふうに思っております。

そういう中で、青木村の5年、10年、その先を見通した中長期的な展望の中で、発展事務のルールを敷いていかなければならないというふうに思います。

今御質問いただきました計画の見直しについてでございますけれども、幸い、来年度は長期振興計画の改定をする時期になります。この年になっておりますので、議会の皆さんはもちろん、村民の多くの皆さんに参加をいただきまして、今日的な課題をベースとして、将来展望の村づくりについて議論をし、決定してまいりたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、コロナ対策、この感染症対策を最優先としますけれども、

この10年計画の中では、福祉・介護・医療の充実あるいは若者を育む施策に、特に私は力を入れられればなと思いますし、先ほど御質問いただきました新トンネルの早期着工、完成を目指した経済活動も図っていきたいというふうに思います。

青木村は自然災害が少なく、これで松本、安曇野方面へ時間的にも近くなると、こういう有利性を評価されまして、実は今、工場進出の話が、ある程度、今までよりは加速しております。そういうことも受けまして、少子高齢化対策あるいは若者定住、こういった財源を確保するために、農業とか環境にも配慮しながら、この誘致にも一生懸命取り組みまして、村づくりの一つの柱にできればなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 村長は、もうこの2期8年、すばらしい政治力を持って、厳しい財政の中、村民が納得できる村政を行ってきたかと思っております。

しかし、大きな事業もまだ入り口でございます。また、いつ収束化するかわからないコロナ対策や気候変動、異常気象等の災害等もあります。これら多くの課題がある特に大きな事業が進み始めており、青木村も今、大きく変わろうとしている時期なのかなと私は感じております。これらを実行するに当たって、北村村長の政治力、行動力がぜひ必要であると私も感じております。

既に出馬表明をしました。私からも来期の村政をお願いしたいのでありますが、改めて村長の決意をお聞きできればと思います。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変ありがたい激励をいただいたというふうに思っております。また、併せて重い課題もいただいたというふうに思っております。

村長選につきましては、私の立場は、先日、議会冒頭の挨拶の中で申し上げたとおりでございますが、基本理念としては、元気で豊かな青木村、そしてもっと輝いて日本一住みたい村の実現を、村づくりの基本理念としていきたいというふうに思っております。次の4年間、村のため、村民の皆さんのため、全力投球をさせていただければな、そういう立場にさせていただければなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） それでは、今現在、先ほど小林議員からも質問ございました。現在、青木村には副村長を置かない条例もございます。これ、自治法上では、置くのが前提で自治法上はつくられていると思って私は解釈しております。村長は、これからいろんな事業に対

して十分活動していくためには、副村長との役割分担、庁内のことはある程度副村長に任せられるようなことができればというような形の中で、置かない条例を廃止して、副村長の任命をしていくべきだと私は考えておりますけれども、一般の中からもやはりそういうような御意見もちょっと私、聞いていることもございますので、そこら辺の考え方をもう一度お答え願えればと思いますけれども。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 法律上のこと、条例上のことは、先ほど小林議員に答弁したとおりでございますが、私がこの職に就かせていただいたときは、既にこの条例がありましたので、尊重させていただいてきたというのが一つの理由でございますが、私もそのほうが、実は先ほど申し上げましたのは、私自身が3市町村で計8年間、副市長あるいは助役をさせていただきました。その業務内容とか立場とかいうのはよく承知しておりますし、特に短所、長所といたしましうか、そういうこともよく承知していること、それから、小さな役場組織でありますので、このことはいかかなものかなというようなこと、それから、村長は直接課長あるいは担当とやり取りしたほうがスピードもあるし、意思疎通も十分いくかなということでございます。

こういうことを行うことを是としてまいりました。そのために、部課長は常に決めて、不在のとき、事故あるとき、あるいは災害のとき、不在のときに起こる災害のときの筆頭課長は、よくよく課長会議あるいは職員には周知させているとともに、もう一つ、私の代になりまして、参事職をつくりました。こういうことで対外的なこと、あるいは代わりになるべきところを参事を置きまして、その事務をお願いしてきたところも、補填してきたところでございます。

置かなかったことの課題として、職員の皆さんが、村長に言いにくいけれども、副村長がいれば相談できるのにとか、そういうようなことも多分あったらうと。その受け口が合わなかったかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、ここまでといたしましうか、村長をさせていただいたとき7年7か月たって、大きなプロジェクトとか、対外的な交渉事だとかに大変時間を割くようになりまして、そういうときに副村長がいれば、少し時間的にも楽になるのかなというふうに思ったこともございます。

それから、もう一つは、そのために、やっぱり情報収集とか人と会うとか、人を訪問してトップセールスするとかいうときに、十分なことを、優先順位からいうと、役場の中の、あ

るいは今日的な課題を解決するのは優先順位が先になりますから、そのトップセールスをするとか、東京に行っているいろいろ情報収集するとか、長野へ行ってどうだというようなことができなかつたことがあるなというふうにも思っております。

プラスとマイナスといいますか、長所と短所、それぞれあるわけでございますが、いずれにいたしましても、私の任期はあと僅かでございますので、こういうことに関しましては、次村長になった方あるいは議会の皆さんにフリーハンドでバトンタッチをしたいというふう

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 分かりました。

過去の経緯に縛られずに、今の村長の活動を見ていますと、対外的なものがかなり多いなと。それぞれの村長さんにはそれぞれの特色がございましたけれども、今の村長さん、対外的なものがかなり多いというように感じておりますので、そこら辺のところ、過去の経緯に縛られずに進めてもらえればと思いますので、よろしく申し上げます。

私の質問は以上で終わりますが、国では1月から第3次補正予算と来年度予算がこれから審議される予定となっております。この間、議員提案されている国土強靱化対策やコロナウイルス対策等を含め、事業費で国では約70兆円と言われております。これ、真水ですけれども、四十何兆円が国の支出ということです。特に、私、国土強靱化対策について、これ多くの事業メニューが盛り込まれております。約5兆円と言われておりますけれども、これについては、そのまま国のほうがある程度持つような感じになっております。

これら事業について村としてどのように対応できるか、アンテナを高くしていただいて、考えていってもらえればと思います。この言い方がいいかどうか分かりませんが、村長も来期から続投ということですので、国の補正予算の動向も含め、15か月予算というような実行予算を改めて組んでいただき、切れ目のない村政運営をお願いできればと思ひまして、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 6番、沓掛議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（宮下壽章君） 続きまして、7番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、一問一答方式にて、村長、担当課長より答弁をお願いをいたします。

質問事項は、持続可能な村づくりについてでございます。

前回の第3回議会定例会で、財政、人口、インフラについて質問、私のほう、しましたんですが、前回におきましては、財政についてのみ行いました。今回は引き続き人口、インフラ関連について質問をさせていただきます。

先ほど来、北村村長の進退について質問あるいは御答弁がありました。私の質問についても、同様に北村村長に大いに期待する部分もありますので、その点を踏まえて御答弁をよろしくをお願いをいたします。

今回は人口とインフラということで、まず、人口に関してお聞きをいたしますが、第5次青木村長期振興計画、青木村人口ビジョン、青木村総合戦略等で、この関係については公表されております。こちらができてから3年から5年ほどたちましたので、現時点における人口についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 人口についての御質問でございます。

人口については、全国的な傾向もございませうけれども、本村におきましても一貫して減少の傾向で推移をしているところでございます。やはり、どうしても生まれてくる方よりも、亡くなられていく方のほうが多いというような現状の中で、いかにこの減少幅を減らして、あわよくばプラスに転じたいと、そういう思いで総合戦略を打ち立てているところでございます。しかしながら、予想を上回るスピードで減少が進んでいるというふうに感じているところでございます。

一方、総合戦略の柱でもある青木峠の新トンネルですとか、先ほどもお話もありました工場誘致がもたらす影響が、これからという部分もございませう。これまでの5年間の成果が次の5年間、あるいは10年後にプラスに反映していくことを期待しているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この問題につきましては、前回、財政関連で生産年齢人口とか合計特殊出生率等をお聞きをしてあります。私、今回は、こちらの青木村人口ビジョン、こちらに沿って質問をさせていただきます。

こちらは平成27年12月にできております。それで5年計画、それでただいま質問をさせていただきます。

人口動向ですが、この青木村人口ビジョンにおいては、当初2020年は4,257人、これは青木村独自推計の数値でございます。実際に、今年の3月で4,318人と、予定より94人増加しております。まず、この94人増、この点を踏まえて、村としてどのように捉えているのかお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ただいまの御質問ですけれども、人口ビジョンは国勢調査の人口を基に推計をしております。したがって、今、議員がおっしゃいました4,318人、こちらは住民基本台帳の人口ということで、そこにちょっと差異が生じているかなというふうに思われます。

今年度、ちょうど国勢調査の年でございます。そんなことで、速報値ですけれども、まだ確定の数字じゃございませんけれども、4,124人という結果が現時点で出ております。

そうしますと、議員が今おっしゃいました村の独自推計4,257人よりも、実は133人下回っているという状況でございます。この要因は、やはり先ほど申し上げましたとおり、自然増減の影響が多いのかなというふう捉えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ありがとうございます。今の私のほうで質問させていただいた数値とは少し違っておりましたようですが、続きまして、自然増減と社会増減の動向についてお聞きいたします。

こちらは、今年の3月ですから前年度ですが、出生者が35人、死亡者が81人でございます。出生者は前年対比でプラスの14人、死亡者はプラス8人、実質の6人増加ということになっているかと思えます。それで、外国人は33人で、プラス5人というふうになっておりますが、まず、5年間の推移から自然増減の動向を村としてどのように捉えているのかお聞きいたします。

併せて外国人の関係ですが、令和2年3月で15世帯33人で、前年比9世帯5人増加しております。外国人に対する対応をお聞きをいたします。2点お願いをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ここ5年間の推移からの自然増減の動向ということでございますけれども、まず、ここ5年間、これは暦年のカウントですけれども、5

年間での自然増減が279名の減でございました。単純に割り返していくと、1年で五十五、六人が減少しているということになるかと思えます。これは、先ほども申し上げましたとおり、生まれてくる方よりも亡くなられる方のほうが、スピードが予想よりも早まっているというふうに分析をしているところですが、特に、この管内の状況を見ましても、自然増減によります減少率というのは、青木村が一番高い傾向にあるかなというふうに思います。

しかし、議員さんも御指摘のとおり、ここ二、三年、死亡率が少し下がってきたりですとか、出生率が増加の基調にございますので、その差は少しずつですが、縮まりつつあるのかなというふうに期待をしているところでございます。

また、外国人についての御質問がございました。村内企業への従事されている方がほとんどであるかなというふうに理解をしております。企業の雇用動向に左右される部分もあるわけですが、村としましては、外国人の方が住居として居住できる空き家を紹介したり、そんなような条件整備的な部分で協力をしていることもあり、そんなことが増加につながっている一つの要因というふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 外国人の関係につきましては、一番多いのがベトナムの方で9人というふうになっております。そのほか、オーストラリアからアメリカまで、合計で33人と、このようになっています。

今後、コロナが収まれば、レポートあおきとか、あるいは今度できる竹内製作所とか、企業に外国人の方がお勤めになって、ここに住むんだらうなど、このように思われますので、外国人に対する対応はしっかりとまたお願いしたいというふうに思います。

続きまして、社会増減です。3月時点で転入者が153人、前年に比べてプラス40人です。研修生が132人で、こちらもプラス39人です。実質1人増加はしております。また、この関係についても、村としてどのように捉えているのか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、議員さん御指摘のとおり、社会増減については、5年間のトータルでも41名の増となっております。管内でも、この社会増なのは上田市と青木村のみでございます。要因としましては、村が実施している各種政策の影響が、少なからずあるものというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 人口の将来展望についてお聞きをいたします。

合計特殊出生率、純移動率、高齢人口比率の推移と長期的な見通しについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人口の将来展望のまず合計特殊出生率についてでございますけれども、ここ数年間増加傾向にありまして、大変これはすばらしいことだというふうに思っております。昨年9月末現在、2.28という驚異的な数字、長野県の中にあっては驚異的な数字であるというふうに思っております。今年度は途中経過でありますけれども、このまま推移しますと1.8程度かなというふうに試算をしております。今後の子育て支援等の充実を図りまして、これを増やしていきたいというふうに思っております。

この合計特殊出生率は全国平均は1.42、それから県の平均が1.54でありますことを考えると、この中山間地の村としては、いろいろな政策が実を結んでいるかなというふうに思います。

それから、純移動率についてでありますけれども、統計学上の純移動率というのは大変計算が難しく、住民基本台帳から過去3年間の数字を御答弁申し上げまして、それに代えさせていただきますか、29年、30年、31年といいましょうか、元年の数字を申し上げます。細かい数字で恐縮ですけれども、出生、死亡が、19出生、それから死亡が72、それから転入、転出の関係でありますけれども、29が117、転出が128でマイナス71、増減マイナス75でございます。それから、30年度、生まれた方が19、死亡された方が72、転入、転出は109と96でプラス13、トータルマイナス40、プラマイ40。それから、令和元年度でありますけれども、34人生まれまして、75人亡くなりました。それから、転入、転出は、転入が136で転出が127でプラス9ですか。ということでマイナス32ということで、その増減の下げ率が、3年間を見ますと、マイナス75、マイナス40、マイナス30というので、下がり止まりはしませんけれども、この数字は大変下がってきております。

それから、御質問の高齢化率の関係でありますけれども、29年度は37.17、これは3月31日現在であります。30年度が37.7、元年度が37.96、その数字は上がってはおりますけれども、ここ五、六年前のことを考えると、上げ幅が、伸び率が非常に抑えられてきているというふうに思っております。

長期的な展望でありますけれども、ただいま担当課長が御答弁申し上げた中にもありましたけれども、いろいろ定住政策が少しずつ実ってきていること、あるいは青木峠のバイパスあるいは工場誘致など、それから温かい教育行政、それから5か年の柱であります小・中学

校2クラス化、こういったことを解消することによって、その数字はよくなる、長期的な人口の展望の中では改善されてくる、改善していきたいというような状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 人口に関しては以上で終わりますが、青木村人口ビジョンもここで5年ほど経過してきていると。また、新たに改正されるかなど、このように思いますが、人口の増加に関しては、今後とも意を払っていただきたいというふうに思います。

次に、インフラ関係についてお聞きをします。

まず、公共施設等の総合管理について、基本的な考え方をお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 人口の減少に伴いまして、公共施設の余剰化ですとか遊休化が進むということで、全国的に施設の統廃合あるいは複合施設化が進んでいるところでございます。これは、多くの市町村では市町村合併等によりまして、似たような施設を複数抱える市町村にとっては、特に課題だというふうに思われます。

本村は合併はしておりませんが、本村にあっても、施設の老朽化等による修繕等の財政負担もございまして、公共施設の在り方を検討し、将来にわたって発生する維持管理費等の負担を平準化するため、公共施設等総合管理計画というものを策定をして、それに基づいた適正な管理に努めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、29年3月に、青木村公共施設等総合管理計画、こちらがございまして、こちらに沿って質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

築年別整備状況についてであります。まず、建設系公共施設です。建物総数は213あると、このようになっております。築3年以上経過した施設は27施設で、約12%を占めております。文化会館、小・中学校、総合体育館、昆虫資料館など、床面積1,000平方メートル規模の大きい施設の整備見込みについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 規模の大きい施設については、例えば更新ですとかということになりますと、また大きな費用がかかるところでございます。都度、電気系統の更新ですとか、あるいは耐震化ですとか、必要に応じて長寿命化対策を実施してきているところでございます。

今、御指摘のあった施設、すぐにでも更新しなければならないといったような状況ではございませんけれども、施設ごとの個別計画が今年度中に全て出来上がる見込みとなっております。そんなことも、個別計画を念頭に置きながら、長期的な視野に立って、今後については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 関連して、その他の施設で公衆トイレが10施設、バス、停留所が28施設ございます。今後、観光客の増加が見込まれております。特に公衆トイレ、こちらの増設等の考えをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 公衆トイレ、バス停の増設というふうなお話かと思えます。

本村は公衆トイレの設置については、登山道の入り口とか、あるいは十観山の山頂付近にも設置するなど、比較的きめ細かい整備ができているものというふうに認識をしております。

現時点で新たにそういった意味では、整備する箇所はないのかなというふうに今、現時点では考えているところでございます。

あと、バスの停留所につきましても、日中便はフルデマンドということになりました。朝夕の定期便を除いては、バス停は関係なく運行する仕組みとなりましたので、こちらも現状、増設の予定はないということで御理解いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ちょっと私もええっこ村で一緒にやっているんですが、環境ウオークというのがありまして、大法寺から文化会館あるいは滝仙寺から文化会館、その途中で、ここにトイレがあったほうがいいのかという箇所が散見されました。これについても、今後御検討いただければというふうに思います。

次に、土木系公共施設です。築3年以上経過した施設は15施設あり、ほとんどが上水道施設です。こちらについても、整備の見込みについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） お答えします。

上下水道の整備状況についてということでございます。

水道施設につきましては、安全・安心・安定供給を基本としまして、青木村簡易水道事業の安定的な経営を図るために、平成29年に経営戦略を策定いたしております。

飲料水の供給としまして、青木村には滝川浄水場がございますが、平成30年には市之沢浄水場を新設し、より安定した飲料水の確保を図っているところでございます。

配水池等の管理面では、インターネットによるクラウド化により、ほぼ村内全域の配水池の水量等が手元で把握でき、管理運営の効率化を進めているところでもございます。

老朽管等の整備では、平成30年度では四谷地籍の配水管敷設替え、令和元年度には夫神減圧槽更新工事など、今後も限りある財源の中でございますので、緊急性の高い箇所から順次整備を進めていく予定でございます。

下水道施設につきましては、長寿命化計画によりまして、浄化センターの機械設備、電気設備の更新を平成28年からの2か年で実施しております。また、浄化センター内部の老朽化部分では、定期的に整備を進めております。管渠につきましては、平成29年より清掃点検業務を実施しており、現在問題はない状況となっております。

また、浄化センターの管理汚泥棟につきましては、築年数が26年を経過してございます。今後、この浄化センター建物の地下部分の汚泥処理設備の更新のときには、補強等も踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 減少と課題という観点ですが、施設数は1987年から2010年にかけて整備された施設が多く、大規模な修繕が必要になってまいります。30年後あるいは60年後が見込まれております。まだ大分先の話であります。それと併せて、将来の更新費用の見通しと財源の確保、特に建物の関係、建築系公共施設の維持管理費に充てられる費用は、現在、歳出全体の1%ほどで、大体年間4,000万充てられております。こちらの維持管理修繕、こちらについての見通しをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御指摘のとおり、建設からの年数の経過に伴いまして、必要な修繕等の費用は発生してくるというふうに思います。必要に応じて対応していくということになるわけですが、やはり日常の点検の中で状況を常に把握して、早期に対応することで長寿命化を図ることができるものであるというふうに思いますので、長寿命化計画の中で、計画的な修繕あるいは更新に努めていきたいというふうに思っております。

また、将来の更新費用の見通しとか財源確保についてというようなお話があったかと思

ます。これも御指摘のとおり、これまで維持修繕に充てられている費用というのは、おおむね年間4,000万円程度で推移しているということでございます。これについては、やはり優先順位等をしっかり検討する中で、今後も同程度の水準で推移していくものというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 財源についてお聞きいたしますが、ただいまも御回答いただきました。少しダブるかと思いますが、建物の耐用年数を60年として、建築後30年で大規模改修、その後30年で更新と、このように言われております。今後、30年後で約190億円と試算されております。土木系公共施設で今後37年で204億円、上水道施設で約103億円、道路で78億円という試算が出ております。財源の確保についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） できるだけ財源については、補助金等あるものは補助金等を投入してというようなことでいくというのが原則的なスタイルになるかと思っておりますけれども、現状、公共施設の整備基金等、こちらを計画的に積み立てたり、あるいはこちらを投入したり、あるいは有利な起債ですね、こんなものを活用して対応することになっていくかというふうに思います。

また、同時に、例えば更新というような話になったときには、後の維持管理費ですとか修繕費、こちらもやっぱり視野に入れて、規模ですとか構造を決定していく必要があるというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、今後、公共施設等総合管理計画、こちらの内容等、また、時々チェックをさせていただくというか、またお聞きをしていきたいと、今後についてはそのように思っております。

最後になります。アンケート調査によりますと、公共施設の統廃合や複合化により施設数を減らすとの回答、減らしたほうがよいという村民の方の回答が7割を占めていたと、このようになっております。

また、施設の利用収入の減少が財政の負担が大きくなっております。今後、高齢化が進み、利用状況を踏まえ、運営方法を見直すなどの対策が必要になってくると、このように思われます。住民の声をどのように反映して、インフラ関係に取り組んでいかれるのかどうか、持続可能な村づくりについての観点からお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ただいまいただいたのは大きな課題でございます。いずれ、それぞれ建築関係は耐用年数を迎えるわけでありましてけれども、複合化も考えられますし、有利な補助金とか起債をやっていくということも当然でございますが、一番は、その利用する村民の皆さんの利便性を低下させないということが大きな視点の一つだというふうに思っております。

長寿命化を図るということで、既に駄目になったからやるというんじゃなくて、例えば熊本地震の後、今まで役場庁舎が避難所としての対象ではなかったり、あるいは補助対象にならなかったりしたんですけれども、ある市役所が落失してしましまして、対策本部の機能ができなかったというような反省から、国のほうでは、役場庁舎も含めていろいろ有利な起債も補助金も出るようになりました。そういうタイミングで、私どもは今年単費でやろうと思っていたところ、冷暖房の起債ができたということは、有利な起債がタイミングよくあったわけですが、常にそういうようなアンテナを張って、駄目になったからすぐやるということじゃなくて、長寿命化と併せて、補助金とか起債とか、なるべく財政負担を少なくするような方法で、今後の持続可能な村づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 私が質問させていただいた事項につきましての資料等につきましては、間もなく第5次青木村長期振興計画の更新になってまいります。北村村長には、先ほど来、心強い答弁をいただきました。私からも、引き続きこの計画等の更新を踏まえて、持続可能な村づくりについて、ぜひともお力をいただきたいと、このように思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 7番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

[3番 松澤正登君 登壇]

○3番（松澤正登君） 議席ナンバー3番、松澤正登でございます。

一問一答方式で質問させていただきます。村長、教育長をはじめ関係課長さんの答弁をよろしく願いをいたします。

私は3点ほどにわたって質問させていただきますが、まず1点、新型コロナ対策について質問をさせていただきます。

状況が非常に逼迫しているわけでございますけれども、新型コロナウイルス感染の拡大によって、今年4月に緊急事態宣言が発表されて以来、8か月ほどが過ぎるわけでございます。以来、ウイズコロナという新しい生活様式を日本は模索している最中でもございます。

このような社会変化は、人々の心身、特に精神面に様々な影響を与えております。コロナの影響は世代ごとに違いますが、高齢世代では、感染を本人や周囲が過度に恐れ、社交の機会が激減し、散歩まで自粛してしまい、運動不足で足腰が弱り、鬱病や不眠に陥る人も少なくないと言われております。一方、若者や現役世代への影響は、これから深刻化するのではないかと懸念をされております。8月の自殺者数が急増して、1,849人を記録し、今年最高の数字となっております。

ウイズコロナという言葉が象徴されるように、これから時代は長期にわたってコロナと共存しながら生きていくことが予想されます。信大病院の金井感染症制御室副室長は、職場や学校に広がり、第3波到来が実感を伴ってきた。皆が以前のような行動をすれば、第1波、第2波どころではない大きな波になると。自分が感染したら、家庭や職場はどうなるのか、それぞれが危機管理意識を持つことが大事とされております。

そういう状況下で、1問、質問をさせていただきます。

地方創生交付金を活用した経済生活支援事業は、25の事業で活用されてきました。その執行状況は、過日の全協で発表がありましたが、事業執行期間が来年3月で終了を迎える事業であります。今後の執行計画はどんな状況か。また、政府も第3次補正も20兆円を超える予算を検討しているようですが、雇用関係は大変厳しい状況のようであります。特に、深刻なのは、非正規で働く人が多いひとり親世帯が、生活に困窮している人が少なくないとも言われております。

過日、全員協議会では、村長から現況説明の話がありましたが、地域商品券等の効果は大きく、取組を考えていきたいという説明もございました。提案ですが、感染予防対策として、習い事をしている人たちの補助ですとか、小・中学校の御苦労されている先生の支援、また、生徒・児童への補助、学校の手洗い場の自動式水洗蛇口の改善ですとか、子供が感染したときの対処方法のマニュアルの作成ですとか、デジタル化に備えた住民講座の開設なども考え

ますが、第1次、第2次補正を踏まえて、第3次補正としての計画をしていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、議員さん御指摘のとおり、臨時交付金を活用させていただきまして、コロナの影響を受けておられる村民の皆さんに、一定の支援策が講じることができたかなというふうに考えているところでございます。

今後の計画についての御質問でございますけれども、御提案いただいた中にも、例えば学校の対応マニュアルですとか、そんなようなものについては、もう作成は済んでいる部分もでございます。計画していた事業は、ほぼ予定どおり予算の範囲の中で執行が見えてきているところでございます。

今、3次補正のお話もございました。3次補正については、ある程度使途が限定といたしますか、されているように、現時点の報道では、医療機関のほうに厚くいくとか、あるいはさきの補助事業の補助裏に充てるとかというようなことで、かなり使途が限定されてくるふうにも言われております。

そんな中で、現時点の計画について、まず適正な執行をしていくということが求められていると思いますけれども、この計画の中でも、かなり一般財源というのを投入してきておりますので、今後の感染拡大の状況ですとか、あるいは経済の状況等を見る中で、今後また新たに実施が必要な事業については、改めて御相談をさせていただいて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、第2問目をお願いいたします。

教育長にお伺いしたいと思いますけれども、小・中学校の学習進度と今後の取組についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍を契機に、ICTを活用した教育のデジタル化が進んでおります。政府の方針が教育のデジタル化に力を入れているのは、子供の学びを保障するためであり、日本の教育が抱える課題克服が目的と言われております。ただ心配するのは、ICTに不慣れな小・中学校の職員のフォローやセキュリティーの確保などを課題とされていますけれども、この件については大丈夫でしょうか、お伺いをしたいと思います。

そして、併せて8月11日付の新聞にコロナ感染拡大を防ぐ臨時休校の影響から、小・中学校の学習進度の記事がございました。当時、7月末の時点では、80%以上になったのは297

校、83%、中学校では156校の83%という、最も遅れているのは小学校、中学校とも60%ということが載っておりました。青木小・中の現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 2点についての御質問でございます。

まず、ICTについてですけれども、全国的にGIGAスクール構想によって、ICT環境が一気に整っています。青木村でも11月には小学校全ての児童に、12月中旬には中学校の全ての生徒にタブレットが整備されます。

次のステージでは、先生方がどう使いこなすかということが課題になってまいります。御指摘のように、どの先生も使いこなすためには、しっかりした研修を行う必要があると考えております。幸い青木村では、平成23年からタブレットを小学校4年生以上には整備しておりましたので、小学校では長野県の先頭に立ってパイロット校としての研究を行ってきておりました。全県での研究大会も開催したところであります。

また、小学校ではジャストスマイルドリル、それから中学校では、すららネットという学習ソフトを全員が実施している状況ですので、一步先駆けての実践は行われていると考えています。さらに、今後は電子教科書を利用した授業を工夫したり、家庭での学習に生かしたりという、一層の効果的な活用が求められてまいります。小学校にはメディアコーディネーターというICT対応の専門員がおりますので、今後は中学校にも週に2日ほど行ってもらい、青木村全体を視野に、コンピューターのハードの整備や使用法の指導を行ってもらおうと思っています。さらに、県教委と連携した研修も視野にして、今後、最も力を入れて実践を進めてまいりたいというふうに考えています。

次に、学習進度であります。毎月学習進度についての調査が行われていますが、青木小学校も中学校も遅れていた学習はほぼ回復できたと考えています。

小学校では1時間を45分から40分にして、さらに、朝と昼にドリルの時間を20分ずつ帯状に位置づけて回復を図ってきました。学習進度が回復したため、昨年度までの45分授業に戻してもよいのですが、朝のドリルで落ち着いた1日が始まるということや、学習の定着が図れるため、現在の日課のほうが落ち着いてできるという先生方の強い声がありまして、今後もしばらくはこのような体制で学校運営を行ってまいります。

中学校でも、3年生につきましては、入学選抜検査があることから、早々に回復を目指してまいりました。順調に回復し、現在ほどの教科も回復できております。一方で、教科によっては、1、2年生ですが、来年度の単元と一緒にすることで、ゆとりを持って学習するよ

うに考えているケースもございます。

今後コロナも含めて、その時々現状を踏まえた柔軟な対応を行っていく必要を感じております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

併せてもう1点お伺いしたいと思います。

不登校の児童・生徒への対応でございますが、青木の場合はICT環境整備というのが非常に整っているということの教育長の説明がございました。学校での判断でオンライン等の活用をされて自宅学習で取り組んでいる不登校等の生徒ですとか、出席を認めるようになっているような学校が結構あるようですけれども、学校の場合は、そういった家庭で学習していて学校へ出てこないというような生徒に対してどんな指導をされているか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 議員おっしゃるように、家庭でコンピューターを使って学習した場合、教師と双方向の連絡が取れたというようなことが確認できた場合は、出席扱いにしようという、今、取組を行っているところであります。また、ICT、中学校のすららですけれども、それを使って勉強することで、学校に出てこれたという事例も生まれておりますので、ICTを有効に活用するのは、これからも続けてまいりたいと思っています。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 実際のところ、不登校の生徒というのは何人もいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 一定期間お休みをいただいているというお子さんは、青木村にも何人かおられます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

それでは、次をお願いをしたいと思います。

1つは、発熱外来の対応についてでございます。

発熱の状況がある方への対応は、これまで発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状の方は、保健所に設置した有症状者相談窓口にご相談した上で、帰国者、それから接触外来者

等を受診しましたけれども、11月17日から、まず電話でかかりつけの医療機関に相談するという体制になりました。青木診療所も村民に関わらず、多くの方がかかりつけ医に該当する人は多いと思います。青木診療所の受入態勢ですが、診療所の脇に今、テントはなくなっております。そういったことで、新しいどこか準備をされているのか、その辺のお考えをまずお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

診療所の西側には今までのテントに代わり、新たに簡易な施設が設置されております。診療所のほうにお尋ねしたところ、まず、聞き取りによって新型コロナの疑いが薄いと判断されたお客さんは、その診療所の西側のところで診察を行い、疑いが強いと思われる方については、旧授産所のほうにプレハブ小屋がございますので、そちらのほうに回って診ていただくという、そういう流れでやっているそうでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 分かりました。

そういった診療の今の体制が、診療等に完璧だとは思いますがけれども、診療所が遠くに、今はその施設があるという中で、診療所の先生が1人という状況になるわけですがけれども、診察に行く、また診療所に戻る時間等がかなりかかるんじゃないかなど。患者さんが増えてきたときに、診療所には通常で診察に来ている人が、診察ができないということはないと思いますけれども、非常に遅れると。遅くなると、こういう心配がされるんじゃないかと思えます。

そういった、もし疑いのある人があって、もちろん数は増えてこないことを願うわけですがけれども、そういった状況下で、こっちに待っている人が大勢になって、実際には医療崩壊とはいかないと思えますけれども、そういう状況が心配されるわけですがけれども、その辺の対応というのはどうなされるんですか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） インフルエンザ、それから新型コロナ、こういったものが同時に流行した場合、医療機関のほうも大変なことになるかとは思っております。

患者さんが増えたときの対応でございますが、診療所のほうにお聞きしたところ、一般診療と発熱外来の診察時間を別にしたり、一般、発熱に関係なく、緊急性の高い患者さんをまず優先して診るということで、そのときのケースによって対応を考えてやっているというこ

とでございました。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御案内かと思いますが、実は、診療所の小川原先生は、高齢者を中心として往診をさせていただいております。ですから、先生の不在の時間帯というのは前々からあるわけございまして、そのところはいろいろやりくりをしたり、工夫をしながら、高齢者の往診、家に行つての診察をさせていただいておりますので、そういったことは既にされておられますので、今、御質問にありましたような心配はないというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ですが、そういった長く待っていて、かえって具合が悪くなっていっちゃうというようなことがないということで対応はできると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 条件が、例えば集団発生して何十人にもなつてというような、そういった状況のことを考えると、今言つたような、松澤議員みたいな心配があるかと思ひますが、そのところは先生はお考えいただいて、そのプレハブを造るとき場所とか、そういうようなことも、よくよく私どもと相談の上、あそこにしていただいたということでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 住民が安心するとか、そういう医療体制ができるように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、お願ひいたします。

聴覚障害者というのは、青木村にはいると思うんですけども、聴覚障害者への会話の確保や、それからまた、こういった状況の中で、いろいろ新聞等でも話題になっておりますが、ひきこもりの皆さんへの援助の状況についてお聞きをしたいと思います。

1つとして、コロナ禍が進み、災害が発生している状況の中で、聴覚障害者への会話が確保できているのかどうか、青木村には資格を持った手話通訳者はいるのかどうか、それから、病院等に心配なく受診できているのかどうか、村の支援状況等について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 村内における支援を必要とされる聴覚障害者については、

その方を村のほうでは把握をしております。その方の対話の確保については、手話通訳者を福祉事務所のほうから派遣していただいて、それで会話等をしているところでございます。

また、緊急のときに発熱等がありました、そんなようなときには、村の担当者と今、LINEでやり取りができるようになっておりますので、そういうものを使っていただくということになっております。

来年度からですが、広域消防本部でNET119緊急通報システムというものが始まるそうでございます。こちらについても、どのようなものか研究して、こういった聴覚障害者の方にも勧めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ちょっと今、もう一度説明していただきたいのですが、消防署のほうで設置されているというか、考えている事業、もう一度詳しく説明していただけますか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 「NET119緊急通報システム」という名前のものがございます。聴覚や、それから通話に障害のある方向けのサービスということで、スマートフォン、携帯電話等を用いたものがございます。簡単な操作で緊急のときに119番通報ができるというシステムだということでございます。

今のところそのような内容でございます。実際の操作方法につきましては、広域消防本部のほうで、また来年になってからそういった説明会等を考えているようなところでございます。私もそれを勉強したいと思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 分かりました。

それでは、次に進めさせていただきます。

今、デジタル化の動きについてでございます。

新政権が目玉政策と考えております社会のデジタル化でデジタル庁というのを発足を今、しております。誰もが情報通信技術を活用したデジタル、ミニマル社会を実現すると、コロナ禍における経済成長ですとか、経済再生につながると言われております。ともあれ10月から全国11か所でデジタル活用支援員の実証事業がスタートされていると新聞で読みました。行政として、青木村としてデジタル化の動きはあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、このようなコロナ

禍になりまして、リモートワークの普及ですとか書面ですとか、対話の機会の抑制など、デジタル化への移行が加速しているというふうに感じているところでございます。

御指摘のとおり、国もデジタル庁を創設して、今後、我々の生活においても、さらにこういったデジタル化が進んでいくものというふうに思われます。マイナンバーカードの普及促進ですとか、押印の廃止ですとか、国から徐々に方針が示されているところでございます。

今後、具体的な指針といいますか、ガイドライン等が示されるということでございますので、一方でデジタル化への対応が困難な方々もいらっしゃいます。高齢者等の皆さん、そちらの皆さんにも当然配慮しながら、デジタル化という国の方針に足並みをそろえていくことになるというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） そういうことで、私もそうですけれども、戦前、戦後間近な我々は、非常にデジタルなんて聞くと、もう警戒するような状況にございます。そういったことで、ぜひ村もそういった時代に沿った講習会ですとか、それなどもまた企画をしていただいて、村民誰もが気軽にできるように、ひとつ御配慮をまたお願いしたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 2番目の問題に移らせていただきます。

土地の利用についてでございます。

青木村は総面積の約80%は山林で占めていると。山林外では、田と畑を合わせた農用地が10%強、宅地が3%、そのほか7%で建物用地は幹線道路沿いを中心に一定のまとまりを持って立地している状況でございます。というのが5か年計画、後期基本計画の数字でございます。

私は感じてはいますが、山間地に入れば、先人が苦勞して開墾をして造った水田、畑が荒廃が進んでいるところは進んでおります。高齢化と農業の就農離れが深刻な状況であり、今後ますます遊休農地や荒廃地が進むと考えられます。

そこで、まず1点、質問をさせていただきますが、現在、日本は食料自給率は38%で、先進国の中でも最低水準と言われております。今、日本での100%の自給率はお米だけだということだそうです。農業委員会等でも、皆さん、タブレット等をお持ちいただいて、御苦勞されているようでございますけれども、青木村の土地利用状況と農地の作付品目等の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

青木村の総土地面積は、御存じのとおり57.1平方キロメートルとなっております。そのうち林野面積は、農林業センサスから4,630ヘクタール、田畑の耕地面積は国の耕地及び作付面積の統計の資料でございますが、431ヘクタールとなります。令和元年度の主な作付は主食用米が77.3ヘクタール、タチアカネソバ72.1ヘクタール、麦が36.4ヘクタール、大豆が2.4ヘクタール、その他野菜、花卉、果樹など、青木村全域にわたりまして、多品目にわたって栽培されております。

村民の皆様には転作に伴いますブロックローテーションに御協力いただいているところですが、特に、タチアカネソバの普及に御協力をいただいている状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 分かりました。

次に、関連いたしまして、土地を守るための施策はどんな事業が行われているのか。また、今後取り組む新規の計画はあるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 御質問、農地を守るための施策ということで理解しておりますが、やはり民間活力による農地保全としまして、農業者が高齢化等により減少していく中で、個人農業者による営農の限界が来てございます。法人等の参入により、村の農地を維持してきております。例としまして、タチアカネソバの推進によるもので、今後も遊休農地の再生に取り組んでまいります。

また、認定農業者の皆さんには、担い手として幅広く作付をしていただいております。それに伴いまして、認定農業者の皆様には、農業機械の導入に際しまして、村としましても補助制度を活用していただいております。

また、農地を守る手だてとして、担い手の確保の課題につきましても、信州うえだファーム研修制度の活用を進めております。また、荒廃化を防ぐ上も、有害鳥獣対策として、地域の皆さんに御協力をいただきながら、村内広範囲にわたり、有害鳥獣侵入防止柵の設置もしていただいております。今後も地域の皆さんと協力をし、農地保持について努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 村長さんは、この辺、今後の土地利用ということに何かお考えのこと
がございますか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5年単位、10年単位、あるいはその先を見たときに、やはり相当の機
械化ができるような青木村の地形ではない。したがって、高齢化してくる、若い人た
ちが農業に就かないというときの農地の在り方、農業のやり方というのは、また国が勧める大
規模化とか輸出とは違った方向に、違った方向といいたいまいしょうか、まだ考える余地がある
というふうに思っています。

単位当たりの土地の面積から上がる収量、例えば1ヘクタールでもいいんですけれども、
1,000平米でもいいんですけれども、農業でも畑とか水田で違いますし、それから、工業系
もありますし、商業系もありますし、山林もあります。一番収益がいいのは、当然商業なん
ですよ、収益がいいのは。そのために青木村は商業をやるかという、そういう社会的な環
境にはないわけであります。

岡谷市の工業団地をやるときにも、いろいろなところで説明申し上げましたように、働く
人たち、特に若い人たちが青木村にいてもらう。そのために工業誘致をして、若い人たちが
家にいて、土日になりますけれども、農業をしていただくことが、青木村の農業を守ること
だというふうに思っております。

したがって、農地は約5ヘクタール潰しましたけれども、今、担当課長が御説明しま
したように、杳掛と で御協力いただきながら、今後それに見合うような面積を広げて
いきます。今後の先を考えると、今までの議員さんの中にも少し御答弁申し上げましたけれ
ども、幸いにして青木村の立地条件、あるいは災害の少ない村として興味を示していただい
ておりますので、農業を守る視点からも、工業系の誘致というのは必要になってくるという
ことで、土地利用もそのような方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 大事なことじゃないかなと思う。非常に荒廃しているのを目の当たり
にしながら、私たちも何かいいことはないかと、こんなように考えるところですが、
また、村も、我々議員等も考えて、ぜひ進めていきたいなど、こんなふうに考えております。

3問目にいきたいと思っております。

新規就農者が増加しているようですけれども、最近、コロナ禍の影響もあり、自給的な農
業と各自の才能を生かした仕事、いわゆる定職を組み合わせた半農半エックスのように、農

業と定職という生活スタイルを取り入れた動きというのがあるようでございます。政府でも、人口減少や高齢化が進む農業現場を支える営農形態として重視をしていると。

そういうことの中で、青木村で移住希望者も増えているように聞いておりますけれども、こんな方はいらっしゃるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 移住希望者の皆さんが、やはりこの自然豊かな青木村での生活や田舎暮らしを望む方、様々な生活スタイルをお持ちでございます。農ある暮らしとして、半農半エックスでのライフスタイルはお聞きしておりませんが、手軽に土に親しむ野菜作りをするなど、市民農園の活用をしている方もいらっしゃるとお聞きしてございます。

また、農業委員会では、今年の8月1日からでございますが、農地取得の際の下限面積につきましても、これから購入予定をする、予定の空き家に付随したものについては、1アールとできるように設定してございます。以降、この設定面積を用いて農地を取得した例も1件ございまして、相談も幾つか来ております。これからの移住者の皆さんが農業を始めるきっかけとなること、また、狭小農地の荒廃化防止へとつなげられればと期待してございます。

長野県では農ある暮らしを推進しておりますが、村でも移住者などの相談を受け付け、継続してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 移住関係ですけれども、商工課長、何かお考えとか、気づいているようなこと、ございますか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） こちらにつきましては、花見課長のほうから話したのと、ほぼ同じ状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

それでは、大きい3点目として、お願いをしたいと思います。

この問題につきましては、新年度予算編成と村長の進退ということで私は申告いたしましたけれども、先ほどからお聞きしていると、何人かの議員さんが関連したいろんな質問をしていただいて、私もほぼ分かっているわけですが、そういう中で、長期5か年計画があと1年ということで、先ほどの村長のお話じゃございませんけれども、日本一住みたい村づくりを柱に4つのプロジェクトに挑戦していただいております。非常にそれぞれの挑戦の

中で成果を上げられ、本当に感謝をしているところでございます。

しかし、少子高齢化も進む状況の中ではございますが、一面、社会保障制度等もかなり進んでいる現状でございます。

そこで、来年度につきまして質問させていただきたいと思いますが、来年度の税収めどについて、県でも本年度は法人税、非常に落ち込む予想だというふうに新聞等でも発表されております。そうした中、青木村につきましては、来年度の税収見込みの状況等が分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、来年度の税収の見込みということでございますけれども、今、議員さんから質問の中でもありましたとおり、住民税、それから法人税、そういったところでかなりの減収が見込まれております。住民税につきましては、もう直接納税者の皆さんの所得が反映されてきますので、現在のところでございますと、しっかり見込むことは難しいわけですが、県のほうでも今予測で使っています91.3%という基準に基づき算定しますと、今回の減額の数字でいきますと、個人住民税につきましては、1,300万余の減額となる見込みでございます。

それから、法人税につきましても、かなりの落ち込みの中で、11月現在でございますと、前年比で40%ほどの調定額にとどまっているということ等も含めまして、若干この後、回復すると見込んだとしても、来年については、前年度比50%前後ではないかという予想の中で、216万余の減額になるという予想をしております。

それから、固定資産税の関係につきましても、こちらについては、減収ということとは関係ございませんけれども、減免措置が図られることとなっております、そちらを含めまして、固定資産税についても1,200万近くの減額を見込んでおります。

それから、たばこ税については自然的な減額、それから入湯税についても、利用者の方の減少ということで減額を見込んでおりまして、全部合わせますと約3,000万近くの減額となる予想をしております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 大変だなというふうに思います。

そうしたことで予算編成になるわけですが、来年度の予算編成の中で、重点に置く課題と、また、おおむねこんな予算編成を考えているということが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど杓掛議員にも答弁申し上げましたけれども、予算編成の基本的な考え方は、やはりコロナ対策、感染症対策、これが一番になると思います。これは、医療的なものと、それから生活あるいは仕事への支援、教育関係も含めて、こういうことを最優先でやっていきたい。

それから、予算は成立しているのは村長と議会の改選になりますけれども、こここのところに来てまた一旦できる感じになりますけれども、そういったことにも切れ目がないような予算編成を考慮していかなければならないというふうに思っております。何よりも命と暮らしを守ることを最優先にしていくと。

非常に限られた、今、担当課長から御答弁申し上げましたように、財政運営、今の時点での3,000万ですから、これから悪くなることも十分考えると、もっと影響力は大きいという前提の中で予算編成をしっかりとやっていきたいと、しっかりといいましようか、そういうことを見据えて、十分議論していきたいと思っております。ということで、また議会の皆さんには相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

大変だなと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほどからお聞きしているわけでございますけれども、村長の第3期目の表明をされた冒頭の挨拶の中で、青木村の5年、10年後の、そしてさらなる先の未来を見据えたとき、しっかりした中長期的な展望の中で発展軸のレールを敷かなければならないと考えていると、こんなお話をされました。

そういったことで、もちろん今は近隣はコロナウイルスの対策等のことがまずあるわけですが、5年、10年先を見通した青木村の展望といたしますか、村長が言われる発展軸のレールを敷くと、こんな思いがございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村は、本当に発展軸のツールはたくさんあるというふうに思っております。何よりも人の心、温かい心、義民の子孫として、私も村に来て10年余相当数になりますか、それから村長職を7年7か月させていただく中で、本当に村民の皆さんの温かい気持ちというのは、これは何よりも代え難い財産だというふうに思っております。

それから、昨年、19号台風で被害がありましたけれども、同じ雨量でありながら、周辺市

町と比べて大変少ないということは、先輩たちがしっかりした治山治水をやってきていただいたおかげであるというふうに思っております。

そういうことで、143のトンネルが開く。そして土地利用も松本、安曇野といろいろな交流が深まってくる。安全・安心のトンネルになる。そういうことで工業系も発展していく、それから通勤の範囲も松本に広がる。あと文化とか、自然豊かなとか、いろいろツールは青木村にはたくさんあるわけでありますので、本当に発展軸の中にあると。ただ、それをどうやって生かしていくかですよね、活用していくかというのが課題だと思っております。今あるものに付加価値を高めてやっていくことが大変大事だというふうに思います。

それから、もう一つ、今、御質問の中にもありましたように、5か年計画の4つの重点推進プロジェクトがあるわけでありますので、これをさらに進化させていくということも大事だというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 大変ありがとうございました。

いずれにしましても、私も村長の3期目の出馬表明等をお聞きして、応援している一人として、またしっかり体に気をつけ、頑張っていたきたいと、こんなように思います。

以上で終わります。

○議長（宮下壽章君） 3番、松澤正登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時15分ということでお願いいたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時19分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症第3波流行期を乗り越えるためにということで質問いたします。

質問に先立って一言申し上げます。

一昨日来、青木村並び青木小学校に関係する新型コロナウイルス感染者の確認がされたところでございます。感染者の一日も早い回復を祈念すると同時に、村内において、シトラスリボンの精神が発揮されるよう願いたします。

誹謗中傷は、厳に慎まなければなりません、村民、保護者、子供たちの間に、不安、動揺が広がっているのも事実です。防衛上、執拗な詮索が行われることは否定できません。詮索の広がりを抑えるには、正確な情報、的確な指示が必要です。まずもって、そのことを強調しておきたいと思っております。

別の観点から、もう一点申し上げます。

前回、9月議会において、私は、地方創生臨時交付金の活用状況についてただし、とりわけ農業者応援給付金が十分に行き渡っていないことを指摘しました。その後、村では、締切期限を延長し、広報、情報通信などを通じて呼びかけを強めたり、区長会を通して回覧を回していただいたりするなど、御苦労いただきました。その結果、これまでに、当初予定の8割近くまで申請数が伸びているとお聞きをしています。この点について、関係者各位の御苦労に敬意と感謝を申し上げます。

質問に入ります。

新型コロナウイルス第3波襲来の中、村としても、これまで以上の対策が求められているところです。対応策として、この後に予定している取組並びにそのための財政見通しについて、さきに松澤議員への御答弁もありましたが、なお補足することがございましたら御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 第3波への対策ということでございます。

今まさに、本当に第3波の真ただ中にいるというような状況かと思っております。おかげさまで、臨時交付金を活用させていただくことによりまして、マスクあるいは消毒液、また災害

関連の対策物品等、様々な物品を、この3波到来に備えて備蓄することができている状況でございます。

御質問の趣旨は、その他の支援施策等、新たに予定しているものはあるのかというようなことだと思いますけれども、現状は、今現在の計画のメニューの中で対応できるものについては行っているところございまして、今、新たにというものは、現時点では予定をしていないところでございます。

財政の見通しについてですけれども、臨時交付金を投入する中で今計画している事業については、現状、対策予算の範囲内で実施できる見込みでございます。そんな中でですけれども、一般財源もかなり投入している予算となっております。

先ほども申し上げましたが、今後の感染拡大の状況、また経済状況など見る中で、実施が必要な対策については、改めて御相談をさせていただきながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 医療体制についてお聞きをします。

青木診療所では、先頃、助産所跡に発熱外来を開設し、診療を始めました。発熱外来の診療体制、受診の仕方について、松澤議員への御答弁では、感染疑いが濃い方、薄い方を判断し、濃い方を発熱外来でということでしたけれども、前9月議会においては、診療の仕方について、4時半以降というふうな御説明もあったかと思いますが、そういった点について変更になったのかどうか、その辺の診療体制、受診の仕方について併せて御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 9月の時点で先生にお伺いしたところ、そのような形を考えているということで御説明申し上げました。

実際には、そのような時間を区別する形ではなく、必要と思われる方、緊急性のある方は、いつでも受けるという形で今、対応しているような状況ということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先日、ある方が診療所で受診する際、発熱もなく、コロナとは無関係の疾患だけでも、県外への外出歴があると電話で伝えたところ、自家用車内での待機を告げられ、防護服に身を包んだスタッフが屋外に出てきて診察して下さったということで、防護体制の徹底した診療に感服されていらっしゃいました。

このとき、県外外出歴を申告しなかったらどうなるでしょう。そのまま診療所に入ってし

まったのではないのでしょうか。情報通信やホームページでは、発熱等の症状のある方は、事前に電話しと案内されておりますが、県外外出歴の申告は徹底されているのでしょうか。そのほかにも、事前連絡したほうがいい事柄があるかもしれません。そうしたことを精査し、案内する必要はないのでしょうか。

また、発熱外来の受診方法について、村民にPRされていないように思いますけれども、情報内容、情報公開に関するお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 発熱以外の症状以外で、どのような行動歴があったかということにつきましても、診療所のほうでは電話先で聞いているかと思えます。

この点については、私どものほうでも、また村民の皆さんのほうに、必要な情報は先生にお伝えするよということ、少し考えていきたいと思っております。

それから、旧助産所のところにできました発熱外来施設でございますが、こちらについては、先生のほうとお話しして、積極的にそれをPRするというような考えはないということをお聞きしました。発熱で来られる方以外にも、一般の診療で来られる患者さんの心象も考慮してということかと思えます。

もしものときに対応できる施設があるということだけは、今この場で共有していただけたというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 本年度から、生後6か月から中学3年生までの全年齢のインフルエンザ予防接種に、3,000円を限度に村から補助が出ることになりました。「診療所へ孫を予防接種に連れていったら、ただだったよ」と驚きの声とともに、「子供が何人もいるので本当に助かっている」と、大勢の保護者から喜びの声が上がっています。とりわけひとり親家庭など、経済的困難を抱えた世帯には、力強い支援になっています。村の英断に感謝を申し上げます。

一方、11月末に予約を入れたら、薬剤が入荷できないと接種を断られ、村外の医療機関で接種を受けたという事例も生まれています。薬剤の確保は十分できるのか、小学生以下の2回目接種は可能なのか、青木診療所並びに上田広域の状況を教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） インフルエンザの要望接種について、青木診療所は新たな予約を今、お断りしている状況と聞いております。

12月中頃に、ワクチンの入荷が最後でございまして、既に1回目を受けた小児の方の2回目のみを予備に残してあるだけだそうでございます。

実績で申し上げますと、昨シーズンは700人程度がワクチンを打ちましたが、今年は既に1,000以上の方が接種し、このうち小児は130人ほどだったと聞いております。小児が少ないように思いますが、小児の場合、かかりつけの小児科で受けるケースが多いからではないかというふうに考えているところでございます。

村でも、年明けにワクチンの供給がもし再開していればでございますが、予防接種の補助の期間延長も考えております。ただし、これも回復すればということで、状況次第ということでございます。

小県の医師会、それから上田の医師会に状況を確認いたしましたが、やはり管内はどこもワクチンのほうが不足の状態になっているということで、それでも若干残っている機関も、わずかあるのではないかと回答でございました。

インフルエンザワクチンは、各医療機関がそれぞれに、その年の状況を勘案して量を発注しているということだそうです。ですので、共通して、その残っているワクチンを融通し合うようなそういった制度はないというふうにお聞きしました。その在庫を持っている医療機関でございますが、両医師会とも把握のほうはしていないということでございました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 量が確保できた場合に、期間延長というふうなことも考えていらっしゃるということで、ありがたく思います。

さて、県内では、インフルエンザとともにPCR検査のできる医療機関として511の医療機関が指定され、それに伴い、松澤議員からもありましたが、11月17日から受診方法が改められました。しかし、それ以上、詳しい報道はされていないように思います。511の医療機関のうち、上田広域で指定されている医療機関はどのくらいあるのでしょうか、量的に十分なのか、また指定医療機関を公表しない理由は何なのか、お分かりでしたら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） PCR等、専門的な措置ができる診療、検査医療機関のリストでございますが、こちら、県のほうから公表をいただいております。

ですので、私どものほうでも、上小管内にどれだけあるのかということは分かりませんが、長野県の人口から上田圏域の人口で案分するならば、50か所程度はあってほしいというふう

には思っているところがございます。すみません、回答になっておりませんが。

公表をしない理由でございますが、こちらのほうは、協力いただいた医療機関の意向がやはり反映しているものでございます。受診控えや職員への誹謗中傷等をおそれての対応というふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） PCR検査の助成についてお伺いをいたします。

息子が2月に帰ってきたきり、もう10か月も帰省できずにいる。村にウイルスを持ち込ませたくない、そのために、PCR検査を受けさせてから正月休みに帰省させたいと思っている。検査費用を村で助成してもらえないだろうか、首都圏の大学に御子息を通わせている親御さんからの切なる願いです。

飯田市では、今年19日から1月11日までの間に帰省する学生のPCR検査に対し、上限1万8,000円、プラス交通費2,000円を補助するとともに、成人式参加の新成人に、抗原定量検査費用、上限6,000円を助成します。伊那市でも同様に助成されます。川上村では、村民並びに帰省する県外在住者全員を対象に、期間を設けず、上限2万円の助成がされます。

青木村でも、こうした制度を早急に導入し、正月休みに間に合わせるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、青木村で1月2日に行われる成人式については、どのような措置が取られているのか、併せてお答えください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 帰省した学生を対象にしたPCR検査の助成について、私どもも改めて調べましたところ、何か所か実施しているところがございます。

その制度を見ながら、対象者をどのように絞り込んでいくかという点も、なかなか難しいのかなというふうにもちょっと思いました。そういった実施しているところの実績、効果等は、これからちょっとお聞きして検討してみたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 検討いただけるということは、この正月休みに間に合うように検討いただけるということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 正月休みには、時間的にも、また予算的にも間に合わないということがございます。

効果があるかどうかを調べたいというふうに考えているところがございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 教育長に、質問した点についてお願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 成人式であります、会食会は行わないで、来賓も制限する中で、午後の2時から3時程度、1時間弱を計画しております。3密を避けて、式典と写真撮影のみを行うということで、時間を短縮して行いたいと計画しております。

成人者からは、晴れ着も着たいという願いを大切に、その願いありますので、その願いを大切に、成人式を実施していこうと考えております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 帰省する学生のことなんですけれども、飯田市では、ただし書きがあるというふうに私ども読んでおりました、市長は、感染の拡大の状況によっては、見直しもあり得るというふうに書いていたというふうに思います。

テレビを見ると、毎日のように、この感染者数が最高の数字になっております。青木村でも御案内のとおりです。来る学生たちは都会が中心になると思います。ですから、暮れに、私どもは村民の皆さんにこれをどういうふうに言うか、今から悩みなんですけれども、昨日、民法のテレビを見ておりましたら、国立の国際医療センターの忽那先生というふうにテロップに出ておりましたけれども、1つは、帰省は勧められない、きのうのニュースですよ。それから、もう一つは、移動感染のリスクが高いので帰省しない選択肢を考慮してほしい、こう言っていました。その次に、飛行機と新幹線の例を取って細かく説明をされておられました。青木村には、飛行機で来る方はそうはないかと思っておりますけれども、東京を経由してそういうことも、あるいは松本空港をしてくる可能性もあるかと思っております。

そして、今朝の新聞ですけれども、昨日、厚労省の専門家の組織では、帰省などの感染拡大を、帰省をすることで感染拡大を起こす可能性がある、というふうに書いてございます。ですから、暮れに、私は村民の皆さんに言うか言わないか、どう言うかも含めて、今、悩んでいるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 状況等については苦しい部分ございますが、御検討いただきたいなと思っております。

さきに例を挙げた飯田市ですが、帰省学生や新成人への補助だけではなく、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方が、本人の希望で抗原定量検査を受けた場合、上限6,000円の

助成、同じく医療、介護、障害福祉サービスに関わる従事者についても4,000円の助成がされます。松本市でも、高齢者や持病のある方のPCR検査費用、上限2万円、抗原検査、上限7,500円を助成すると報道されているところです。

こうした社会的検査の助成措置を導入した場合、国からの補助が出ることになっていると思いますが、国と市町村の持ち分はどのようになっているのでしょうか。また、こうした社会的検査の対象者に、学校、保育園関係者も加えた助成制度を青木村として導入することができないか、村のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 10月の初め頃でしたけれども、県の介護支援課より、そのことについて照会がございました。県のほうで考えていた制度でございます。一定の高齢者や基礎疾患を有する者を対象に、重症者の増加抑制を目的に行う検査で、村の負担分は2分の1ということでございました。その当時、第2波も落ちついてきて、圏域での感染は見られない状況でございましたので、特段の要望はありませんでした。10月末で応募の締切りになりましたが、その後、追加の要望調査は出ておりません。

条件がございまして、地域の検査キャパシティーに影響を与えない範囲で、県と調整を図った上で実施されるものということになっております。今後、追加の要望調査があった場合ですが、第3波で、さらなる検査体制の強化を求められている今の現状も勘案の上で、検討させていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 現在の第3波の感染拡大ですが、G o T oトラベルによってもたらされたということは、もう明らかです。

G o T oトラベル、G o T oイートは、村内の観光業者、事業者、商工業者にどれだけの恩恵をもたらしたのでしょうか。また、その弊害はなかったのか、どんな課題が生じているのか、状況をお話しいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） G o T oトラベル、イートについてお答えいたします。

まさしく今現在、政府の中で、トラベルの一時停止の議論がされているところでございますが、G o T oトラベルに登録した旅館が3、簡易宿所1、共通クーポン登録が6、G o T oイート登録が7でございます。

登録旅館にお聞きしたところ、いずれの旅館も、10月、11月に宿泊されたお客様のほぼ10割が、G o T o トラベルを活用されたと聞いております。また、道の駅あおきでは、上田市の温泉に泊まれたお客様が、道の駅あおきで共通クーポンを持ってお買物やお食事いただいたということであり、コロナ禍で低迷する村の経済の下支えにはなっているという面はございます。

課題は、もちろん言うまでもなくコロナ対策です。登録3旅館では、G o T o トラベルでお客様の受入れに当たりまして、消毒、換気の強化、例えば布団乾燥機におきまして、ウイルスの死滅を想定した80度の設定による実施、また、加湿器や空気清浄機の活用などを行うことでコロナ対策を強化され、御苦労されております。

また、G o T o イートにつきましては、各店舗ですけれども、特に道の駅あおきなどにつきまして聞いたところ、より換気を強化する。また、食堂などにはですけれども、人数の増、配置人数の増などでコロナ対策に取り組んでいるところでございます。

それ以外の課題といたしましては、事業者の換金に時間がかかると。そういう点が上げられまして、ただ、これにつきましては、当初クーポンの換金申請月1回だったものを、実行委員会へ、私どもも含めていろいろ要望が寄せられておりまして、換金申請が月2回となりました。

また、小規模や経営者に高齢者の多いのが、このクーポンの利用等の観光事業者の利用ですけれども、これにつきましては、事務手続に人手がかかるというところがありまして、これにつきましては、商工会に委託の事業の中で、より細かな事務手続の相談や対応や助言などをしていただくように含めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 経済的負担の大きさを考えると、感染防止のための施設設備に十分な投資ができないということで、G o T o イートに手を挙げることをちゅうちょし、その恩恵にあずかれないと嘆く商工業者もいらっしゃいます。

G o T o トラベルで潤うのは資本力のある高級旅館、大手旅行社だけで、小規模旅館、旅客運送業者の恩恵は少ないと指摘する声も多く聞かれます。村内の旅館や商工業者のほとんどが個人経営の事業所です。

一定の下支えはあったという御答弁でしたけれども、小規模事業者にこそ有効に働く施策が施されるべきと思っておりますが、村のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回、地方創生臨時交付金を通して、いろいろ補助、交付金、あるいは村の上乗せをした中で、商工会に入っていないメンバーの方々の商業、工業、サービス業、こんなにたくさんいるのかということを確認いたしました。

それで、情報をどうやって提供するか、あるいは申請書をどうやって書くのか、そういう指導を、なかなか数が多くて、私どもの役場だけでは対応できませんでしたので、商工会と契約を結びました。商工会と、青木村コロナウイルス対策事業業務委託という契約をいたしまして、商工会の皆さんが、メンバーと同じような状況で全て指導していただいたということは大変効果がありましたし、喜んでいただいているというふうに思っております。こういった助言とか調整をして、商工業の会員でない事業者の皆さんにも事務手続の支援を行ってまいりました。

今までも上乗せをしたり、それから持続可能な給付金等の充実を図ってきました。特に、理美容の関係とかマッサージとか、そういうような皆さんを中心にも考えてやってきたわけです。

コロナ禍が、引き続きいましばらく続くだろうという、私、何回もこれは申し上げているところでありますけれども、農業も含めて商工の皆さんには、配慮をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

今、坂井議員が前段でも御質問いただきましたけれども、青木村の皆さんは全てが小規模事業者でありますので、そういった温かい目で、農業を含めてです、支援を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村外からの観光客、とりわけG o T oトラベルを利用した観光客の入り込みには気を遣うことが多いと思います。

先ほど、既に、商工観光移住課長から、幾つかの対策を取っていただいているという御答弁ございましたけれども、キノコの時期には朝早くから、場合によっては泊まり込みで開店を待つ車が駐車場にあふれていました。青木村で、次にコロナの感染者が出るのは道の駅だとささやかれ、従業員の方々も戦々恐々としていらっしゃいました。

こうした不安を少しでも取り除くため、村としてはどんな対策を取られていたのかという点については先ほど御説明がございましたが、今後について対策がありましたら御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、観光客の入り込みに対する村の感染予防策についてお答えいたします。

ちょっと若干経過を申し上げますけれども、村ではこれまで商工会と連携しまして、6月から県の新型コロナ対策推進宣言というものがございまして、これを実行する、要は、自分たちで何ができるかということ、自分たちで考えていただき、宣言いただくという、そして、実行していただくということを実行する事業者の拡大に努めておりまして、これが村内の観光事業の推進協議会も入って、商工会に入っている皆さんの事業者数が35、御協力いただいております。

また、9月、村と信州・青木村観光事業推進協議会が共同で、新型コロナウイルス感染症対策研修会というものを開きました。これには観光事業者も含めた50名の皆さんが参加いただき、感染予防の正しい最先端の知識というものを学んでいただいております。

また、10月には、信州・青木村観光事業推進協議会で、G o T oトラベルやイートの導入も視野に入れまして、観光施設における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインというものを作成したという、これまで一連のG o T oトラベル、イートの導入を視野に入れて、このような取組をしているところでございます。

また、これから年末年始に向けて多くの方が休暇を取り、先ほどのまさしくお話で、村内への流入が予想されますけれども、関係事業者の皆様には、改めて施設の消毒や換気の徹底、マスクの着用、3密を避ける工夫というような形におきまして、感染予防の周知徹底を図りたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 県内のある道の駅には、消毒液はもちろんのこと、入り口に据置き型の自動体温測定器が設置され、店に入場する際も検温が自動で行われるようになっていました。

青木の道の駅にも、同様にサーモゲート、サーモカメラを設置してはどうでしょうか。本日も、議会棟入り口には設置されておりました。

また、第1波流行期に比べ、村内から県外に外出される方が多くなっているように思います。感染者の多い地域への往来について、慎重な行動を呼びかけるだけでなく、外出中、また村に戻って以降の人との接触などについて、留意すべき事項を具体化して徹底するよう、村として呼びかける必要があるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 道の駅におきまして、サーモゲート、サーモカメラの設置についてお答えいたします。

道の駅あおきに、自動検温装置を設置することは、来客の検温促進による感染防止の有効な手段と考えられます。実は、上田圏域が特別警戒地域に指定されており、土日、道の駅あおきでは、職員による来客の検温が行われておりましたが、かなり苦勞されたということをお伺っております。

道の駅あおきでは、先ほど申しましたとおり、直売所における換気、消毒、レジの遮蔽物の設置、マスクの徹底など、コロナ感染予防に取り組んではきましたけれども、マツタケ人気やタチアカネそばの人気の来場者の増加を踏まえて、先ほど申した感染予防の再点検や換気の強化、職員数の増加を図ったというところがございますけれども、現在、村では、村内に自動検温の装置、順次進めておりますので、まず道の駅につきましても、年末年始前には何とか設置したいということで、発注をしているところでございます。

続きまして、ちょっと重複になりますけれども、観光事業推進協議会におきまして、先ほど申したとおり、観光関係のガイドラインを作成いたしました。

これにつきましては、留意すべき事項や具体的な徹底策について、ガイドラインを村の観光事業者の会員の皆様にお配りして、その意識徹底を図ったところがございますけれども、このガイドラインなどを基にして、今後、観光関係の感染予防を進めるとともに、状況の変化とか関係の皆さんから意見をいただく中で随時更新し、より有効なものと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2つ目の質問について、どなたか答えていただけますか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 感染者の多い地域との往来でございますが、これから考えられる場面といたしますと、年末年始の帰省、それから旅行で出かける方、また旅行でこちらにお越しの方、仕事でこちらに来られる方、また、そういうことでなくても、正月の準備に買物をされる場合とか、初詣やお年賀でお出かけになる場合等いろいろあるかと思っております。それぞれについて気をつけていただきたい点などは、まとめてみたいと思っております。

このうち、特に帰省でこちらに戻ってこられる方についてでございますが、当村に滞在中に、新型コロナウイルス感染症の疑いが出たときの相談窓口、年末年始の当番医、慎んでい

ただきたい行動など、周知が必要とっております。医師会で調整する年末年始の当番医表が届き次第ですが、情報電話、それからホームページ等で、正月中も含めて周知を図っていくつもりでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 9月議会において、コロナ禍の中、健康維持増進事業がストップしていることによる弊害を指摘しておきました。

感染拡大が一定落ち着きを見せる中、11月には、脳トレ、さわやか体力づくり、ほきぼき教室など、健康事業を復活していただきました。

しかし、ここに来て、予想どおり、再び中止せざるを得ない状況に陥っています。今後、冬期間、再開することは極めて困難なのではないかと思っています。9月議会で御答弁いただいたほかに考えている対策がございましたらお答えください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 9月議会でも答弁申し上げましたが、やはり冬になり寒くなると、換気のほうがなかなかままならなくなるということで、11月中に、でき得る限り、教室等は開催するというところで進めたところでございますが、この12月に入り、寒さだけでなくコロナも心配で、実際、もう開けないような状況になってしまいました。大変残念でございます。

そのような中で、新たな対策ということではございませんが、今までやってきた、これがもうできる、そういったものを地道に行っていきたいというふうに伺っております。筋力アップほきぼき教室で運動記録を作成し、包括の職員が訪問によりそれをチェックする、また郵送でも承っております。訪問時は、体調や生活状況を確認、相談に応じて健康に関するメモをお渡ししたりしております。

教室の再開については、今後の状況でございますが、しばらくここは難しいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 「10時になりました」、「お昼です」、「3時です」、「窓を開けて換気をしましょう」、役場庁舎でも、こうしたアナウンスが流れています。このアナウンスを、情報通信で村内全域に流してみたいかでしょうか。1時間ごとの換気は呼びかけられないにしても、一定の動機づけにはなります。同時に、ラジオ体操のような長時間ではなく、短時間で手軽にできる体操の号令を流すことも考えられます。

一斉休校の折、坂城町では学校のチャイムが流され、好評だったことも記憶に新しいところ
ろです。いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 体操のことについてでございますが、教室中止を受けて、
6月号から広報あおきにて保健師だよりを掲載し、住民に広く、健康づくりや介護予防の情
報を流しております。

これからでございますが、情報通信を利用して、保健師だよりの放送や簡単にできる体操
等の配信について、今、包括の係で検討しているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしく申し上げます。

それでは、1点目終わりました、2点目の質問に移ります。

“日本一住みたい村”から“日本一住み続けられる村”に、ということで質問をいたしま
す。

「日本一住みたい村と言っているけれども本当かや、おら、うそやねえかと思うよ。おら
ほの区見てみろ、さもなくても小さい区だけれども、あと10年もしてみろ、住んでいる家が
半分になっちゃうわ。ほかの区だって似たかよったかだろう。みんな外に出ていっちまって、
後継ぎがいねえ家ばかりだ。これで、日本一住みたい村って言えるだかや。胸張って、日
本一住みたい村って言えるようにならなくちゃいけねえじゃねえかや」、村民から聞こえて
きた切実な声です。

そこでお尋ねをします。

村の人口動態についてですが、中学、高校を卒業した若者が村に残る率、また、大学等に
進学し、村を離れた若者が、卒業後、あるいは何年か後に村に帰ってくる率。加えて、世帯
を受け継ぐ者が、同居もしくは村内に居住している率、言い換えるならば、高齢者の居住す
る世帯で、後継者のいない世帯数はどれくらいあるのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 私のほうで、村の人口動態、若者の
帰ってくる率について、帰村率についてお答えいたします。

若年者の村内へ定着率、帰村率は、個人による転出入と個人情報に関わるため、村として
つかんでおりませんが、代替データといたしまして、平成22年から令和2年までの人口動態、
10年間の人口動態を見ますと、この10年、各年度の18歳の人口数の合計が496名、それに対

応する年度ごとの10年後をそのままスライドさせた28歳の人口数が339名、10年間の平均で68.3%に減少するというデータはお示しすることができます。

また、それを基準で、直近でいきますと、10年前の18歳の人口が40名、令和2年の10年後の人口、28歳の人口が27名、67.7%に減少しているというデータを示しています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 長期間にわたる資料をお調べいただき、データを提供していただきましたことに感謝を申し上げます。さきに紹介した村民の嘆き、それをある程度裏付けている数字ではないかというふうに思うところです。

私も試しに、自分の居住区である当郷区について、高齢者に分類される65歳以上の方のいらっしゃる世帯のうち、後継者のいる世帯はどのくらいあるのか数えてみました。多少数え間違いはあると思いますが、65歳以上の方がいらっしゃる世帯数161戸、うち後継者となる方が同居もしくは村内に居住されている世帯89戸、実に45%が後継者なしという状況でした。青木村の東玄関ともいべき当郷区においてさえこういった状況ですから、村内全体も推して知るべしというふうに思います。

さて、こうした状況を改善し、後継者が育つ環境を整えるために考えている施策がありましたら御紹介ください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 若い人たちが戻る魅力って何だろうなって、いつも考えています。

それは、ふるさとだけという、そういうノスタルジーみたいなことじゃなくて、実利的な経済的なものだとか、あるいは子育て、自分の事ができるか、そういうようなことが大変な大事なことだというふうに思っております。

直近のことでいえば、やはり工業団地がこれだけ進捗したというのは、大きな魅力の一つだというふうに思っていますし、トンネルがすぐにはできませんけれども、中期的な中では開通すると、松本まで通勤、通学できる、買物にも行ける、そういうようなものになると。また、上田と違った魅力が松本にもございます。

そういうようなことで、今やっている施策を推進することが一番いいかなというふうに思っています。

それと、やはりもう一つは、教育ですよ。教育環境を整えて、そういう教育環境というのは、学校がよくなるだけではなくて社会教育も含めてです。そういうようなことをしっかりやっていくということで、こういうような今、坂井議員が心配と言いましょか御質問さ

れたようなことが、育っていく一つのことだというふうに思っております。たくさんあるわけですけども、一つ一つ着実に、確実にやっていきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村では現在、高校、大学への進学に対して奨学金を貸与していますが、これを一部給付型にすることは考えられないでしょうか。

2017年の6月議会でも、奨学金は給付型に切り替えるよう提案したことがございましたが、このときは、全員を給付型にという提案でした。村長からは、現実的でないという答弁で退けられました。

そこで今回は、全員ではなく、卒業後何年かのうちの村に帰ってきた方について給付型にするという提案です。くしくも同様の事業が、佐久穂町で、この12月議会に議員発議で提案されているという報道がありました。青木村としても一考に値するのではないのでしょうか。

また、世帯後継者がなく、養子縁組によって後継者を育てたいと考えている方がいらっしゃいます。結婚祝い金という制度がありますが、養子縁組祝い金という制度はありません。そうした制度を新設することで養子縁組を励まし、ひいては、後継者育成に一石を投じることになるのではないのでしょうか。

以上、2点の提案について、村のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 奨学金ですけども、今、約1億7,000万ぐらい基金がございます。

その内訳は、もちろん貸しているお金も含めてです。その原資のうち3,140万円、この額は寄附でございます。大変たくさんの高額の寄附や、その後も継続的にさせていただいております、この篤志家の皆さんには感謝を申し上げたいと思いますし、この財政運営も、こういった状況で、ありがたく思っております。

給付型にすると、例えば大学生が全て借りたとすると5万円、いろいろありますけれども、5万円掛ける12か月掛ける4年ということで240万円ぐらいになりますでしょうか。これを、一定の条件の下で給付型にするというのも、少しは射程距離に入った数字かなとは思いますが。

それから、もう一つ、すばらしいなと思うのは、一例を除いて、99.9%予定どおり返済されているんです。本当に、最初、就職したばかりの学生には大変なことだというふうに思っております。

今の財政力0.23、あるいは0.22という数字は、県下の市町村、あるいは市町村の半分ぐらいでしょうか、町村の3分の2ぐらいでしょうか。こういう中で、やるべき順番からいつ

て、もう少し優先することがあるというふうに思っております。

これが、数年後には、企業誘致した企業が納税してくれるということになれば、今までよりは、今までお金がなくてできなかった、財政力がなくてできなかったようなことが、幾つか可能性が出てくるということでありますので、そういった際に、優先順位の中で検討させていただければというふうに思っております。少子化の中で、大変効果のあることではあるというふうには承知しております。

それから、養子縁組なんですけれども、私とすると初めて聞く、唐突といったら失礼ですけども、初めて聞く提案でございまして、御質問でございまして、一般、特別養子縁組と普通養子縁組と2つあるんですけれども、どういふことを坂井議員はおっしゃって、想定して御質問をされたのかというのがよく分からないといひましようか、両方なのかもしれませんけれども、世の中一般でどういふふうな動きがあるのか、どういふ課題があるのか、法律的にどうなのか、その後、うまくいっている例がたくさんあるのかどうかということを含めて、少し勉強させていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 養子縁組祝い金ということについては、私も初めてここで申し上げたことであり、どこかにその例があるのかということも知りません。そういった村人がいるということの中で、少しでも励ます施策はないか、ない知恵を絞る中で、そうしたことを考えついたわけでございます。先ほどの村民の声に応える施策を、何とかして打ち出していただきたいなというふうに思うところでございます。

2018年9月議会で、移住者の動態についてただしました。当時、小学生の社会増が24%あるという答弁をいただきました。子供を持つ若い世代が村内に移住し、活気づくことは大変喜ばしいことです。村の諸政策が功を奏しているものと思ひます。

一方、移住者の多くから、「若いうちはいいが、年を取ってきたらこの村で暮らし続けることに不安を持っている」といふ声をお聞きします。実際に、村を離れた方もいらっしゃいます。そこでお聞きをします。移住者の永住率はどれくらいなのでしょう。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、永住率についてお答えいたします。

村では、基礎データとなる移住者の数の把握につきまして、移住に相談された方、また空き家バンクに登録いただいて移住された方までしかつかんでおりません。

また、空き家バンクに登録され成約に至っても、空き家を別荘代わりに使うという方も、要は、2地域居住の方も含まれますので、ちょっと厳密な移住数というのはつかめないというような状況でございます。

代替データを使いお示しいたします。空き家バンク制度の成約数を基礎数値にいたしますと、制度導入の6年間で、空き家情報の提供を希望された方が210人中、成約に至ったのが49件ございます。うち村がつかんでいる中では、その成約後に村外に出られた方が2件ございますので、一応残り47が、現状ではこちら、何らかの形で、かつて空き家だった家屋を利用いただいている。要は、9割5分の方が関わっていただいていると理解しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 多くの方が定住されているという数値かとは思いますが、やはり一方で、永住できないということ判断されている方も出ていらっしゃるというふうに思うかと思えます。

移住者が、青木村をついの住みかとして移住することができるための施策、それは、取りも直さず移住者のみでなく、村の高齢者全体に対する施策になると思います。この2年間で新たに打ち出された施策を御紹介ください。また、今後、打ち出そうと考えている施策についても教えていただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 2年間の新たな施策の中で、一番大きいのが、今年の9月から新たに移住希望、あるいは移住したい人、様々な相談をきめ細かにするというところで、集落支援という制度を設けました。1人雇用をして、きめ細かな対応ができるように機能の強化を図ったところでございます。

それから、元年、2年と、新しい雇用の場を創出するというところで企業誘致だとか、美しい村づくりの景観を守るための条件の整備だとか、健康寿命の延伸の計画の策定だとか、防災計画の策定だとか、デマンドバスの運行、そういったような環境整備を幾つかさせていただいたところでございます。

今後、いろいろな事業を進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、特に今、今日的な課題として、移住・定住に関するテレワークというんでしょうか、そういったような整備も今後必要になってくると。今でも、もう10年、私の前から、既に光ケーブルを引いて、そういうような環境を整えておまして、そういうことを期待して来られている方もいらっしゃいます。

これからどういうものやるかについてでありますけれども、今までの議員さんにも何人かに答弁させていただいてきましたように、幸いにして、こういった状況、変化の中で、来年度、次の10か年計画、長期計画の策定をする年にまさしくなっておりますので、そういった時代の要請に必要な条件整備を、議員の皆さん、そして村民の皆さんと、しっかり次の人にはやってもらいたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、村長のお答えいただいたほかに、この10月から始まったデマンドバス運行、これは高齢者対策として非常に有効だったなというふうに思います。高齢者からは、「歯医者に行くのに初めて呼んだけれども、よかったわい」といった声が聞かれています。

一方、村外に出るためには、これまでどおり千曲バスを利用するしかないのが現状です。行き先が路線バスの通っていない場所だったり、バスに乗ることが困難だったりする場合、支え合いの会のシステムを利用する手もありますが、十分に活用されている状況にはないと思います。「目を患ってしまったのでタクシーを呼んだら、随分高額な料金になってしまった」と嘆く声も聞かれました。

既に、何度か提案をしてきておりますけれども、タクシー利用券の助成は考えられないでしょうか。また、月に一、二度、送迎バスを活用した買物ツアー便などを企画できないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村営バスの買物ツアーですけれども、職員とこの答弁審査をする中で、私は村内だというふうに思っていたら、ある課長が、「いや、これは、坂井議員は村外のことも言っているんじゃないか」という話がありまして、ああ、なるほどというふうに思ったところでございます。

御覧のとおり、デマンドバスは、9時半から2時半まで予約で運行しているということにもなりますし、また7時20分から9時10分、そして15時から17時まで、従来どおりの定期路線バスを運行しております、一定のルール、ルートの下ですけれども。この2つと、それから千曲バスは、特に帰りは連動しておりますので、デマンドの場合です。これを使って村外にもお願いしたいというふうに思っております。デマンドバスはPRが悪いのか、もっともっと余裕がありますので、活用してほしいなというふうに思います。

それから、買物ツアーを村外にということなんですけれども、御案内いただいているかと

思いますけれども、私もある方に、もうちょっと買物がというお話で、「いや、あるところへ行ってみな、たくさんあるで」、その後、会ったら、「あ、いや、たくさんあったない」という話でありますし、それから村内のお店でも、御要望によってはちゃんと配達してくれる制度もあります。そういうことを活用していただきたい。

私の立場とすると、村外の買物をしていただくのも一つの私の仕事かもしれませんが、村内の商工業者を育成するというのも私の仕事でありますので、そのようなことを加味していただければなというふうに思います。

それから、タクシーの利用券でありますけれども、車の運転免許証を返納した方には、わずかですけれども出しているところでございます。

それから、もう一方では、千曲バスにも、運行の補助として多額の支援をしておりますし、村営バスも御案内のとおりでございます。福祉関係では、一定の条件の下に、村外含めて運送業務をしているというふうに思っております、こういったものをうまくかみ合わせてもらいたい。

デマンドバスを、私、もっと使ってもらいたいと思うんです。村外へ行きませんが、繰り返しになりますが、千曲バスとの連携も考えて運行しておりますので、それともう一つは、村内で買物も、要は刺身だって売っていますからね、御存じでしょうか。ということでありますので使ってもらいたい、そういうようなお願いをしまいたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ひとり親世帯についてお尋ねをします。

青木村の18歳以下並びに15歳以下のひとり親世帯数並びに率を教えてください。併せて、小・中学校における就学援助率並びにひとり親世帯に占める就学援助世帯率についても教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） ひとり親の率についてでございますが、高校3年生までの子がいる世帯が333世帯、このうちひとり親は44世帯ですので、率にすると13%強になります。これを15歳以下とした場合、中学3年生ですが、280世帯中32世帯、11%ほどでございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小・中学校における就学援助率であります、小学校ですと196名中支給児童数は23名で、11.7%です。そのうちひとり親のお子さんですが、18名で、支給

率全体の78.3%になります。

中学校では、全生徒142名中、支給生徒数は22名で、支給率が15.5%、それから、その中のひとり親の生徒数は20名で、支給全体の90.9%になります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、ただいまの数値に関わって、全県または全国のひとり親世帯数、就学援助率はどれくらいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 長野県の準要保護児童生徒数ですが、小学校は支給率が10.1%、中学校が12.3%。全国でいいますと、小学校は支給率が12.8%、中学校が支給率15.0%であります。

このうちひとり親世帯の就学援助率というのは、調査したんですが、これは数字がなくて分かりませんでした。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ひろ親世帯率に関わって、データがないというふうなことだったかと思うんですが、県のほうは出ていないかと思うんですが、全国のほうについては、データを重ね合わせることで数字が出てくるかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 就学支援をした要保護ですね。その調査の中に、ひとり親であるかどうかという項目はないので、併せて追求するということはちょっと困難かなと考えているところであります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 住民福祉課でも同じような答えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 全世帯におけるひとり親の世帯、全世帯というか、子供のいる世帯におけるひとり親の割合ということでございますが、県のほうにいろいろお聞きしたんですが、ちょっとそのような調査、データがないということでの回答でございました。ですので、ちょっと分かりません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 御答弁いただいたとおり、長野県でのデータはないと思います。

しかしながら、国については、全国データ、全国ひとり親世帯等調査結果及び国民生活基

礎調査、この2つのデータがございます。これを重ね合わせると、ひとり親世帯率が算出できるかと思えます。

私の算定では、2016年時点の数値ですが、ひとり親世帯率の全国平均は10.6%です。本村、先ほど13%強というふうな形でしたが、本村は全国平均に比べて1.25倍というふうな数値になるかというふうに思いますが、この点についての認識、見解をお伺いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私の見解というところでは、就学援助率というところの見解でちょっと御了承いただきたいんですが、小・中学校ともに青木は、長野県、それから全国と比べて高いという数字になるのは、就学援助率ですね、要保護児童生徒数が高くなるというのはそのとおりだと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 坂井議員のほうでお調べいただいて、ありがとうございます。した。

そのような結果でありますと、やはり青木のほうは、ひとり親の率が高いということを改めて確認いたしました。以前、県のほうとで実施した事業ですが、ひとり親を村に誘致するという、そういった事業がございました。そういったことも多少影響があるのかと思えます。

また、都会と比較して、青木村の暮らしやすさという点で申し上げますと、都会で離婚して、そこでそのまま暮らすということを考えますと、青木に戻ってくるならば、祖父母の援助もありますし、また実家に入れば住居費のほうもかかりません。預かってもらえる保育園、都会のほうでは待機児童の問題もあるようですが、こちらのほうでは必ず預かってもらえる保育園があり、就業機会も全くないわけではございません。近所付き合いも都会よりは厚く、地域で子供を見守ってもらえるなど、メリットはたくさんあるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ひどい親世帯の率が高いということ、まず認識していただいたかというふうに思いますが、そうしたことを認識することで、では、それに対する施策はということが生まれてくるんだと思えます。

こうしたひとり親世帯に対して、どのような手が差し伸べられているのか御紹介ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） ひどい親世帯、片親の子供、そういった方に対する支援でございますが、こちらのほうは、村だけでなく、県、福祉事務所と一緒にやっている

事業が大半でございます。

県のほうで、「ひとり親家庭及び寡婦の皆さんへ」というチラシを、毎年発行しているわけですが、こちら、福祉事務所や市町村、社協等が行う各種支援策をまとめております。毎年、ひとり親の皆さんにはお配りしておりましたが、2020年度版は、今回に限り県のほうから配付がございませんでした。

その中で、以前のチラシでございますが、簡単にどのようなことをやっているか、タイトルと、どこが受け持つかを申し上げますと、まず相談業務につきましては、母子・父子自立支援員、福祉事務所、民生児童委員、それから市町村。こころの相談、こちらは県精神保健福祉センター。

手当・年金の関係でございますが、児童扶養手当、福祉事務所、市町村。児童手当、市町村。交通・災害遺児見舞金、社協。年金制度、年金事務所、市町村。

暮らしのこと全般についてでございますが、就学援助制度、市町村、教育委員会。医療費、市町村。母子父子寡婦福祉資金貸付、福祉事務所。生活福祉資金、社協。生活保護、福祉事務所、市町村、民生児童委員。養育費問題、福祉事務所。母子生活支援施設、福祉事務所。公営住宅、建設事務所、市町村、県住宅公社。JR通勤定期乗車券特別割引、市町村。

仕事のことでございますが、こちらはハローワークが、職業安定所ですね、それから“まいさぼ”、生活就労支援センター、職業支援員、県内の4福祉事務所、上田もその一つになっております。就業支援講習、県子ども・家庭課。自立支援教育訓練及び高等職業訓練、福祉事務所。その他として、ひとり親福祉団体の存在等まとめたものでございます。

県のほうに確認しましたら、21年度版は発行されるということでございます。これをまた、ひとり親の皆さんに御紹介申し上げて、またそれを支援する側の民生児童委員さんほか、そういった方々にもお配りしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 多くの事業に取り組まれているという御紹介でしたが、青木村が、ひとり親世帯率が非常に高いという認識に立って、青木村独自で行っている、そういったことは、今の御説明では行われていないということよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） このコロナの関係で、臨時福祉金がこの年度に限りいろいろ行われたわけですが、そのような中で、ひとり親世帯に対しても、いろいろ村のほうで支援金のほうを支払っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ひとり親家庭、とりわけシングルマザーの家庭は、今もお話にございましたけれども、コロナ禍の中で大変な窮地に陥っています。

その多くは非正規です。簡単に首が切られています。近くに適当な仕事が見つからず、遠くの職場に通勤している方もいます。収入は十分ではありません。母親が帰ってくるまで、子供だけで過ごす時間が増えています。ひとり親家庭応援給付金の再支給を心待ちにしています。声なき声に応え、手厚い支援をお願いしたいと思います。

さて、必要なのは、そうしたひとり親世帯に対する支援策だけではありません。その一方で、ひとり親世帯率を抑えることも大切ではないでしょうか。そのための手だては取られているのでしょうか、教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 私が子供の頃から見ると、ひとり親のほう、大分増えております。そんなようなふうを感じているところでございます。

この問題につきましては、大変個人、パーソナルな問題でございますので、なかなか行政がその間に入ってくるのは難しいというふうに考えているところでございます。

では、どうするのかというところでございますが、ひとり親ゆえの育児や住居、仕事、教育等でお困りのことがあれば、また養育費の問題や離婚前後の精神状態のケアなど、こちらについては、私どものほうで相談に乗れるところは、何でもやっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、ひとり親であることが、その親にとっても、子にとってもハンデにならないような社会の実現を、国等に訴えていくことも重要というふうに考えておるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ひとり親になってしまうって失礼ですが、なっって以降の対策ということも十分に行われなくちゃいけない一方で、ひとり親にならない施策ということの部分も、やっぱり重要に考えていきたいなと思うところであります。

月1、2回、保健師による心の健康相談が行われており、また、年に4回、社会福祉協議会主催による心配ごと相談が行われていますが、これらの相談体制、利用状況、相談内容について御紹介ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 心の健康相談、それから心配ごと相談、割と相談される方

は少ないような状況でございます。

心の健康相談は、1回当たり1人から3人ほどで、新型コロナが起って以降、新しい相談者は出ていないということでございます。心配ごと相談についても、相談者が誰も来ない日がたまにあるというような、そんな状況でございます。

相談していただければ、保健師も相談員もできる限りのことを御提案する心積もりでございますが、やはり住民との距離が近過ぎるのかもしれませんが。かえって相談しにくい部分があるのかとも思います。このような場合は、福祉事務所や県の各種のところに相談窓口がございます。様々な支援策が用意されておりますので、こういったものについて周知を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 相談数が少ないという現状だというふうにお聞きをしましたが、相談事業が、村民に認知されているかどうかということがあるかと思うんです。常日頃から、困りごと、悩みごとがあったら、まず村の心配ごと相談、心の健康相談に気軽に行ってみようと思えるような開かれたものになっているのかどうか。

ひとり親家庭になった影響を最も強く受け、揺れ動くのは、村の未来を担う子供たちです。そのことを心根に据えて、親身になって相談し、互いに助け合える村でありたいと思います。

3点目の質問に移ります。

地球環境を守るごみ処理のあり方について質問いたします。

昨年9月、スウェーデンの環境活動家、グレタ・トゥーンベリさんが、国連の気候サミットで、気候変動問題に対する世界の為政者たちの無為無策を批判したことは、記憶に新しいところです。

私たち庶民は、彼女の行動力に感嘆し、かつその主張に共感しました。同時に、私たち自身もまた、気候変動、地球温暖化に手を染めていることに気づかされました。その最たるものが、ごみ問題です。

そこで、青木村のごみ処理の現状と課題、また取り組んでいる施策について御説明いただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） ごみ処理の現状と課題ということでございますが、家庭ごみですが、燃やせるごみ、燃やせないごみ、そして資源ごみとあります。それぞれに分けていただいて、各家庭からごみステーションのほうに出していただき、回収業者に委託し、運

搬処理をしております。

燃やせるごみは、上田地域広域連合で運営している上田クリーンセンターのほうへお願いしております。燃やせないごみ及び資源ごみは、村が処理業者に委託して処理をしているという現状でございます。

その他、年2回、粗大ごみの回収を実施しております。また、発生の都度、不法投棄、こちらのほうも村のほうで、その犯人と言っちゃいけないんですけども、出された方が分からないようなものは処理しているところでございます。

事業系のごみにつきましては、排出者が自ら責任を持って、それを処理していただくというところでお願いしております。

課題でございますが、減量化が進まないということ。特に、燃やせるごみの減量化が、このところ、ここ2年ほどうまく進んでいないという現状がございます。資源ごみと、それから燃やせるごみの混在というようなこともございまして、分別収集の徹底、こういったところも課題というふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 個別具体的に質問いたします。

ただいま、御答弁の中の課題の中でも御紹介されたところですが、まず、ごみの減量化について、毎月広報に載せられている青木村の燃やせるごみ排出量をトータルすると、本年1月から10月の総量は413.82トン、前年同期と比較すると100.83%、昨年1月から12月の1年間の総量490.11トン、前年比100.7%、一昨年486.7トン、前年比99.48%。御答弁でもございましたが、この3年間ほとんど変わっていません、むしろトータルでは微増している状況です。

上田地域広域連合ごみ処理広域化第3次計画では、本年度までの青木村の家庭ごみの減量目標値は462トンとされていますが、達成できる状況にはありません。また、第4次計画案に示された記述によれば、2018年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画による1人1日当たりの家庭ごみ排出量440グラムを達成できていないのは、上田広域内で青木村だけだと名指しをされています。

こうした状況について、村としてはどうお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ごみの減量化についてでありますけれども、4年間では今お話のとおりでございますが、令和元年度は505トンですけれども、7年前には542トンでありますか

ら、村民の皆さんとか、いろいろ皆さんの事業所の御努力で、37トンの減量化になっております。

それから、1日1人当たりの家庭用のごみは688グラムで、目標値の850グラムを162グラム下回っております。よろしいでしょうか。1人当たりの家庭系のごみは440に対して496ですけれども、それを事業系とかいろいろ足したものは、目標値は850でありまして、青木村は688です。

ですから、ここで申し上げたいのは、特に、事業系のごみについて御理解をいただきたいんです。これは、1人当たり1日、上田市では221グラム、東御市では67グラム、長和では35グラム、青木では105なんです。長和の3倍、東御の1.6倍、青木に事業所があるかというのと、全く感覚的にもないわけでありまして。

ですから、1日1人当たりの家庭系と事業系のごみの合計では、688割る850ですと80%になります。こここのところの解析がよくできていないんですけれども、恐らく混在しているのかなというふうに思います。

私ども、毎月広報紙で数字を出して、そういう注意の喚起をお願いしているわけでありましてけれども、こういった解析もちゃんとしながらやっていきたいと思っておりますけれども、現状では、今の、何ていうんですか、システムでは、こういうことしか出てこない状況であります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 可燃ごみを減らす有効な手段、先ほどありましたが、資源ごみ並びに生ごみの分別です。

村として、そのために行っている対策がありましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 村内に、ごみステーションがございますが67か所ございます。1か所当たり、平均すると25軒という形になります。

かなり上田と比べて、細かくあちこちにステーションを設けているかと思えます。私の小泉のほうでは、1か所のステーションで100戸近くの方が使っております。なるべく出しやすいところに、距離の近いところに、ごみステーションを小まめに設置しているのが青木の特徴だというふうに思っております。

そのような中で、燃やせるごみは週に2回、その他、不燃ごみ、瓶、缶は月2回、ペットボトル、金属類、資源物は月1回、粗大ごみは年2回ということで、なるべく分別して出し

ていただくようにということで、村民の皆さんにはお願いしているところでございます。

そういった中で、やはり多少、分類のほう間違えて出されるような方がおいでます。そういった方に改めてお願いしたいということで、この10月から広報で連載を始めておりますが、こういったことをやって分別の意識を高めるように、知識を広めてもらうようにということで、今、取り組んでいるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ごみ減量化資材生産者による竹パウダーが販売されるようになりました。コンポストの生ごみに竹パウダーを混ぜて使った住民からは、「臭わなくなった」、「虫の発生が少ない」、「堆肥化の速度が速くなった気がする」といった声が聞かれます。

一方、竹パウダーが村の補助もあって、安価で販売されていることを知らずにいる村民も少なからずいます。広報4月号に案内され、掲載されましたが、それ以外は見当たりません。ホームページにも紹介がないように思います。青木村の特産として認知度が高まるよう、内外に大宣伝してもいいのではないのでしょうか。

また、村ではコンポストを購入する際に補助金を出していますが、新築家屋の屋外にコンポストを見かけることはまれです。転入届などが出される際に、こうした助成制度を紹介しているのでしょうか。併せて、資源ごみを分別する手段の一つとして、村では以前、各家庭に新聞ラックを配布したことがございましたが、その後、転入したり新築されたりした世帯に、同様に配付されているのでしょうか、教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） まず、竹パウダーでございますが、こちらのほう、坂井議員のおっしゃるとおり、私どもでも大変好反響があるということは確認しております。普及、PRのほうを努めて、どんどん普及されればいいなということは、坂井さんと同じ考えでございます。

ただ、販売ではなく生産のほうの問題でございますが、こちらのほう、生産者の方にかなり負担を強いる形にもなりますので、そこら辺、通年で安定できるような体制をどういうふうに構築していくかの部分が問題かと思っております。こういったことも踏まえて、より持続性のある事業として、これからも普及に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

コンポスト等の補助金でございますが、こちら、転入者の方でございますが、転入された際には青木村暮らしの便利帳というものがございまして、こちらのほうをお配りしてござい

す。最近これが在庫を切らしてしまい、今、必要な部分をコピーして、その方にお渡ししている状況なところがちょっと残念なところなんです、その中にコンポスト、それから生ごみ処理器のことも記載してございます。

この暮らしの便利帳、発行してからもう5年がたっております。内容も、一部見直さなければいけない部分も出てきておりますので、この改訂版などを、また少し考えていかなければいけないなというふう感じたところでございます。

新聞ラックでございます。こちらにつきましては、転入家庭等の配付はしておりません。また、在庫も今のところございません。新聞ラックでございますが、これ、その当時、樹脂製でできたものでございました。今度新たにもしやるのであれば、樹脂ではなく環境に配慮した素材で、しかも安価にできるかどうか、こちら辺、少し研究をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 新築世帯の中には、敷地的にコンポストを設置する場所がないといった世帯もあるように思います。また、枯れ葉、枯れ草を可燃ごみの袋に詰めて出している世帯も見受けられます。

長和町では、生ごみ堆肥化処理施設が8年前から稼働しております。東御市でも、2018年から生ごみリサイクル施設、エコクーリンとうみが本格稼働しています。これによって、東御市では可燃ごみの量が格段に減っています。同様の施設を青木村に造ることは考えられないのでしょうか。

また、地区内の小さな集落単位ごとに生ごみ集積所を造り、生ごみを堆肥化することも一案かと思えます。村のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） まず、東御とか長和の堆肥化施設でございますが、こちら、堆肥化施設を造るに当たっての建設費や維持費、そういったものを考えますと、御自宅に広い庭や屋敷周りに畑があるお宅は、そこで堆肥化させることをお願いしたいというふう考えているところでございます。

当然、そういった敷地のないお宅につきましては出していただくわけでございますが、畑等お持ちの方で徹底していただければ、そういった大規模な堆肥化施設と同様の効果があるというふう考えているところでございます。

集落単位の生ごみの集積所や堆肥化施設ということでございますが、臭い、それから虫の発生、野生鳥獣の餌場になるなどの問題も少し心配されるところでございます。迷惑施設でありますので、集落内に設置するのは、何か問題も起こりそうな部分もでございます。人里離れた場所でございますと、イノシシや熊をおびき寄せることにもなりかねません。

また、集積所の当番、そういった方もこの各地区で御用意していただかなければいけなくなります。25軒という割合でステーションがあるわけですが、そのステーションから集積所、堆肥化施設まで運ぶ当番も、また回数が頻繁になるというようなことも心配されるところでございます。

そういったことも承知の上で実際にやってみたい、そういうふうを考える集落がございましたら、私どもも一緒になって最善の運営方法等を相談に乗っていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 不燃ごみの処理方法については各市町村に委ねられて、青木村では、民間業者に委託する方法が取られていますけれども、村民の目には、集積所に出すまでしか見えません。その後、不燃ごみはどのようなルートをたどって処理されているのか、課題は何か、教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 不燃ごみの処理でございますが、こちらのほうは民間業者のほうにお願いしております。

収集したものを集積、それから分別するところに、業者にまた引き渡して、そこで、資源化できるものとできないものに分けております。こちら、住民の皆さんが事前にしっかり分別のほう、できておれば、そういったところの部分の手間が大分省けるということで、業者のほうからお願いされているところでございます。そして、最終的に、不燃、焼却処分ができないものについては、これもまた民間業者にお願いして、埋立処分という形を取っているところでございます。

再資源化を徹底することで埋立量を減らすことができれば、処分費だけでなく、環境にも大変優しいことでございます。御家庭での分別を、より徹底していただくようお願いしたいと思っております。

また、不燃ごみの中では、家庭で出されるもののほかに不法投棄のものがございます。等で汚れたものについては再資源として利用できませんので、こういったものはどうしても

直接埋立処分という形になるかと思えます。昨年は1,380キログラム、かなりの量でございました。こういったことが起こらないよう、啓発活動や、また監視なども強化しなければいけないというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 小学校などでは、社会見学でごみ処理の現場を見学に行くこともあるように思いますが、大人になってしまうと、なかなかそうした社会見学をする機会がありません。

ごみ処理の実際の現場を映像に収め、ホームページに動画を載せるなどして、啓蒙してはいかがでしょうか。スプレー缶とか乾電池とかガラスなど、以前と出し方が変わったというふうに言われるものもあります。処理のされ方が分かれば、ごみの出し方自身がおのずと変わってきます。

さて、下室賀に、可燃ごみを燃やした後の最終処分場がありますが、満杯に近く、上田クリーンセンターから排出される焼却灰の処理は、ほとんど県外に委託していると聞きます。現状を御説明ください。

また、上田地域広域連合ごみ処理広域化第4次計画案では、最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とするとされています。この点についての村としての考え方を、差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 今ある最終処分場、下室賀のほうにありますが、こちらのほうにつきましては、もう既に、ほぼいっぱいになっております。

若干余裕を残してありますが、こちらについては、この上田地域で災害等が起こったときの、ごみの処分のために残してあるということで、実際そこに新たなごみを埋め立てるということは行ってはおりません。

上田の地域で発生したごみにつきましては、今、埼玉のほうの業者をお願いして、そちらのほうに運び込んで、建設資材の骨材等に再生されて利用される、そういった形を今、取っておるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 建設場所についてでございますけれども、今、御質問の中にもありましたように、焼却施設以外の市町村でこれを受け持つということに、我々の中では合意をし

ております。

今まで、資源循環施設を造ることに全てのエネルギーをつないできました。一定の方向が見えてきたので、もうちょっとかかるかと思えますけれども、一定の方向が見えてきた段階で、この最終処分場の決まりによりまして、どこの市町村に造るか、どういう形にするのか、どういう内容にするのかというのを議論していく予定となっております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま、村長からも御答弁ございました中にありました資源循環型施設、いわゆる統合クリーンセンターの建設についてお聞きをします。

建設地をめぐっては混乱が続いてきましたが、現状では話合いがどこまで進んでいるのでしょうか。建設スケジュールでは、建設地が確定し、環境影響評価が始まって以降、施設建設、稼働まで8年かかると見込まれています。見通しはあるのでしょうか、進捗状況を御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 資源循環型施設の建設につきまして、候補地について長年いろいろ議論をし、地元の皆さんの御協力を得まして説明会等々ができるまでにいきました。環境影響評価もここで入札を終え、コンサルを決めたところでございます。

少し経過をお話ししますと、この建設に向けての最重要課題は、一つは公害の防止、一つはごみの減量化、再資源化、そういったことと、地元の皆さんの合意をいただくということでございました。

紆余曲折ありまして、平成30年11月に、この施設に関する構想の段階から、地元の協議会、住民の皆さんに入っていただくことが大事だということで、学識経験者、あるいは専門家、行政、そして地元の皆さん、組織、そういう人に入っていただきまして、これの対策検討委員会を設けました。この検討委員会で1年4か月にわたりまして協議をした結果、広域連合に対して、これを受けて、地元の合意を得て、今年の8月から9月にかけて、その協議結果を地元説明会をいたし、環境影響評価を実施することを賛同いただきましたことから、この11月に委託業者を決めたところでございます。

ただ、一部に、この住民参加に、協議会に入らない、抜けちゃって、このテーブルに着いていただけないところもありまして、この対応も、今後、丁寧にやっていかなければならないというふうに思っております。

課題といたしまして、上田、丸子、東御のクリーンセンターは、この施設については、20

年ないし30年が寿命と言われている中で、既に27年を経過したのもございまして、その維持費に大変な予算と労力を要しているわけでございます。資源循環型施設の建設の新設までに、今お話ありましたように約8年と言われております。この間、適切な管理をしていかなければならないというふうに思っております。

さらに、ごみの減量化とか再資源化とか、あるいは環境対策をしっかりとしていくと同時に、今後、環境影響評価と同様に、同時に並行して、周辺の道路の整備、それから運搬車のこと、それから地元住民の皆さんの協力、そういったことをお互いに議論しながら施設の設計に入る、多方面にわたって議論していきたいというふうに思っております。

時間かかりましたけれども、一部の住民の皆さんを除いては、この環境影響評価をすることを是としていただいております、大変今までの関係する皆さん、地元の皆さんにつきましてはお礼を申し上げ、青木村といたしましても、一構成員といたしましても、しっかりこれに参画し、一緒に汗をかいていく必要があるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先月17日から今月16日までの間、上田地域広域連合ごみ処理広域化第4次計画案に対するパブリックコメントが求められています。

広報11月号にも紹介され、住民福祉課保健衛生係が公表場所の一つになっていましたが、村民の中で、記入用紙を入手された方はどれだけいたでしょうか。また、広報9月には、サントミュージーゼで行われる資源循環型施設建設説明会の開催案内が掲載されていましたが、青木村から参加された方はどれくらいいたでしょうか、お分かりでしたら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） パブリックコメントの用紙でございますが、広域連合、それから4自治体の窓口、それから広域連合のホームページから入手できます。

青木村においても11月の広報紙でお知らせし、コーナーを設けて、用紙を自由にお持ちできるようにしておるところでございます。今のところ、提出された方はおいでません。

次に、説明会でございますが、こちらにつきまして、私どものほうで確認できている方は2名でございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ごみ問題は、極めて身近な問題であり、重要な問題です。

回収率が期待できないパブリックコメントは、形だけの民意反映に陥りがちです。説明会

を村内で開き、関心を深める必要はなかったでしょうか。

ここ3か月、広報に毎月シリーズで、先ほど課長からも答弁がございましたが、カラー刷り1面を使った資源物の分別方法が掲載され、ホームページにも転載されています。10月は紙類、11月は瓶、缶、12月はプラスチック類でした。図入り、写真入りで工夫された大変分かりやすい案内でした。我が家では、ホームページからプリントアウトして壁に貼り出しました。

以前、これに似たポスター並びに分別の手引が各家庭に配られたことがありました。ホームページにも載せられていますが、「平成17年4月1日より」と記載をされています。既に13年が経過をしています。処理方法が変わったものがあるはずですが。広報のシリーズ掲載をまとめて、新しい掲示用分別ポスター、もう一度配布してはいかがでしょうか、村民の意識改革こそがごみ減量の決め手だと思います。

また、転入世帯、新築世帯に対して、先ほど暮らしの便利帳という話がありましたが、そうした御家庭に対しても転入届の出された時点で、ごみに関することを1セットにして、コンポストの補助金案内であるとか分別ポスター、また新聞ラックがもしできるならば、そうしたことを転入新築祝いグッズとして用意しておいてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 広報あおき10月号から連載を始めました資源物の分別方法、このページですが、大変好反響をいただいております。

担当の職員が回収業者に同行し、業者からの指摘事項や問題のあるごみの出し方事例等を集め、また、集積、分別を行う業者の作業場にもお邪魔して取材をしているところでございます。

もう少し連載を続けて、最終的には1枚の掲示用分別ポスター、坂井さんが御提案されたものでございますが、そういったものに仕上げられればいいなというふうに思っております。令和3年度に、全戸にこれがお配りできるようにというふうに考えて、今、進めているところでございます。

ポスターが完成いたしましたら、次に、暮らしの便利帳の改訂版を作るときに、その中にもこれと同じものを、多分、縮小版にはなる、細部を縮小したものにはなると思いますが、このページも入れていきたいと思っております。また、いろいろな補助金等、当時と変わっている部分につきましても、改定して、それに載せていきたいと考えているところでござい

ます。

分別の手引、それから新聞ラック等は、今のところ、そこまでちょっと考えが及んでおりませんが、まずはポスターの完成を第一に、今、進めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 小学校ではペットボトルのキャップを集めています。今年はコロナ禍で見送られましたが、中学校でも毎年、空き瓶、アルミ缶の回収が行われています。

そうした子供たちの取組にも心を寄せ、一体になって地球に優しいごみ処理ができる村になることを念じながら、3件にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 暫時休憩といたします。

開始は15時10分ということでお願いします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の一般質問は終了しましたので、続きまして、1番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番、宮入隆通です。

さきに通告しました3点につきまして質問しますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、1つ目、プレミアム商品券、消費券について伺います。

コロナ禍における経済の停滞は、私たちの生活に大きな影響を与えています。このような

世の中の流れで、お金を使いにくい状況でして、どのようにお金を回していくのというのは、日本だけではなく、世界中の人たちが考えているところだと思います。

旅行関連では、G o T o トラベル、飲食関連ではG o T o イートなど、国としても停滞しているところに向けて支援しているところではあります。一方では、G o T o トラベルの場合、コロナ感染者が増加している地域の発着は対象外となるなど、アクセルとブレーキの踏み方が難しいことも現実にはあります。

青木村でも各種支援策がありましたが、消費を促すための策として、商工会による地域消費券がありました。中でも、8月に販売されたプレミアム特別消費券の発行は、40%のプレミアム率でインパクトもあり、即販売となったということでした。

消費券の有効期限が短いことから、短期的に消費を促すために大きく役立ったと思いますが、今回の今年度のプレミアム消費券の対応を、村としてはどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） プレミアム消費券についてお答えいたします。

令和2年度、商工会と連携し、4月にプレミアム率10%を額面3,000万、8月に40%を7,000万、4月から7月までプレミアム率5%を2,000万、8月から10%を額面5,000万、額面で計1億7,000万の消費券を、今年度に限り、事業者と商工会の負担をなくして販売したところでございます。

プレミアム地域消費券、または地域消費券につきましては、村内で物を買うという仕組みの中で、村内に1億7,000万のお金が循環するので、地域経済の活性化には所定の役割を果たすと。また、村の皆さんが、村内での買物、物に目を向けるいい機会になったと考えております。

11月に、商工会、議会、村関係者の出席した商工懇談会では、来年度の消費券の発行や事業者負担の軽減などの要望が寄せられたという経緯がございます。今年度のプレミアム消費券の発行に当たっては、周知におきまして、村の広報紙及びチラシを全戸配布、プレスリリースによるマスコミ4社による報道やニュース映像による掲載、また村ホームページ、情報電話、あらゆる形で、村民や村内に勤務される皆さんに、広く公平にお知らせしたいということで、その周知に努めたものでございます。

ただ、プレミアム率40%の消費券は、額面7,000万ありながら2日で完売してしまいました

た。プレミアム率10%、例えば、前年のプレミアム率10%は、額面3,000万の消費券を2か月半かかったのに対し、今年度のプレミアム率10%は、額面7,000万でありながら一月半で売り切れたということで、ちょっとこちらとしても想定以上の人気があったということでございます。

プレミアム率消費券の発行にあっては、今まで以上に広く村の皆さんが購入できることは、研究、検討課題にしなければならないというのが、今回の私どもの留意事項でございました。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今回はとても大きな反響があって、商工会の加盟店にとって、また青木村全体の経済にとっても活性化したと考えるんですけども、やっぱり先ほども御答弁いただいたように、複数の村民の方から、買ったかったけれどもちょっと買えなかったという、プレミアム率40%のほうですけども、買えなかったというお話がありました。

さらに聞くと、その理由は、コロナの関係で、状況で、商工会の前に皆さん並んで買われた方が多かったかと思うんですけども、「ああやって並んで買うのはちょっとできないよ」という方がいらっしゃったり、そもそも仕事があって、朝から並んで買うということができないんだというお話があったり、村としても、消費券を商工会で販売するということに関しては、公平性を考えて、本当に欲しいという方に買ってほしいという意味合いで、公平性に関して配慮した販売方法だったかと思うんですけども、やっぱり殺到するような状況になると、公平性が保てなくなるという状況もあるということを確認する必要があると思います。

話はちょっと変わるんですけども、コロナの影響も関係なく、支払いに関してのキャッシュレス化の動きというのが日本ではありました。もともとオリンピックの開催を控えていた国として、キャッシュレス化を推進するということがあって、キャッシュレス・ポイント還元事業というのが、今年の6月末まで9か月にわたって行われました。

その結果、クレジットカード決済のほかに、簡単にスマートフォンなどで決済できるQRコード決済なども普及してきました。村内では商工会なども支援して、こういったQRコードの決済も含めたこういったキャッシュレスの方法を普及するための支援をしていただいているかと思うんですけども、現在の村内の事業者でのキャッシュレス対応の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） キャッシュレスの対応についてお答えいたします。

一般に、キャッシュレス導入につきましては、利用者にとっては現金払い不要と円滑な支払いの利便性の向上、事業主にとってみれば、迅速な決済や売上管理の簡略化という事務効率の向上などが上げられ、今また、での開発が進められているというところがございます。

青木村内の商店各店舗のキャッシュレス導入につきましては、ちょっと数字データでの詳細に村も商工会もつかんでいないんですけれども、例えばインバウンド対応を視野に入れると、道の駅あおきではクレジット対応しておりますし、例えばQRコード決済でいきますと、Pay Payなどは、村内で10事業者が導入していると承知しております。

青木の村商工会では、昨年10月に、商業部会及び観光サービス部会員を対象にして、キャッシュレス決済の事業説明会及びその場での決済サービスの申込会を開催をいたしたところでございます。キャッシュレス決済の部会員に周知して、その導入の検討をする機会というものを用意しました。

その場で、早速キャッシュレスの申込みをされた事業者もおられた一方、客層が多分キャッシュレスになじまないだろうとか、現金を優先する考え方とか、将来発生が見込まれる手数料の問題等で、導入を見送られた方もいたというようなことを伺っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） このキャッシュレス化、当初は、そういった海外からのインバウンドの需要とかそういったことがあって、キャッシュレス化する必要があるという話だったんですけれども、今は、このコロナ対策としてキャッシュレスの決済を行う。要は非接触の形で、いろいろ経済回していくという中の一つに入っているかと思うんですけれども、そういった意味合いもあって、村内の事業者、さらにキャッシュレス化していく、そういったことをしながら消費喚起策を行っていくべきだと私は考えています。

中でもQRコード決済は、店舗側も購入者側も、登録する負担がとても少ないことから、簡単に導入が可能です。また、少額決済で多くの人に還元され、消費券のときに購入できなかった理由である並ばなくてもよくて、時間の制限もありませんから、公平性が保てます。

もちろんQRコード決済、そういったスマートフォンを持っていないとなかなか難しいことがありますから、スマートフォンを持っていない方のことも考えて、従来の消費券なども残す必要はあるかと思いますが、こういったQRコード決済などの導入も検討する必要があるのではないかと考えています。

現在では多くの自治体が、地域消費券の代わりにこのキャンペーンを行っています。上田

市では、第1弾が8月10日から9月22日まで行われ、好評だったため、第2弾が、年明け1月5日から2月21日まで行うということが決まっています。上田市以外に長野県内では今までに、松本市、小諸市、千曲市、立科町が行ってきました。

このように、キャッシュレス化ということと、村内の経済の循環、またコロナの対策ということを両立することができるんじゃないかと私は思っているんですが、このような考え方についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村内のキャッシュレス化については、既に、納税とか上下水道とか銀行の引き落とし、あるいはカード等で広く行われているわけでございます。

御質問の今のことでいえば、お話のありました市町村のその仕組みといたしまししょうか、内容は、緊急経済対策として、P a y P a y株式会社と商工会議所等と自治体と指定店で、これをするとポイントが30%還元されるという仕組みというふう聞いております。それから、自治体では還元分の負担、それから店舗の初期投資の補助、広告、そういったことを予算化して、これに取り組んでおられるようでございます。

長所とすると、その30%の還元を目的として、当該の自治体住民、あるいは外の購入者が訪れること、あるいは今御質問の趣旨にありましたキャッシュレス化が促進されることとなります。

もう一つ、一方、課題があるというふうに私、思っております、青木村では、今、担当課長が御説明したように、これを使えるのは10店舗程度かなと思えますし、一番は、その30%の還元が、必ずしも自分の自治体に戻ってこないということが、私どもにすると、そういう保障がないということが大きなポイントだと思っております。もう一つは、やっぱり高齢者が、こういうのは使いにくいということでもあります。

そういう中ではありますけれども、せつかくの機会でありますので、少し、村の商工者、事業者の消費動向、あるいは費用対効果、そういったことを勉強していきたいと思いますが、ひとつ、やっぱり商工会の皆さんが、それにどう乗ってきてくれるかな。商工会あるいは商工会のメンバーの皆さんがということでもありますので、既に勉強会は行っておりますし、実際やったところの事例など、勉強させていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ次回以降、消費券等発行していただく際には、その検討課題としてちょっと入れていただければと思います。

もしかしたら、最初にやるときには、そういった店舗数が少なくてもうまくいかないとかあるかもしれませんが、やはりそういったものを推進していくという、例えば村の姿勢であるとか、コロナの対策のためにそうしたこともやるということも行政としての役割だとは思いますが、検討をぜひしていただければと思います。

続きまして、2番目の学校給食について伺います。

この4年間にわたりまして、食べることについて質問してまいりました。それだけ食事は重要であり、生きていくために必要なものであるからです。生きることは食べることで、食べていくことは生きること。シンプルなことですが、忘れがちなことでもあります。

学校給食についても今まで質問してまいりましたが、子供たちの成長を第一に考え、限られた予算の中で最大限のことをしてきていただいていると思います。

そのような中で、食と教育は大きな関係性を持っていると言われていています。食の生産、流通、消費、廃棄を考え、農林水産物を育てる地域の環境を考えることは、食べ物に関心を持ち、知識を学ぶことができます。こういった食と教育について、村としてはどのように考えているか伺います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 平成16年に、食に関する指導体制の整備についてという答申が文部科学省から出されました。

これは当時、食生活を取り巻く社会環境の変化に対して、社会的な要請があったことによります。それは、偏った栄養摂取、肥満傾向の増大、過度の痩身等の摂食生活の乱れ、さらに、朝食欠食者は、高校卒業時までには習慣化しているというようなこと、孤食の増加、子供の体力の低下等によるものであります。

この中央教育審議会答申では、食に関する問題は家庭が中心となって担うものだが、現実には核家族化の進展、共働きの増加、外食や調理済みの食品の利用の増加等により、保護者が子供の食生活を把握し、管理していくことが困難になっているとしています。

そこで、学校や地域が積極的に支援する必要があるということで、この答申によって、栄養教諭制度が整備された、そういう歴史があります。

青木小・中学校では、その栄養教諭の先生を中心に、給食指導等の食育指導や家庭科、学級活動等での食育指導、給食週間を設けた指導等、様々な場で実施しております。

じゃ、村としてはどうかということですが、あおきっ子教育ポイント5か条の第1条に、「一日のスタート 早寝早起き朝ごはん元気に歩いて学校へ」が位置づけられておりまして、

以前、子育てフォーラムで重点としてこのことを扱ったときに、その活動に対して、平成27年に文部科学大臣表彰を頂いたことがあります。

食育については、今後も丁寧に扱う必要があると考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 食は、健全な体をつくるだけではなく、精神面にも大きく影響することですので、引き続き食育に対して、これからもお願いしたいと思っています。

今年度は、コロナの対策によって学校給食無償化になりました。保育園や小・中学校に通う子を持つ親からは、「とても助かった」と、「本当ありがとう」と、本当に多くの方から言われています。村民の方が本当に感謝しています。

まだ、コロナ対策が必要である期間が長期化することが予想される中で、子を持つ親は不安であるかと思います。こういった世の中であるからこそ、安心して子育てができることが必要なのではないのでしょうか。

多くの子を持つ親が希望する、この学校給食無償化の来年度の継続の予定があるかどうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 食育、食べるということは、子供のみならず、私ども大人にも、大変大事なことだというふうに思っております。

一説では、米文化のところはコロナの感染者が少ないというふうに言われておりまして、そういうことを含めて、食べることについて、食については大事だというふうに思っております。

お話にありましたように、学校給食は、児童・生徒の心身の健康の源泉でございます。今年度は、幸いにいたしまして、国から100%補助の地方創生臨時交付金を頂きまして、小・中学校全員の給食費を無料にすることができました。本当に、私も予算が許せば、これをしたいなというふうに前々から思っていたものですから、この交付金が来たときに、真っ先に、これは最優先でいこうというふうに、課長会議では提案し、皆さん了解を得られたところでございます。

本当に、こういった臨時交付金のように、地方自治体の裁量に委ねられるような交付金というのは大変ありがたいですし、今後もそういうことが増えることを、国に対して、長野県町村会としてもお願いをしているところでございます。今、宮入議員から御質問ありましたように、こういう状況の中で、保護者の皆さんから好評だったということは、私も大変うれ

しく思っております。

青木村の村税、具体的にいいますと、村民税、固定資産税、軽自動車税、村のたばこ税、これで今年度の村税は、当初予算の額は3億8,760万8,000円でございます。一方、保護者から頂く給食費は、小・中学校での合計でありますけれども、試算では約2,130万円でございます。この2,130万円は、村税の約5.5%に当たるわけございまして、この5.5%が恒常的に毎年支出されるということは、財政の硬直化にもつながるといことで、財政運営からは大変厳しい状況でございます。

よく交付税と言いますけれども、交付税というのは御案内のとおり、各市町村が、各自自治体が自治体運営をしていく中で、最低の必要な額を合計して税収との差を交付していただくものでありまして、その給食費は、国の判断では交付税の対象の数字には入っておりません。

そして、もう一つ御理解いただきたいのは、準要保護児童・生徒に対する給食費でございますけれども、小・中学校45人の補助を、国・村で約9割をさせていただいております。その対象の人数は、今申し上げましたように45人いらっしゃいまして、全生徒の約11%に当たるわけでございます。県内の市町村、御質問の趣旨で調べましたところ、私どもが持っている資料によれば6町でございます。

以上の状況でございますので、給食費の今後、恒常化の無料化につきましては、村税を増やすことをまず第一の方策にしたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 私自身も、今までで給食の無償化ができないんだろうとっていて、今回無償化ができたということがどういうことなのかということも、もちろん理解はしているつもりではありますが、どれだけ村の方たちにインパクトがあるのかということも見ながら、やはりこういったことって必要なんだなということも身をもって感じているわけでありませぬ。

もちろん、最初にお金がなければどうやってやるのって話には、もちろんなるんですけれども、やはりそういったことが、優先順位の中では結構高いのではないかと改めて思ったものでありますので、ぜひそういったものとして、今後の予算を組み立てる際には、ぜひ頭の中にはいつも入れていただきたいなと思います。

続きまして、3番目の判こレスについて伺います。

以前、働き方改革について、役場内の業務効率化について質問させていただきました。現在、多くの行政機関や企業でも、判こレスの動きがあります。メリットは、企業であれば生

産性の向上であるとか、場所にとらわれない働き方が可能になるなど、今のこのコロナ禍の時代に求められていることであります。

長野県や長野市でも、その動きがあることが報道されています。東京都では、2021年度までに原則廃止するという報道もありました。

現在、役場内外での手続で、押印が必要とされているものはどれだけあるのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御質問のその数についてですけれども、全部しっかり洗い出すという、ちょっと時間的にできませんで、洗い出し切れてはいないんですけれども、例えば村の例規集ですね、こちら、325の例規が搭載されておりますが、その中で、明確にその押印を求めているものについては79件ございました。その他、国・県が求めているものとか、あと要綱とか要領で定めているものとかもあると思うんですが、報道等によると、市町村レベルでは、2,000とか3,000とかも言われているのが現状だというふうに理解しております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今、79件と伺いましたけれども、今、全国的にそういった見直しをされているところが多いわけですが、そういった廃止されていく理由、幾つかあるとは思いますが、そもそも押印に法的な根拠もなく、慣習的に行われてきたものが多いからだということも指摘されています。

現在、青木村で、手続上、押印が必要であるその根拠は、何かあるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） これは、国の例えば法令で定められたもの、あるいは県や村の条例で定められたもの等があるわけですが、これまでの押印は、その歴史的、文化的な背景も恐らくあって、主には本人確認ですね、この役割を担ってきたものだというふうに理解をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 現在では、本人確認の部分については、身分証明書の提示であるとか本人の署名、署名とその証明書の提示、それがワンセットで身分証明を行うというのがだんだん増えてきていると感じています。

現在、そういった自治体の中でも判こレス化の動きがあるんですけれども、青木村として

の今の対応の状況、ありましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 判こレス化の動きです。

近年は、村も発出文書等の以前は全部、村長の公印を押していたりしていたものを省略したりですとか、あるいは窓口でも、本人確認ができれば押印を求めない等、脱判この動きは、少しずつ進んできているかなというふうに感じているところでございます。そこへまた、ここへ来て、国が脱判こに向けて大きくかじを切ってきたということもあります。

マイナンバーカードの普及促進等も言われている中で、そのカードの提出ですとか、カードの利用ですとか、あるいは免許証、保険証などで本人の確認ができれば、ほとんどの申請書において、押印は不要になっていくのかなというふうに感じております。

国も、法改正が必要なものについては、来年度の通常国会に改正法案として提出していくということでございますので、我々のところに来ている通知の中でも、今月中に国から、押印廃止に向けたマニュアルといいますか、そのガイドラインが配付されるということでございますので、村としても、その国の方針に足並みをそろえて対応していくことになるかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 判こレスの話に関しては、業務の効率化にもなりますので、そういったその時代に合わせた形でいろいろ変わってくるものだと考えています。

そういった業務の効率化自体は、当然のことながら、判こレスをしたからすぐに何か業務の効率化ができるかという、そういうわけではなくて、業務の全体を見ていく必要があるんじゃないかと思えます。

こういった判こレスを行うだけでも、ペーパーレス化が行えるものであったり、行政サービスの向上となるものも多いのも事実であります。村として、今後のそういった行政のサービスの中での業務の在り方というものをどのように考えていますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、御質問いただいております判こレスというのは、質問の中にありましたように業務の効率化という中でございまして、もう少し私どもの言葉でいえば、文書事務の改革ということになるかというふうに思っております。

こういうことによりまして、私ども同士、いわゆる行政間同士の業務の軽減化とか、あるいは村民の皆さんとのやり取りの中で、サービスを向上させていくということでは、やはり

必要になってくるかと思えます。

課題として、本当にこの人が、判こは押していないんだけど、見たという確認をどういうふうにするんだろうか、重要文書等についてですね、というようなことだとか、申請が、本当にこの人は本人で申請したんだろうかとか、本当にこの人のサインなんだろうかとか、そういうようなことも課題であるかというふうにも思っております。

こういうことは、河野太郎行革大臣が自治体向けのマニュアルを作成したということで、まだ来ていませんけれども、こういう中でそういうことが、その勉強させていただきたいというふうに思っております。

デジタル化、オンライン化、ペーパーレス化、いろいろな言葉の中で、その行政改革、文書事務の簡素化、行政改革、そういう中の一つとしてこの判こレスも捉えて、業務の在り方の中で、改革の中で取り組んでいきたいと思っております。

申しあげましたように課題もありますので、そこは、1世紀以上にわたる文化、あるいは確認方法でありましたので、慎重にやらなければならない部分もあると思えますけれども、世の中の方向はそういうことをございますので、それに従ってやっていきたいというふうに思えます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そういった判こレス化をすることによって、行政のサービスが向上につながるのであれば、ぜひぜひ積極的に採用していただいて、要は、村民に対するサービスの向上でもありますので、ぜひ推進していただきたいと思えます。

私からの質問は以上です。

○議長（宮下壽章君） 1番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

散会 午後 3時43分

令和 2 年 1 2 月 1 5 日 (火曜日)

(第 3 号)

令和2年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年12月15日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 村道路線の廃止について
- 日程第 7 議案第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 7号 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第11 議案第 8号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 発議第 1号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第13 発議第 2号 地方財政へのさらなる支援を求める意見書について
- 日程第14 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について
- 日程第15 陳情第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書について
- 日程第16 陳情第 3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書について
- 追加日程第1 発議第3号 気候非常事態宣言に関する決議について

出席議員(10名)

1番 宮入隆通君

2番 坂井弘君

3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進 室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	多田治由君
商工観光移住 課長兼住長 商工観光移 住係	中沢道彦君	保育園長	若林喜信君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係	稲垣和美君	総務企画課 総務係長	小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記
------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、本日の会議を開会いたしますが、議事に入る前となりますけれども、ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは控室へ御移動お願いいたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時32分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 先日実施されました社会文教委員会の委員長報告をいただいたあと、報告第1号から、質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君） 社会文教委員会の委員長報告をお願いします。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

令和2年12月15日、青木村議会議長、宮下壽章殿。

社会文教委員長、居鶴貞美。

社会文教委員会に付託されました案件につき、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第74項の規定により御報告を申し上げます。

陳情第1号 安全・安心の医療介護・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてであります。意見、討論なく、全員賛成にて原案のとおり採択すべきものすることに決定をいたしました。

陳情第2号です。義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書についてです。意見なく、以前に採択された請願と同様の内容であるとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり採択すべきものとするに決定をいたしました。

陳情第3号です。国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書についてです。一部文言の修正について意見が出されましたが、修正せず、原案のとおりでよいとの意見も出され、討論なく、全員賛成にて原案のとおり採択すべきものとするに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） ありがとうございます。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） それでは、本議会開会日にお配りいたしました議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

報告事項につきまして、3項目ありますので、1項目ずつ質疑をして参ります。討論、採決は一括で行いますので御承知いただきたいと思います。

初めに、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 給与のマイナス勧告、この間久しくなかったことですが、期末勤勉手当については10年ぶりの給与削減となるというふうに聞いております。コロナ禍の中で奮闘している職員にとっては、モチベーションを下げる給与改定だというふうに思うわけですが、当然のことではありますけれども、職員団体との合意は既に行われているというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 職員団体にも必要な情報は提供し、また、団体独自でも情報は収集されておりますので、今回の条例改正に至っているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 合意はされているというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村の職員団体は、どのような職員団体であり、組織の様子はどうか、その点について教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 組織の名称は、青木村職員労働組合となっております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 組織の様子はどうかということをお聞きしたのは、ほとんどがこの職員労働組合に加入しておられるという判断でいいのかということと、並びに会計年度任用職員はそこに組織されているのかどうかということにですが、その点についてお伺いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 正規の職員については、全ての職員が加入していると理解しております。また、会計年度任用職員については、加入の意向等を確認する中で希望があった方については、加入をされているというふうに理解しております。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますか。よろしいですか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

1 項目め、終了します。

2 項目め、青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 12月の支給分については、年度当初の雇用計画に基づいて従前の支給額によって支給し、任用替えとなる4月以降の支給割合を改正するという趣旨は理解をするところであります。

したがって、来年度以降、マイナス勧告ではなくプラス勧告であっても、同様に年度内は年度当初の雇用計画に基づいた改正前の支給というふうになるんだというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

2項目め、終了します。

3項目め、青木村営バス設置条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第1号 青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての質疑を行います。

質疑のある方。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、お聞きをいたします。

5ページのところに、2に条例制定概要がございます。（1）から（2）（3）とございます。この条例に関して、（1）は条例にてありました。（2）の町村議会選挙におけるビラ配布の解禁、それから町村議会議員選挙における供託金制度の導入、この点がこの条例上に見当たらなかったんですが、その点についての御説明をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） この部分につきましては、公職選挙法の中で既に定められている内容ということで、改めて本条例には記載がないということで御理解をいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 細かいようですが、条例制定とありましたので、条例と今のそれは私も理解はしておりましたので、その確認をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかにありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第1号 青木村議会議員及び青木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第3号 村道路線の廃止について質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第3号 村道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第4号は人事案件でございますので、慣例に従いまして別室にて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ここで、暫時休憩といたします。

控室のほうに御移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時54分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

[資料配付]

○議長（宮下壽章君） 北村村長、説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意をお願いいたします。

記、住所、青木村大字村松989番地、中澤榮治さん、昭和26年3月21日生まれ。

お二人目の方が、住所、青木村大字夫神1704番地、花見重光さん、昭和33年12月15日生まれでございます。

3人目の方、住所、青木村大字夫神839番地2、清水よし江さん、昭和26年12月14日生まれ。以上3人の方をお願いいたします。

令和2年12月9日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第5号 令和2年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 13、14ページ、総務管理費の7の諸費の18負担金、交付金の部分ですが、自転車用ヘルメット購入補助金というふうな御説明でしたが、この制度について御説明いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらにつきましては、村民の方が自転車用のヘルメットを購入された場合、ですから、高齢者はもちろんですけれども、通学等で自転車を利用している高校生なんかも対象になってまいります、自転車用のヘルメットを購入した際にその2分の1を補助する、上限を3,000円と定めて2分の1を補助するという仕組みでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、存じ上げていなくて申し訳ないんですが、この制度はいつから導入になったんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 本予算の承認をいただいたことをもって、新年1月1日以降発足というような形で運用させていただく予定になっております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 分かりました。ホームページ等でも見ましたが、掲載されていなかったもので、既に発足しているかどうか分らなかったものですから、新しい制度ということで理解してよろしいですね。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですね。

ほかに。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 坂井議員の関連でお伺いします。

ヘルメットという話、結構なお話だと思うんですが、今、当村の子供とかの中で加害者になった例があるか、これはまだ把握しているかどうかちょっと分からないんですが、もしあったら教えてください。

○議長（宮下壽章君） ちょっとよく聞き取れなかったそうなので、もう一度お願いします。

○10番（山本 悟君） 加害者になった例があったら教えてほしいなと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私ども承知している範囲内では、加害者にというのはないんですが、最近、自転車事故で亡くなった方がいるんです。自転車事故で倒れて亡くなった。で、そのときは誰も見てなかったんですが、それで自宅に血だらけで帰ってきて、それが原因で亡くなったということがあったり、それから上田警察もこういうことを一生懸命やって、入り口にヘルメットをかぶりましょうというキャンペーンをされておられますので、こういう機会を利用して、私どもはそれをきっかけとして、こういう制度を導入したということでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の警察は、自転車に乗っている方も道交法の違反で検挙しますし、最近をよく考えて自転車に乗っておられると思いますが、以後気をつけていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますでしょうか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） これに関連いたしまして、ただいま御説明がありましたけれども、これは所得制限とか特にないんでしょうか。全村民が対象ということでよろしいでしょうか。それからもう一つ、バイクについては、これには該当しないということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小林企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（小林利行君） ただいま御質問いただきましたヘルメットの購入の際の補助金につきましては、特に所得制限等は設けてございません。

また、バイク等のヘルメットの購入に際しましては、これは免許の法律のほうで義務づけられているものですから、こちらについては補助の交付というのは考えておりません。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 12ページの給与明細なんですけれども、退職手当が異常な減り方している、これは人事異動等とありますけれども、ほかとの特別会計等の人事異動も、それほどないような感じしますけれど、この内容について。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） お答えいたします。

こちらについては、会計年度任用職員の退職手当に関わるものでございまして、会計年度任用職員については、御承知のとおり、本年度から導入された新たな制度でございまして、当初、一般職と同様の率で計算をして収めるということで計上しておったわけなんですけれども、退職手当組合のほうで会計年度任用職員については、もう一度整理をしていただいて、率がうんと一般職と比べると下がったということが一番の要因でございまして。トータルで900万ぐらい当初から減になっています。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） ちょっとページは飛びますけれども、25、26ページの、これは農業振興費の中の負担金補助及び交付金、補助金、6次産業フロンティア支援金というのがございます。この間の御説明をお聞きしていると、農薬によらない経営というか、そういう方の支援金だと、こんなふうな御説明がございました。

何か私も、フロンティア事業について要綱があるようで、その要綱の中でちょっと読みますと、青木村6次フロンティア支援事業補助金交付金の要綱の中で、第1条、青木村の優れた農産物をはじめとして、地域資源を活用した加工品等を開発し、また、加工施設等を整備する場合に要する経費に対して予算の範囲内で、この要綱により補助金を出す、こんなふうなようがございまして。

私もちょっとよく、私のパソコンはちょっとうまくいきませんでしたので、詳しい内容は私も調べてございませませんが、無農薬の農産物にもこれを出すと、そうすると、これの範囲内に入るのかなということと、この栽培されている方が道の駅等に多く栽培して出荷する中で、今非常に注目もされている無農薬、そういった製品がよく売れるというか、当然注目をされると、こういう観点からこういう補助金を出せるようになったのかなと、こんなふうに思い

ますけれども、お願いをしたいと思います。

それからまた、フロンティア支援金を受けている事業者が青木村の中で、団体といいますが、何件くらいあるか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 6次産業フロンティアの事業につきましては、議員さんおっしゃられたとおりでございます。特に、その中でも定義の中でも加工品等ということで、地域の農林水産物を主な原料とし、加工品、調理品のものが対象となるということでございます。

今回、無農薬というよりは、農薬や肥料に頼らない自然なものというか、私どもも農薬関係とか有機農業とかいろんな研修も、議員さんたちと一緒に研修させていただいておりますので、そこら辺について、そういう農薬や肥料に頼らない小麦を活用したもの、加工品ということでございますので、その辺を重視しまして今後とも、特に山間部とか荒廃農地とか、これからこれがうまくいくようでしたら、それについて、特に大型機械が入らない荒れた場所とか、いろんな有効なことも考えられますので、青木村としても期待しているところでございますので、応援していきたいということが趣旨でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） その趣旨は分かりました。ぜひ広く村民にPRをしていただいて、こんなことが利用できるように、また御指導をお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 稲垣農業振興係長。

○建設農林課課長補佐兼農業振興係長（稲垣和美君） これまでの取組件数でございますけれども、平成28年度からこの要綱を制定したものなんですけれども、手元にあるのが本年含めて過去2年分までしかないんですけれども、本年令和2年度は今回補正で上げたものを含めて3件の申請を受けているという状況でございます。令和元年度はございません。平成30年度は同じく3件申請を受けているという状況でございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 31、32ページ、中学校費についてお聞きをいたします。

17番、備品購入費で278万1,000円の計上がございます。この関係につきましては、2021

年4月から新学習指導要領が実施されるので、それに伴うものかなというふうには思いますが、ここで、この補正として278万1,000円、この金額を補正で計上されたという、この点につきまして、まずお聞きをしたいと思いますが。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年は小学校が同じ経緯でありましたが、今年は中学校が夏、8月に、新しい教科書が上小地区では何を使うかという会社が決まります。決まったところで、じゃ、それはどのくらいの本の値段なのかということが分かりますので、そこで直近で今、計算ができましたので、ここでお願いするというものであります。だから、当初予算には盛れないという、金額が分からなかったので盛れないという状況がありますので、ここで認めいただきたいと思います。使用するのは4月からです。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいまの説明でよく分かりました。これは英語教育だろうか、英語の教科書ということで、まずよろしいんですか。

○教育長（沓掛英明君） 全て。

○7番（居鶴貞美君） 全てのということ。はい。

それで今の御説明で、今年から小学校の3、4年生が英語教育必修と、それから5、6年生が教科ということになっているということによろしいかと思いますが、それでこの新学習要領の関係が今の当初予算で計上できなかったと、こういう今の御説明でありましたんですが、もう既にこの関係については、もう前から分かっていたという、この学習指導要領に基づくものという意味なんですけど、ただ、今、金額がというお話でしたので、それで今度予算を組みますけれども、その予算でもなくて、この補正で出てきたということにちょっと私、今こだわったということなんですけど、この予算では間に合わないということによろしいんですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおりです。これは中学校の教科書ということでありませう。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員、よろしいですか。

○7番（居鶴貞美君） 分かりました。

○議長（宮下壽章君） ほかに。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今のページのちょっと上の小学校費お願いします。節の14の工事請負費なのですが、これというふうにお聞きしたんですけれども、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 減額部分、安くなった部分は、G I G Aスクール構想によるネットワーク整備事業の減になります。それは、アクセスポイントというのが天井につけるんですけども、コンピューターに電波を飛ばす、それを当初は教室1つずつにつける予定でいたものが、廊下につけることで、例えば2つ教室分はオーケーということになりましたので、1個分は安くなったという、そういう計算で安くなりました。効果は同じです。

高くなった部分、増額した部分は、来年低身長のお子さんが入学する予定でありますので、そのために小学校1年生のトイレを改修する工事の費用であります。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） トイレのことについてはそのようによろしくお願いします。村も下水道には力を入れて普及率はほぼ100%に近いかと思いますが、村で小学校で水洗と旧の割合はどうか、その辺お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 洋式が各階に1つぐらいで、あとは和式ということになっています。それで、全部洋式にという話は前々からあるんですが、そうすると、億のお金がかかるということを言われていて、なかなかちょっと踏み出せないでいます。

一方で、子供たちは意外と和式のほうがいいと。なんでかという、洋式だと人が座ったところに座るので嫌だというお子さんもいて、和式だからいけないということでは一概にはないと。

それから、保育園で和式で練習をしているので、意外と困らずに小学校生活ができるということもありますので、1億円を使うかどうかも含めて、今後、和式、洋式の水洗にするかは大きな課題だと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 大きな流れは洋式だと思いますが、当村では和式のほうがいいというお子さんもいらっしゃるということなんですが、村長、どうでしょうか。これからは学校を新しく作るんだったら、和式は考えられないんですが、方向的に見て、だんだん洋式に

移っていくんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅の会議がありまして、いろいろ議論する中で、和式も1つぐらい少し残しておいたほうがいいよなというのが、会議の全体でありました。ですから全国的に見て、和式もある程度必要なのかなと、必要といたしましょうか、そういうことを必要とする人もいるのかなと思っております。

青木村小学校の場合は、長年検討しているんですが、もともと和式の排水管が構造でありまして、これを洋式にすると、相当管を太くしないといけない。全部校舎の管を入れ替えなければいけないとなると、今、教育長が申しあげましたような相当な高額になるということで、なかなか財政上の理由ももう一つありまして、現状、各階に1つずつは無理して造ってありますけれども、そんな状況でありますので、何かの機会に財源があるとか、校舎全体を見直さなければならぬとか、そういう時まで、今のままというふうに思っております。

○10番（山本 悟君） 分かりました。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 17、18ページに戻ります。

民生費、社会福祉費の老人福祉費、節12の委託料になりますが、高齢者生活福祉センター運営委託料について、居住棟生活支援ハウス個室の室料の改定に伴うものという御説明でした。9月議会でこの点についてはお願いしたところでございますが、どのように改定されたのか、その点について御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 9月議会のほうで御指摘があり、私どものほうでも、以前から検討を進めていた結果、居室の使用料を改定することといたしました。

主な内容でございますが、まず、120万以下の収入の方からは使用料を頂かないという1点。

それから、収入に応じて細かく金額が変わっていく形、大きくくくると、僅かなお金の差で違う区分に入ってお金が余計取られてしまうというような、そういう方が出てこないように、そういう形をまず考えました。

それから、240万以上の方は5万円を限度という形でやっておりましたが、それを25万にしたという点がございます。

以上、1人用の居室についてはそういう形になりましたが、1人で2人用の居室を使う方

については、今まで1人用の部屋の2倍の金額を頂いておりましたが、これが大変高いということで、そこら辺を中心に見直したところでございます。こちらにつきましては、最高額が5万円の倍になりますので10万円でしたんですが、それが7万5,000円まで下げるという形をとりました。

また、逆に1人で2人部屋用を使う方で所得の少ない方、こういう方には若干御負担を余計頂くような形になってしまいましたが、一応そういう形で止めたところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 鋭意御検討いただき、ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続けて申し訳ありません。31、32ページをお願いします。

中学校費の学校管理費に関わる部分の給料及び職員手当等に関わってですが、マイナスになった大きな理由として、村費職員の県費への任用替えというふうに御説明を承ったかと思いますが、具体的にどのような任用替えがあったのか御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学級が1つ増えたことに対して、専科職員が県費で1人賄えることになったため、それまで村費でお願いしていた職員を県費で配置ができたということで、減額になりました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

もう一点、別の点よろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） はい、どうぞ。

○2番（坂井 弘君） 33、34ページになります。

社会教育費の五島慶太未来創造館に関わる部分ですが、当初、この説明についてのパートタイムからフルタイムへの任用替えという御説明だったかと思いますが、年度途中でパートからフルタイムに変えた理由は何でしょう。

また、創造館の職員体制についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実はパートでもう一名お願いしていた、3名体制だと考えていた1人が体調を崩してしまって、そのために1人はもうずっと張り付いていただくといい

要があるということと、専門性の高い方だったので、パートからフルに変えたということがあります。

基本的に4名を村の正規職員と、3名のフルタイム、あるいはパートを回して、土日には2名、それから平日には1名という体制で基本的には動いていくようになっています。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第5号 令和2年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

10時35分から再開ということによりまして。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続きます。議案第6号 令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 9、10ページの歳出に関わる部分ですが、委託料、システム改修委託料の項で、説明が介護報酬の改定というふうな御説明だったかと思いますが、介護報酬の改定は3年に1度かと思います。来年4月に向けた、そのためのシステム改修というふうに思うわけですが、年度当初の金額を補正するようなことの必要性が生じた上での補正なのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 介護保険料につきましては、3年に一度の改定ということで行いますが、介護報酬全体の中のシステムということをお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第6号 令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第7号 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第7号 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第8号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第8号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、発議第1号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

発議第1号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、発議第2号 地方財政へのさらなる支援を求める意見書についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。
討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

発議第2号 地方財政へのさらなる支援を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。
討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書については原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書については原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、陳情第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

陳情第3号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

陳情第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書については原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（宮下壽章君） これより追加日程を上程します。

資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 追加日程第1、発議第3号 気候非常事態宣言に関する決議についてを議題とし、提案者の説明を願います。

宮入隆通議員。

○1番（宮入隆通君） 発議第3号。令和2年12月15日、青木村議会議長、宮下壽章殿。

提出者、青木村議会議員、宮入隆通。

賛成者、青木村議会議員、松澤正登。賛成者、青木村議会議員、居鶴貞美。

気候非常事態宣言に関する決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

気候非常事態宣言に関する決議案。

近年、世界各地で記録的な大雨や干ばつなどの異常事態が頻発している。これらの異常気象は、人の生活や経済活動による温室効果ガスの増加による地球温暖化が進むことに伴ってさらに増えると考えられている。温室効果ガス排出量の削減は世界的に喫緊の課題である。

日本でも、各地で気候変動による異常気象が起こり、多くの被害が発生している。気候が穏やかで災害の少ない地域と知られてきた本村であるが、令和元年10月の台風19号は本村にも甚大な被害をもたらした。

現在は世界で1,200以上の自治体が気候非常事態宣言を行い、国内でも長野県及び周辺自治体でも宣言をし、脱炭素化を目指す取組みが始まっている。

私たちは、美しい自然と景観に恵まれた本村の素晴らしい環境を後世につなげていくことに対し、責任を持つ必要がある。自然の恩恵を受けてきた本村だからこそ、温室効果ガスをできる限り減らし、村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければならない。

よって、本村議会は、持続可能な村として温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す運動を村民一体となって推進していくため、気候非常事態を本議会と青木村が共同で宣言することを青木村に対して強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和2年12月15日、青木村議会。

補足説明します。2016年12月5日に、オーストラリアのメルボルンにあるデアビン市が気候非常事態を世界で初めて宣言して以来、世界各国自治体で宣言されてきています。

県内では現在、長野県と11市町村が宣言を行っており、各地域の環境を守るため、気候変動の危機に対して向き合う決意をしています。

日本政府としても、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ、カーボンニュートラルにするとの政策目標を表明しており、衆参両議院にて気候非常事態宣言が決議されています。

長野県の宣言に賛同する青木村であります。村民の意識向上を行いながら、ともに一体

となつて取り組むために、村議会とともに青木村が宣言することを求める決議案です。

御賛同いただけますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 質疑に入ります。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

発議第3号 気候非常事態宣言に関する決議については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時49分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和二年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

令和二年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録